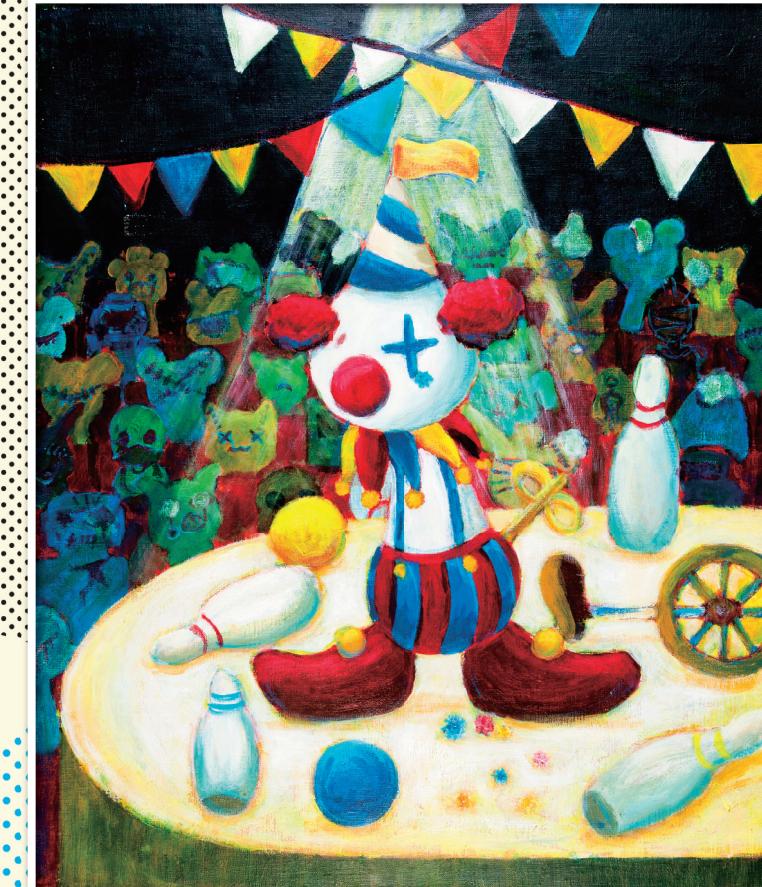


障がい者マーク、いくつご存知ですか。

 <p>身体障害者標識 警察庁</p> <ul style="list-style-type: none"> 手や足などに障がいがある方が車を運転する場合に、車に表示するマークです。 このマークを表示した車に対し、幅寄せや割り込みをすると道路交通法違反となります。 	 <p>聴覚障害者標識 警察庁</p> <ul style="list-style-type: none"> 音が聞こえない、聞こえにくいなどの障がいのある方が車を運転する場合に、車に表示するマークです。 このマークを表示した車に対し、幅寄せや割り込みをすると道路交通法違反となります。
 <p>障害者のための 国際シンボルマーク 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいのある方に配慮された建物、施設であることを表す世界共通のマークです。 このマークのある駐車場やトイレ等では、障がいのある方の利用に配慮しましょう。 	 <p>盲人のための 国際シンボルマーク 社会福祉法人日本盲人福祉委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 視覚障がいのある方に配慮された建物、設備、機器などに付けられている世界共通のマークです。 街角の信号などでこのマークを見かけたら、視覚障がいのある方への支援や協力をお願いします。
 <p>耳マーク 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</p> <ul style="list-style-type: none"> 耳が聞こえない、聞こえにくいなどの障がいのある方が、自身の障がいを表すために身に付けるマークです。自治体、病院、銀行等の窓口でも表示され、聴覚障がいのある方が利用しやすい環境づくりにも活用されています。 このマークを身に付けている方を見かけたときは、「はっきりと口元を見せて話す」「筆談をする」などの配慮をしましょう。 	 <p>ほじょ犬マーク 厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> お店などの入り口に表示され、身体障がい者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)の受け入れについて周囲の理解を求めるマークです。補助犬は、法律に基づいた訓練を受け「仕事中」は補助犬の表示を付けます。 補助犬は、お店などに入れることが法律で認められています。補助犬を見かけたら、受け入れへの理解をお願いします。
 <p>オストメイトマーク 公益社団法人日本オストミー協会</p> <ul style="list-style-type: none"> トイレの入り口に表示され、人工肛門・人工膀胱を保有する方(オストメイト)が利用できるトイレであることを示します。 オストメイト対応トイレがどこにあるか聞かれたときは、このマークのあるトイレを案内してください。 	 <p>ハート・プラスマーク 特定非営利活動法人ハート・プラスの会</p> <ul style="list-style-type: none"> 内臓に障がいがあっても見た目には分からない方への配慮を求めるマークです。ご本人が身に付けたり、駐車場や鉄道・バスの車内等で表示されています。 このマークを身に付けている方を見かけたときは、優先駐車場や優先席の利用をすすめる、携帯電話の使用を控えるなどしましょう。
 <p>障害者雇用支援マーク 公益財団法人ソーシャルサービス協会 ITセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいのある方の就労(仕事につくこと)を応援する企業や団体などがホームページや広告物などに表示するマークです。就労を希望する障がいのある方にとって、障がい者雇用を積極的に行っている、行いたいと思っている企業がどこにあるのかをわかりやすくし、企業側と障がい者の橋渡しをめざしたものです。 	 <p>白杖SOSシグナル 普及啓発シンボルマーク 岐阜市</p> <ul style="list-style-type: none"> 視覚障がいのある方が困っているときに、白杖を高く掲げて周りに手助けを求める「白杖SOSシグナル」を知ってもらうためのマークです。 視覚障がいのある方が白杖を掲げているときは、すすんで声をかけ、手助けをお願いします。

第2期岐阜県障がい者総合支援プラン

第2期 岐阜県障がい者総合支援プラン



岐
阜
県

平成30年3月
岐阜県

ヘルプマークを知っていますか？

援助が必要な方のためのマークです。



外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。
このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、
困っているようであれば声をかける等、
思いやりのある行動をお願いします。

表紙の絵は、ふれあいアートステーション・ぎふ
平成28年度大賞作品です。

作 者 安藤 優花 さん（本巣市）

作品名 「サーカス」

- ヘルプマークは、次の場所で配布しています。各市町村の障がい福祉担当課／県事務所福祉課（西濃、揖斐、中濃、可茂、東濃、恵那、飛騨）／岐阜県庁障害福祉課
- ヘルプマークの裏面には、必要な支援が記載されたシールが貼ってあります。みなさまのあたかいで支援をお願いします。
- ヘルプマークの啓発を応援いただける方や事業所に、ポスター及びチラシをお配りしています。詳しくは、県庁障害福祉課までお尋ねください。
- 詳しくは、県庁ホームページをご覧ください。 <http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/helpmark.html>



岐阜県

< 目 次 >

第1章 計画の策定にあたって ······	1
1 計画策定の背景 ······	1
2 計画の性格及び位置付け ······	2
3 計画の期間 ······	2
4 障害保健福祉圏域の設定 ······	3
5 計画の推進 ······	4
(1) 期待される役割と責務 ······	4
(2) 施策の推進体制 ······	4
第2章 障がい者及び障がい者を取り巻く施策の動向 ······	5
1 障がい者の動向 ······	5
(1) 身体障がい者 ······	6
(2) 知的障がい者 ······	9
(3) 精神障がい者 ······	11
(4) 難病患者 ······	13
2 障がい者を取り巻く施策の動向 ······	17
(1) 国の障害者基本計画 ······	17
(2) 障害者権利条約の締結 ······	18
(3) 障害者総合支援法の改正 ······	18
(4) 児童福祉法の改正 ······	19
(5) 障害者雇用促進法の改正 ······	19
(6) 障害者差別解消法の施行 ······	20
(7) 発達障害者支援法の改正 ······	20
(8) 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例の施行 ···	21
(9) 岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の制定 ······	21
(10) 2020年東京パラリンピックの開催 ······	22
第3章 計画の概要 ······	23
1 基本目標 ······	23
2 施策体系 ······	24
第4章 分野別施策 ······	25
I 安心して暮らせる社会環境づくり ······	25
1 障がいの人権尊重と心のバリアフリーの推進 ······	25

(1) 障害者差別解消法の推進	25
(2) 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例の推進	26
(3) 障がい者の虐待防止、権利・利益の保護	29
2 福祉を支える地域社会の構築	31
(1) 地域での支え合い活動の発展支援	31
(2) 県ボランティア・市民活動支援センターにおけるボランティア活動の促進	32
3 福祉のまちづくりの推進	34
(1) ひとにやさしいまちづくりの推進	34
(2) 移動等の円滑化の推進	36
4 身近な相談支援体制の確立	38
(1) 相談支援従事者の養成、確保及び質の向上	38
(2) 専門性の高い相談支援事業の実施	39
(3) 地域における事業所間のネットワーク強化	40
5 ぎふ清流福祉エリアの再整備	42
(1) 岐阜県福祉友愛アリーナ(仮称)、障がい者総合就労支援センター(仮称)、中央子ども相談センターの整備	42
6 情報環境の整備	44
(1) 岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の推進	44
(2) 障がい者の情報リテラシーに対する支援	49
7 安全な暮らしの確保（防災・防犯対策）	50
(1) 防災対策の充実	50
(2) 防犯対策の充実	52
8 福祉人材の確保支援と育成	53
(1) 福祉人材確保対策の総合的な推進	53
(2) 障害福祉サービス等を担う専門的人材の育成と資質の向上	54
II 社会参加を進める支援の充実	56
1 教育の充実	56
(1) 特別支援教育を支える環境の整備	56
2 雇用・就労の促進	62
(1) 障がい者の一般就労拡大の推進	62
(2) 福祉的就労の充実	66
3 外出や移動の支援	69
(1) 移動支援の充実	69
4 障がい者スポーツ、芸術文化活動等の充実	70
(1) 障がい者スポーツの振興	70

（2）障がい者の芸術文化活動の振興	72
III 日常生活を支える福祉の充実	75
1 障がい者の地域生活支援	75
（1）親亡き後の住まいの場の確保と地域移行支援	75
（2）入院中の精神障がい者の地域移行支援	77
2 施設入所者への環境・サービスの質の向上	79
（1）入所施設の居住環境の整備やサービスの質の向上	79
（2）県立ひまわりの丘の再整備	79
3 所得保障制度及び経済的負担軽減制度の活用促進	81
（1）各種手当制度や割引・減免制度の周知徹底	81
IV 質の高い保健・医療提供体制の整備	82
1 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見・治療体制の充実	82
（1）各種健診の受診勧奨や保健指導、心の健康づくりの推進	82
2 障がい児者に対する医療と福祉の連携による支援の充実	85
（1）保健・医療体制の充実	85
（2）療育体制の充実	86
（3）発達障がい児者支援の充実	87
（4）重度障がい・医療的ケア児者支援の充実	90
（5）難病患者支援の充実	92
3 リハビリテーション体制の整備	93
（1）地域リハビリテーションの充実	93
第5章 国の基本指針に即して定める「第5期障害福祉計画」	94
1 計画の策定にあたって	94
（1）計画の性格及び位置付け	94
（2）第5期計画の期間	94
（3）障害保健福祉圏域の設定	94
（4）計画の推進体制	95
（5）障害福祉サービス等の見込量の算出	95
2 数値（成果）目標	96
（1）平成32年度の数値（成果）目標の設定	96
（2）平成32年度の活動指標の設定	103
3 障害福祉サービス等の見込量と確保策等	104
（1）指定障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保策等	104
（2）圏域ごとの障害福祉サービス等の見込量について	113

第6章 国の基本指針に即して定める「第1期障害児福祉計画」	122
1 計画の策定にあたって	122
(1) 計画の性格及び位置付け	122
(2) 第1期計画の期間	122
(3) 障害保健福祉圏域の設定	122
(4) 計画の推進体制	123
(5) 障害児通所支援等の見込量の算出	123
2 数値（成果）目標	124
(1) 平成32年度の数値（成果）目標の設定	124
(2) 平成32年度の活動指標の設定	126
3 障害児通所支援等の見込量と確保対策等	127
(1) 障害児通所支援等の見込量と確保策等	127
(2) 圏域ごとの障害児通所支援等の見込量について	131
第7章 地域生活支援事業の実施に関する事項	134
1 県が行う地域生活支援事業の実施に関する事項	134
(1) 専門性の高い相談支援事業	134
(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	136
(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	137
(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	137
(5) 広域的な支援事業	138
【参考】	
「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）」（国の基本指針）に掲げる都道府県障害福祉計画に定める事項等（抜粋）	140
第8章 達成目標	143
I 安心して暮らせる社会環境づくり	143
II 社会参加を進める支援の充実	144
III 日常生活を支える福祉の充実	145
IV 質の高い保健・医療提供体制の整備	147
資料	148
障がい福祉に関するアンケート調査結果	148
岐阜県障害者施策推進協議会条例	153

岐阜県障害者施策推進協議会委員名簿	155
岐阜県障がい者総合支援懇話会設置要綱	156
岐阜県障がい者総合支援懇話会委員名簿	158
計画の策定経過	160
用語解説	162

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

本県では、これまで「岐阜県障害者基本計画」（平成7年度～16年度）、「岐阜県障害者支援プラン」（平成17年度～21年度）、「第2期岐阜県障がい者支援プラン」（平成22年度～26年度）、「岐阜県障がい者総合支援プラン」（平成27年度～29年度）を策定し、障がい者施策の一層の推進と、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保と円滑な事業実施を図ってまいりました。

一方、この間、国においては、平成28年4月に、障がい者に対する差別的取扱いの禁止などが盛り込まれた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が施行されたほか、県においても、障がいの有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていく共生社会の実現に向け、議員提案条例による「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」が施行されました。特にこの条例では、障がい者関係団体の役割が明記され、障がい者関係団体は自ら主体的に障がいのある人に対する県民の理解啓発に取り組み、県、市町村、障がい者関係団体が連携して、共生社会実現施策に取り組むことが規定されています。

さらには、「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」の改正による法定雇用率の拡大等、障がい者の一般就労の拡大に向けた取組みが推進されているほか、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを契機として障がい者スポーツや、障がい者の芸術文化への取組みも強化が進んでいます。

また、平成28年5月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」および「児童福祉法」が改正され、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「自立生活援助」や「就労定着支援」などの新しいサービスを設けることや、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、障害児福祉計画を策定することとなりました。

本県では、このような障がい者施策の目まぐるしい変化に的確に対応しながら、県の実情を踏まえ、県内の障がい者への福祉サービスの更なる向上を図り、障がいのある人もない人も共に生きる清流の国づくりの着実な進展を目指して、「障害児福祉計画」を新たに加え、「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」として改定するものです。

2 計画の性格及び位置付け

(1) 「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」は、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく「都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画」、障害者総合支援法第89条の規定に基づく「都道府県障害福祉計画」、及び児童福祉法33条の22の規定に基づく「都道府県障害児福祉計画」として策定するものであり、県の障がい者施策推進に当たっての基本的な考え方や実施施策等を包括的に記述するとともに、障がい者及び障がい児を対象とした障害福祉サービスの提供体制の確保の方策やその質の向上のために講ずる措置を定め、今後の障がい者施策の総合的な推進を図ろうとするものです。

なお、この計画は、県政運営の指針である「岐阜県長期構想（平成21～30年度）」及び「岐阜県長期構想中間見直し（平成26～30年度）」の内容を踏まえたものとしているほか、保健医療計画をはじめとする県が定める計画と整合性を図っています。

(2) また、「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画策定に当たっての基本となるもので、かつ、市町村障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として定めるものです。

3 計画の期間

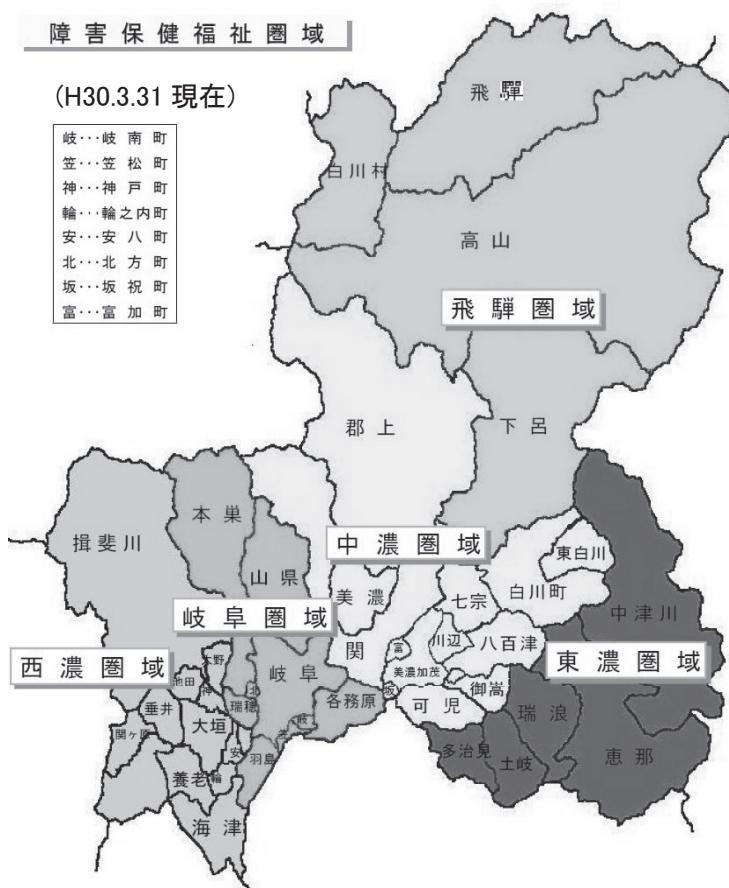
この計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

4 障害保健福祉圏域の設定

障害福祉サービスについては、障がい者に身近な行政主体である市町村が、当事者のニーズを的確に把握したうえで主体的に取り組んでいくことが重要となっていますが、市町村によっては対象となる障がい者が少なく、障がいの種類によっては専門的な対応が必要になるといったことから、複数の市町村による広域的な取組みも必要です。

そこで、県内に下記の5つの障害保健福祉圏域を設定し、必要なサービスを圏域の中で計画的に推進する体制を確立します。

なお、この圏域設定は、岐阜県保健医療計画二次医療圏及び岐阜県老人保健福祉圏域と同一としています。



圏域名	区 域
岐阜圏域	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
西濃圏域	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
中濃圏域	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡、可児郡
東濃圏域	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨圏域	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡

5 計画の推進

(1) 期待される役割と責務

「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」の規定にもあるように、障がいのある人も障がいのない人も分け隔てなく共に安心して暮らせる「共生社会」を実現していくためには、県だけではなく、障がい者関係団体、市町村、県民がそれぞれの役割と責務を自覚して協力、連携して障がい者施策や障害福祉サービスの提供に協力・連携して取り組むことが期待されます。

また、地域によって異なる多様な課題に対応し、住民が望むサービスを提供していくために、できる限り住民に近い市町村がサービスの実施主体であることを踏まえながら、市町村や国と課題を共有し、対等な立場で課題解決に向けて協力して取り組んでいくという姿勢を基本としていくことが期待されます。

(2) 施策の推進体制

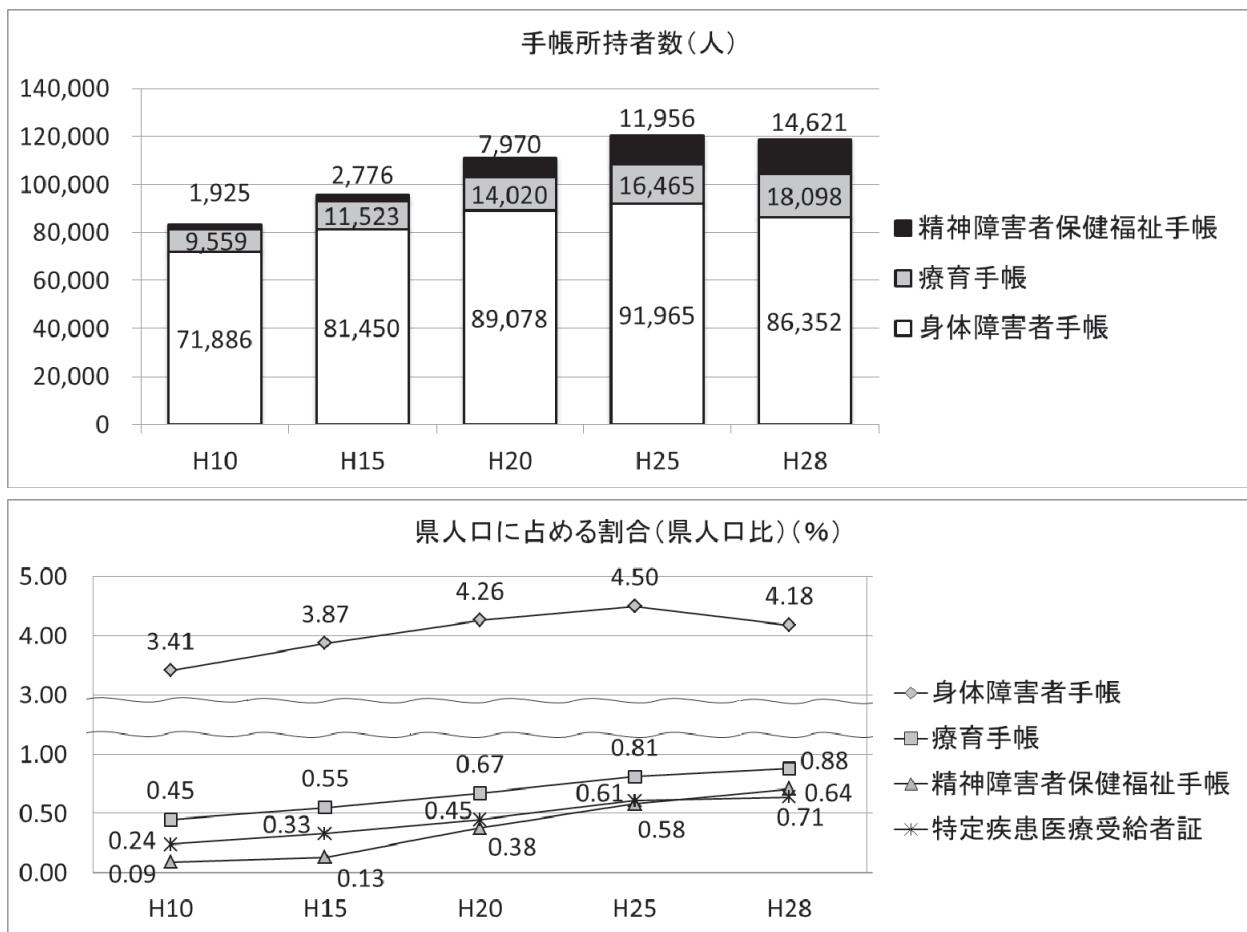
- ① 県は、この計画の内容が市町村障害者計画に適切に反映され、着実な実施が図られるよう、市町村の自主性、主体性を尊重しつつ、市町村障害者計画の策定、改定等の支援を行います。
- ② 施策の推進にあたっては、市町村と県との連携を密にし、協働して障がい者福祉の向上に努めます。
- ③ 計画の進捗状況等を「岐阜県障害者施策推進協議会」に報告し、適切な進行管理と評価を行い、評価結果の公表に取り組みます。また、計画の推進や見直し等にあたっても、「岐阜県障害者施策推進協議会」や「岐阜県障がい者総合支援懇話会」等で意見を聴取するとともに、障がい者関係団体や県民ニーズ等を十分踏まえて進めます。

第2章 障がい者及び障がい者を取り巻く施策の動向

1 障がい者の動向

平成28年度末現在で、県内の手帳所持者は、身体(身体障害者手帳)86,352人、知的(療育手帳)18,098人、精神(精神障害者保健福祉手帳)14,621人、合計119,071人となっています。また、難病患者のうち、特定疾患医療受給者証交付者数は13,246人となっています。

平成10年度末現在と比べると、身体(20.1%増)、知的(89.3%増)、精神(659.5%増)とすべての障がいにおいて手帳所持者が増加しており、県人口に占める割合(県人口比)も年々増加の傾向にあります。



	(単位:人、%、各年度末現在)									
	H10		H15		H20		H25		H28	
	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比
手帳所持者(合計)	83,370	3.95	95,749	4.55	111,068	5.31	120,386	5.89	119,071	5.76
身体障害者手帳	71,886	3.41	81,450	3.87	89,078	4.26	91,965	4.50	86,352	4.18
療育手帳	9,559	0.45	11,523	0.55	14,020	0.67	16,465	0.81	18,098	0.88
精神障害者保健福祉手帳	1,925	0.09	2,776	0.13	7,970	0.38	11,956	0.58	14,621	0.71
特定疾患医療受給者証	5,075	0.24	6,898	0.33	9,315	0.45	12,414	0.61	13,246	0.64

※人口は住民基本台帳に基づく人口による。平成20年度までは3月31日、25年度以降は1月1日時点。

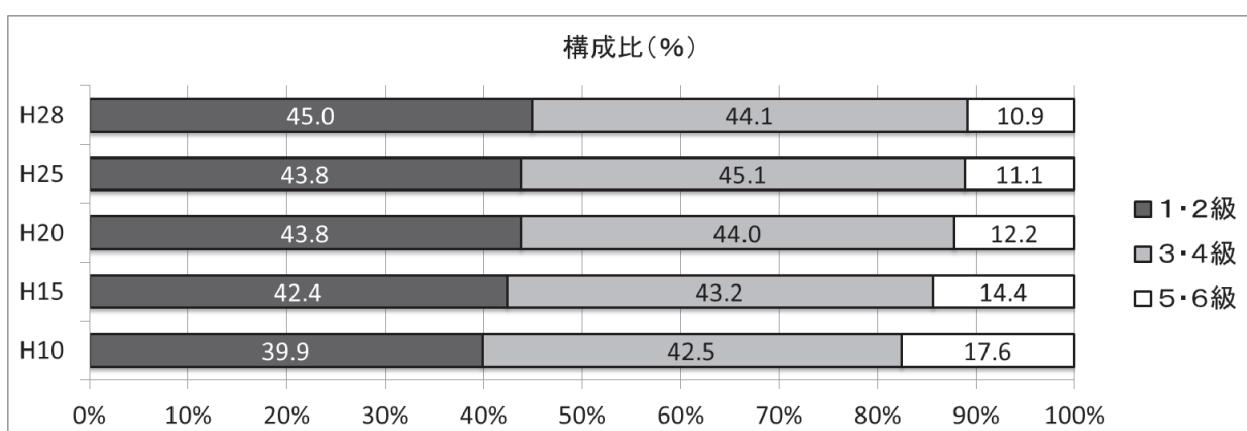
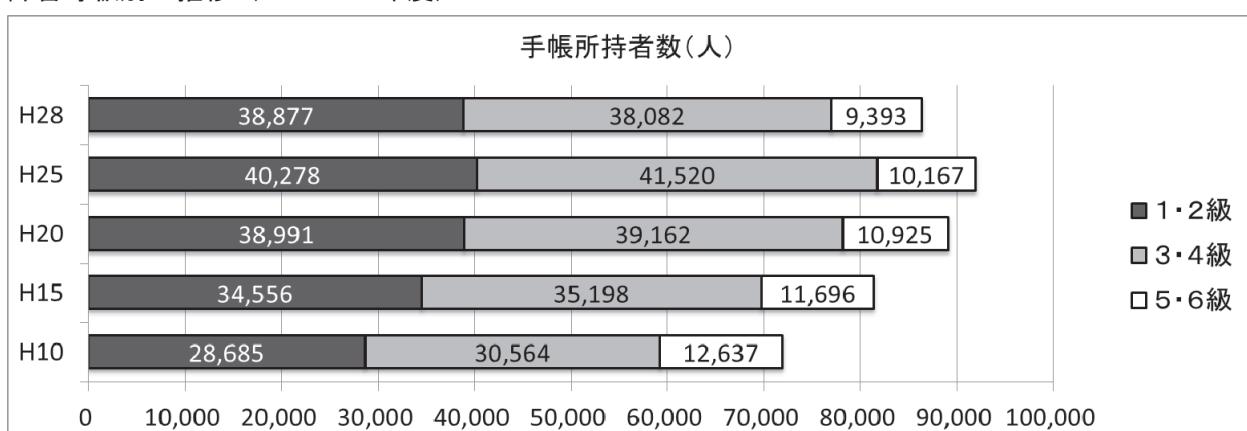
(1) 身体障がい者

① 障害等級別

障害等級別に見ると、1・2級の重度障がい者が38,877人(構成比45.0%)と最も多く、次いで3・4級の中度障がい者が38,082人(同44.1%)、5・6級の軽度障がい者が9,393人(同10.9%)となっています。

平成10年度から平成28年度までの等級別の構成比の推移を見ると、重度障がい者の構成比が増加しているのに対し、軽度障がい者の構成比は減少しており、障がいの重度化がうかがえます。

障害等級別の推移(H10~H28年度)



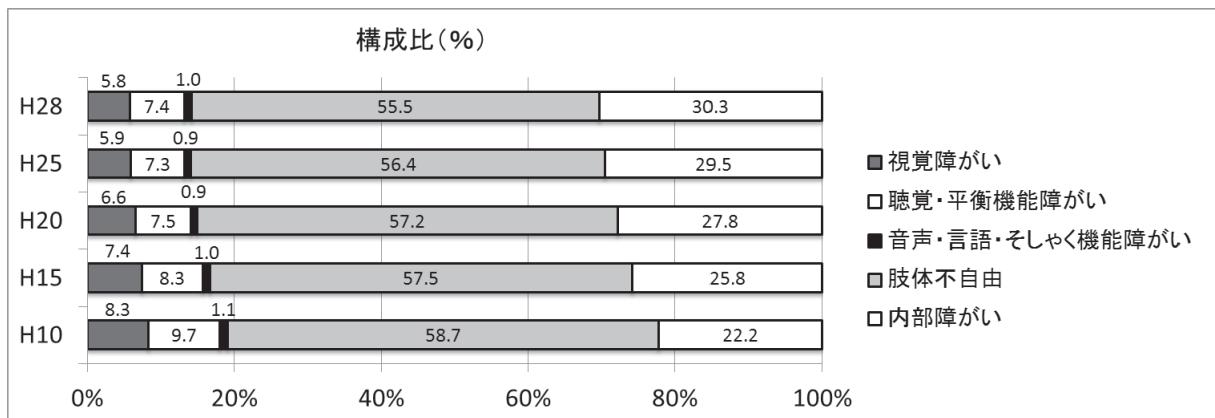
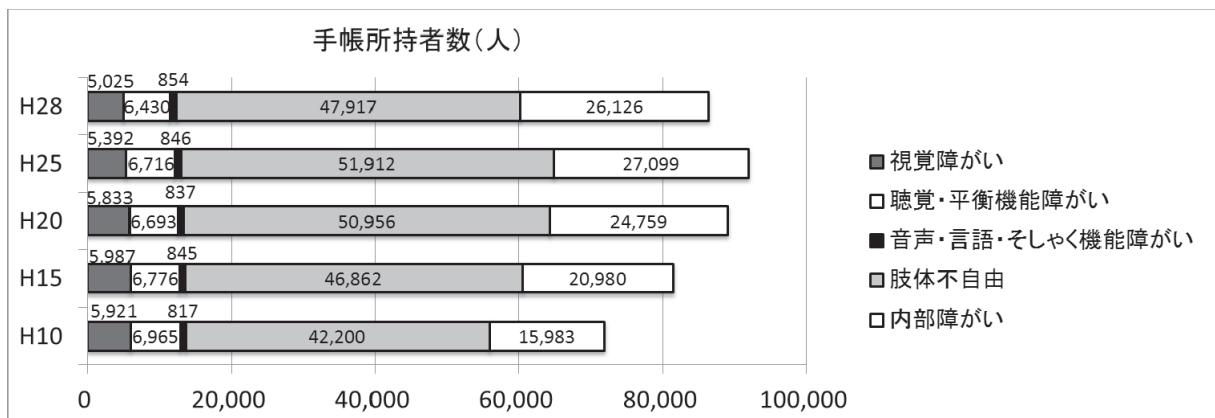
	(単位:人、%、各年度末現在)									
	H10		H15		H20		H25		H28	
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比
1・2級(重度障がい者)	28,685	39.9	34,556	42.4	38,991	43.8	40,278	43.8	38,877	45.0
3・4級(中度障がい者)	30,564	42.5	35,198	43.2	39,162	44.0	41,520	45.1	38,082	44.1
5・6級(軽度障がい者)	12,637	17.6	11,696	14.4	10,925	12.2	10,167	11.1	9,393	10.9
合計	71,886	100.0	81,450	100.0	89,078	100.0	91,965	100.0	86,352	100.0

② 障がい部位別

障がい部位別に見ると、「肢体不自由」が47,917人(構成比55.5%)と最も多く、全体の半数以上を占めています。次いで「内部障がい」が26,126人(同30.3%)と多く、全体の約3割を占めています。

平成10年度から平成28年度までの部位別の構成比の推移を見ると、「内部障がい」が22.2%から30.3%と大幅に増加しているのに対し、その他の障がいの構成比は横ばい又は減少しており、「視覚障がい」及び「聴覚・平衡機能障がい」については、人数そのものが減少しています。

障がい部位別の推移(H10~H28年度)

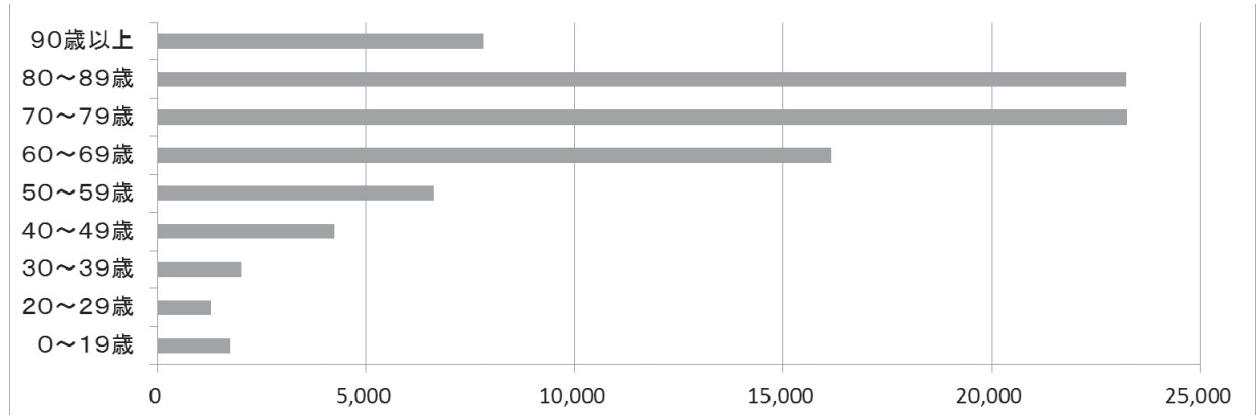


	H10		H15		H20		H25		H28	
	所持者数	構成比								
視覚障がい	5,921	8.3	5,987	7.4	5,833	6.6	5,392	5.9	5,025	5.8
聴覚・平衡機能障がい	6,965	9.7	6,776	8.3	6,693	7.5	6,716	7.3	6,430	7.4
音声・言語・そしゃく機能障がい	817	1.1	845	1.0	837	0.9	846	0.9	854	1.0
肢体不自由	42,200	58.7	46,862	57.5	50,956	57.2	51,912	56.4	47,917	55.5
内部障がい	15,983	22.2	20,980	25.8	24,759	27.8	27,099	29.5	26,126	30.3
合計	71,886	100.0	81,450	100.0	89,078	100.0	91,965	100.0	86,352	100.0

③ 年齢階層別

年齢階層別に見ると、80歳代及び70歳代が多く、次いで60歳代、90歳代の順となっており、身体障がい者は高齢者が大半を占めていることがうかがえます。

身体障害者手帳所持者の年齢別分布（平成29年3月末現在、人）



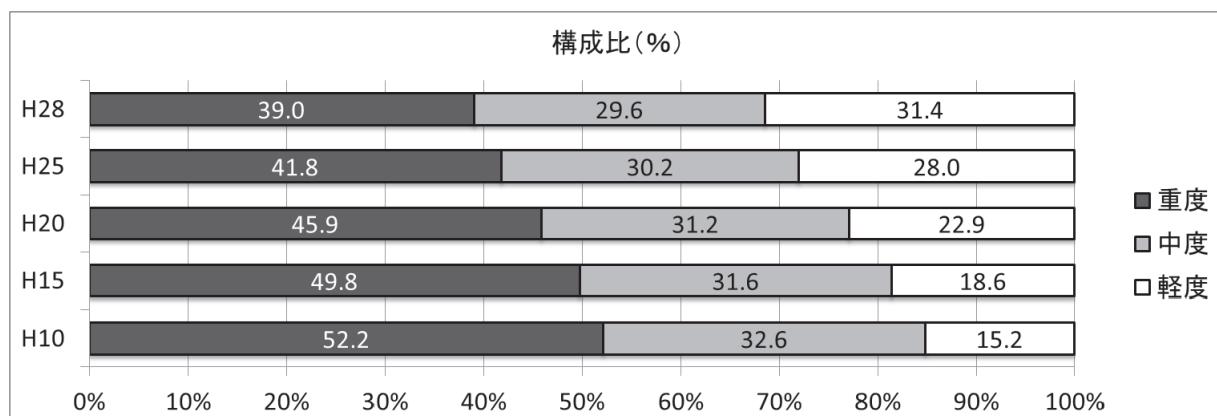
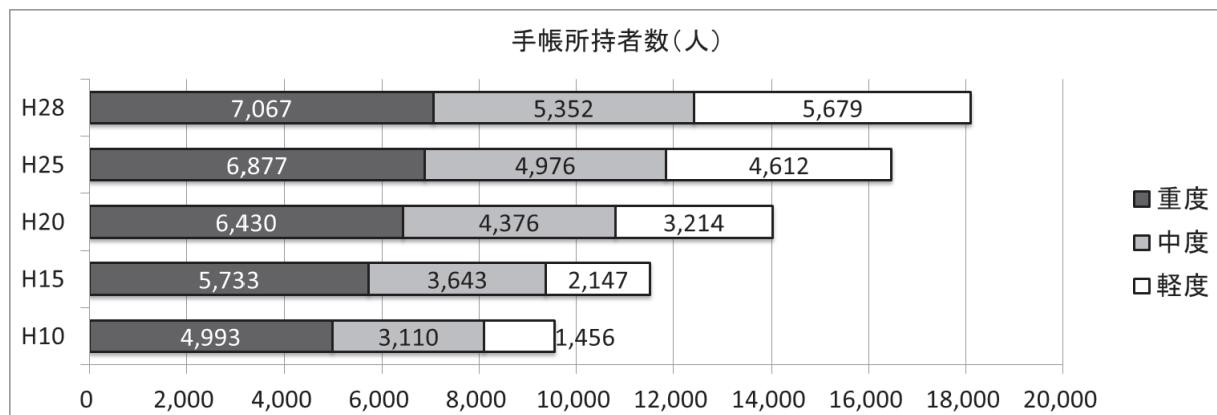
(2) 知的障がい者

① 障害程度別

障害程度別に見ると、重度(A、A1、A2)が7,067人(構成比39.0%)と約4割を占めて最も多く、次いで中度(B1)が5,352人(同29.6%)、軽度(B2)が5,679人(同31.4%)となっています。

平成10年度から平成28年度までの障害程度別の構成比の推移では、特に軽度(B2)の割合が増加傾向にあります。

障害程度別の推移 (H10～H28年度)

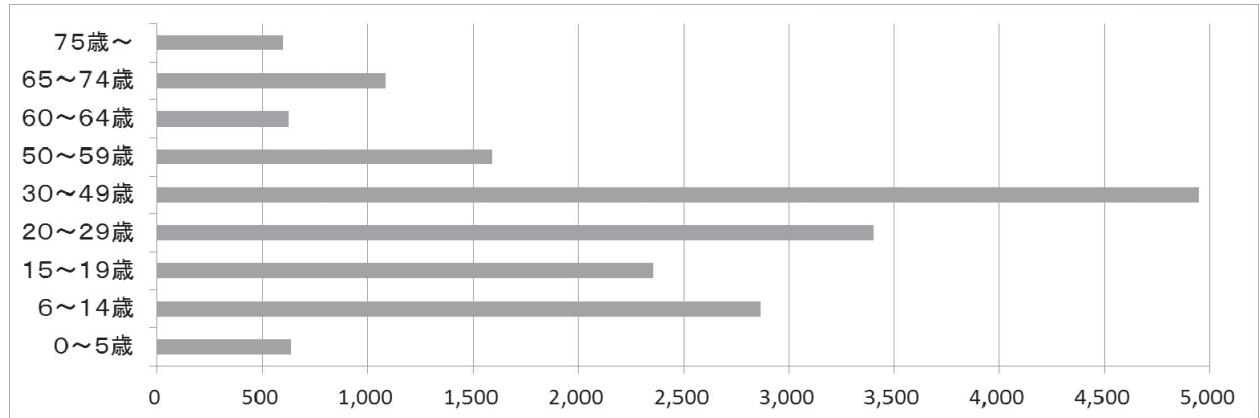


	(単位:人、%、各年度末現在)									
	H10		H15		H20		H25		H28	
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比
重度(A,A1,A2)	4,993	52.2	5,733	49.8	6,430	45.9	6,877	41.8	7,067	39.0
中度(B1)	3,110	32.6	3,643	31.6	4,376	31.2	4,976	30.2	5,352	29.6
軽度(B2)	1,456	15.2	2,147	18.6	3,214	22.9	4,612	28.0	5,679	31.4
合計	9,559	100.0	11,523	100.0	14,020	100.0	16,465	100.0	18,098	100.0

② 年齢階層別

年齢階層別に見ると、身体障がい者とは異なり、30歳代から40歳代までが最も多く、比較的若年層に多く分布していることがうかがえます。

療育手帳所持者の年齢別分布（平成29年3月末現在、人）



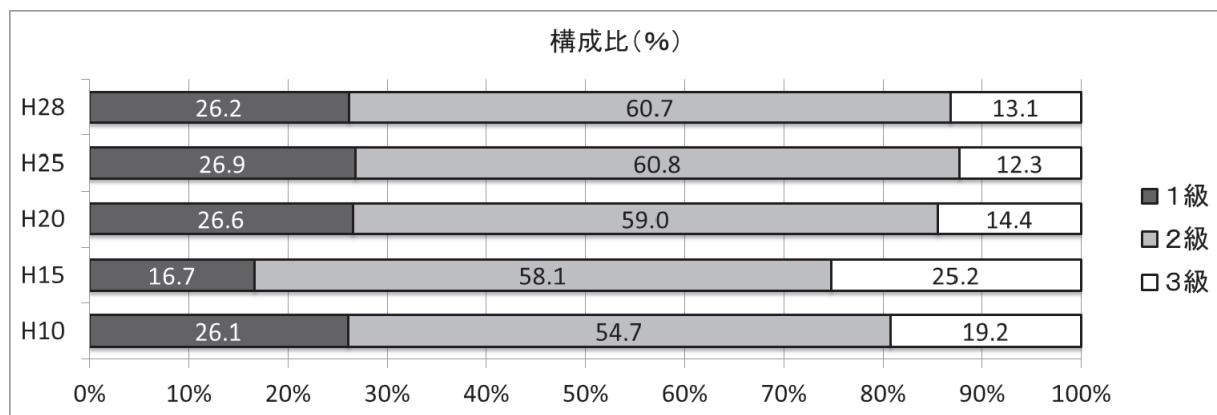
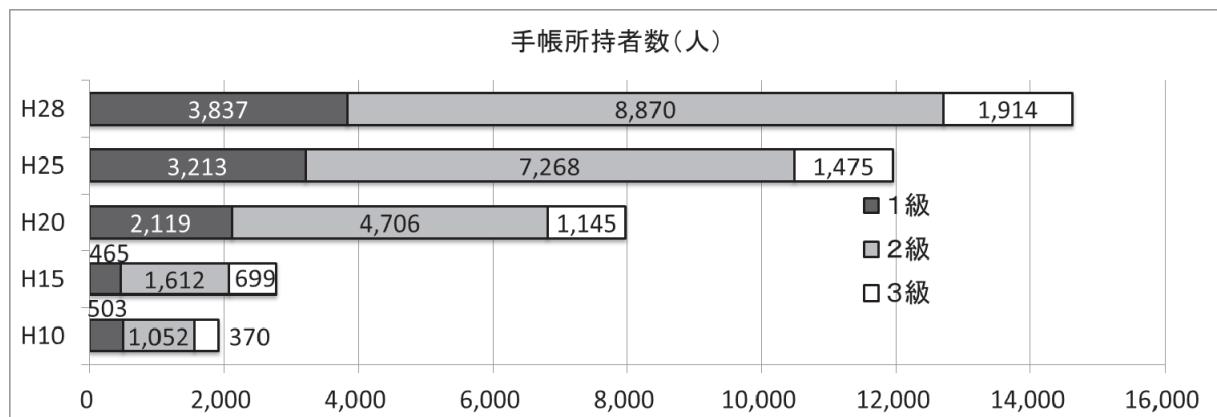
(3) 精神障がい者

① 障害等級別

精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別に見ると、2級が8,870人(構成比60.7%)と最も多く、次いで1級が3,837人(同26.2%)、3級が1,914人(同13.1%)となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成10年度末現在と比べ、年々増加していますが、特に近年は、平成18年度の県福祉医療費助成制度の改正等を背景に、手帳所持者が急激に増加しています。その結果、平成28年度の手帳所持者数は、平成15年度の約5.3倍に増加しております。

障害等級別の推移 (H10~H28年度)

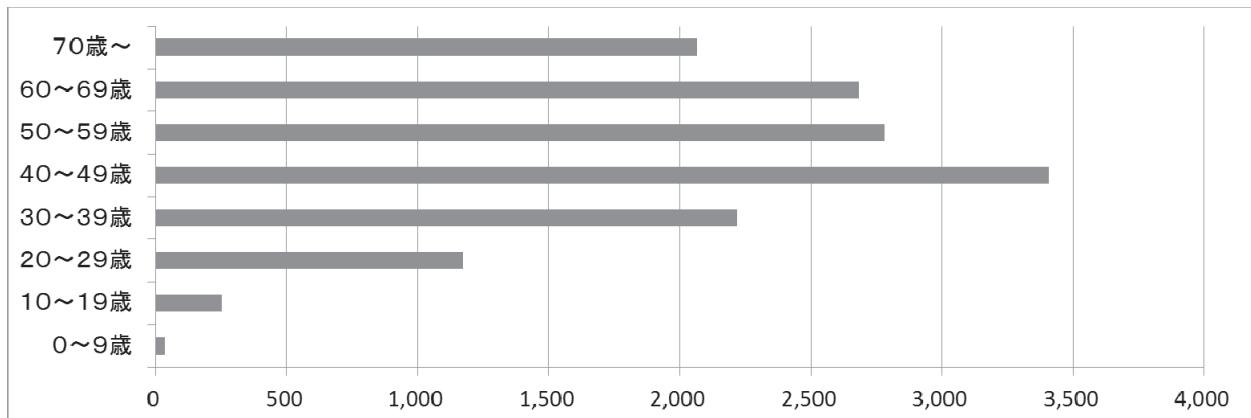


	H10		H15		H20		H25		H28	
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比
1級	503	26.1	465	16.7	2,119	26.6	3,213	26.9	3,837	26.2
2級	1,052	54.7	1,612	58.1	4,706	59.0	7,268	60.8	8,870	60.7
3級	370	19.2	699	25.2	1,145	14.4	1,475	12.3	1,914	13.1
合計	1,925	100.0	2,776	100.0	7,970	100.0	11,956	100.0	14,621	100.0

② 年齢階層別

年齢階層別に見ると、40歳代が最も多く、次いで50歳代、60歳代の順となっており、中高年層に多いことがうかがえます。

精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別分布（平成29年3月末現在、人）

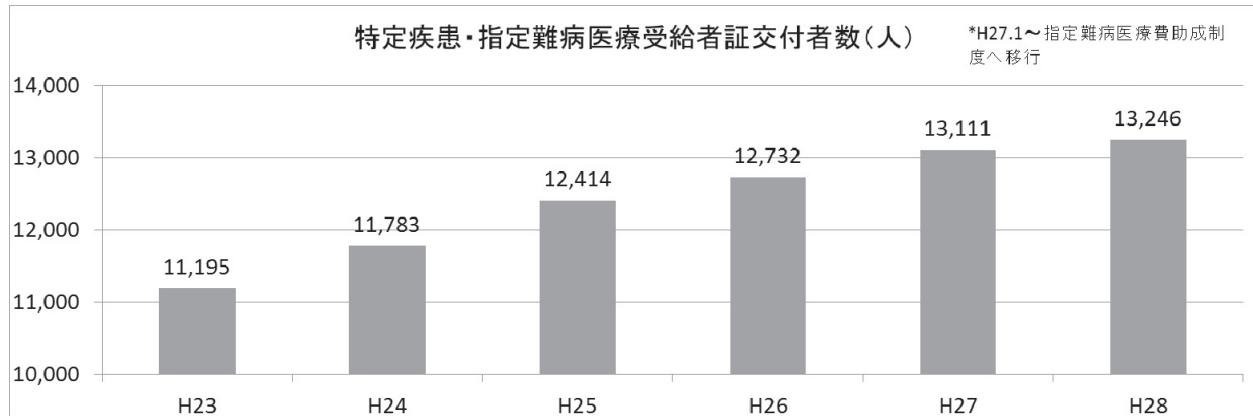


(4) 難病患者

障害者総合支援法の施行により、身体障害者手帳の有無にかかわらず、難病患者も障害福祉サービス等を利用することが可能となりました。また、平成29年4月からは、法の対象となる難病等が358疾病に拡大されています。

また、平成27年1月から難病の患者に対する医療等に関する法律が施行され、特定疾患治療研究事業は新たに指定難病医療費助成制度として対象疾病も拡大されています。

平成28年度末の対象疾病は306疾病で、医療費受給者証交付者数は13,246人となっており、年々増加しています。



障害者総合支援法の対象となる疾病（平成29年4月1日現在）

1	アイカルディ症候群	2	アイザックス症候群	3	I g A腎症
4	I g G 4関連疾患	5	亜急性硬化性全脳炎	6	アジソン病
7	アッシャー症候群	8	アトピー性脊髄炎	9	アペール症候群
10	アミロイドーシス	11	アラジール症候群	12	有馬症候群
13	アルポート症候群	14	アレキサンダー病	15	アンジェルマン症候群
16	アントレー・ビクスラー症候群	17	イソ吉草酸血症	18	一次性ネフローゼ症候群
19	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	20	1 p 36欠失症候群	21	遺伝性自己炎症疾患
22	遺伝性ジストニア	23	遺伝性周期性四肢麻痺	24	遺伝性睥炎
25	遺伝性鉄芽球性貧血	26	VATER症候群	27	ウェーバー症候群
28	ウィリアムズ症候群	29	ウィルソン病	30	ウエスト症候群
31	ウェルナー症候群	32	ウォルフラム症候群	33	ウルリッヒ病
34	HTLV-1関連脊髄症	35	A T R-X症候群	36	A D H分泌異常症
37	エーラス・ダンロス症候群	38	エプスタイン症候群	39	エプスタイン病
40	エマヌエル症候群	41	遠位型ミオパチー	42	円錐角膜
43	黄色韌帶骨化症	44	黄斑ジストロフィー	45	大田原症候群
46	オクシピタル・ホーン症候群	47	オスラー病	48	カーニー複合
49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	50	潰瘍性大腸炎	51	下垂体前葉機能低下症

52	家族性地中海熱	53	家族性良性慢性天疱瘡	54	カナバン病
55	化膿性無菌性関節炎・壞疽性膿皮症・アクネ症候群	56	歌舞伎症候群	57	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
58	カルニチン回路異常症	59	加齢黄斑変性	60	肝型糖原病
61	間質性膀胱炎（ハンナ型）	62	環状20番染色体症候群	63	関節リウマチ
64	完全大血管転位症	65	眼皮膚白皮症	66	偽性副甲状腺機能低下症
67	ギャロウェイ・モワト症候群	68	急性壊死性脳症	69	急性網膜壊死
70	球脊髄性筋萎縮症	71	急速進行性糸球体腎炎	72	強直性脊椎炎
73	強皮症	74	巨細胞性動脈炎	75	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
76	巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	78	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
79	筋萎縮性側索硬化症	80	筋型糖原病	81	筋ジストロフィー
82	クッシング病	83	クリオビリン関連周期熱症候群	84	クリップベル・トレノネー・ウェーバー症候群
85	クルーゾン症候群	86	グルコーストランスポーター1欠損症	87	グルタル酸血症1型
88	グルタル酸血症2型	89	クロウ・深瀬症候群	90	クローン病
91	クロンカイト・カナダ症候群	92	痙攣重積型（二相性）急性脳症	93	結節性硬化症
94	結節性多発動脈炎	95	血栓性血小板減少性紫斑病	96	限局性皮質異形成
97	原発性局所多汗症	98	原発性硬化性胆管炎	99	原発性高脂血症
100	原発性側索硬化症	101	原発性胆汁性胆管炎	102	原発性免疫不全症候群
103	顕微鏡的大腸炎	104	顕微鏡的多発血管炎	105	高IgD症候群
106	好酸球性消化管疾患	107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	108	好酸球性副鼻腔炎
109	抗糸球体基底膜腎炎	110	後縦靭帯骨化症	111	甲状腺ホルモン不応症
112	拘束型心筋症	113	高チロシン血症1型	114	高チロシン血症2型
115	高チロシン血症3型	116	後天性赤芽球病	117	広範脊柱管狭窄症
118	抗リン脂質抗体症候群	119	コケイン症候群	120	コステロ症候群
121	骨形成不全症	122	骨髄異形成症候群	123	骨髄線維症
124	ゴナドトロピン分泌亢進症	125	5p欠失症候群	126	コフィン・シリス症候群
127	コフィン・ローリー症候群	128	混合性結合組織病	129	鰓耳腎症候群
130	再生不良性貧血	131	サイトメガロウィルス角膜内皮炎	132	再発性多発軟骨炎
133	左心低形成症候群	134	サルコイドーシス	135	三尖弁閉鎖症
136	三頭酵素欠損症	137	CFC症候群	138	シェーグレン症候群
139	色素性乾皮症	140	自己貪食空胞性ミオバチー	141	自己免疫性肝炎
142	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	143	自己免疫性溶血性貧血	144	四肢形成不全
145	シトステロール血症	146	シトリン欠損症	147	紫斑病性腎炎
148	脂肪萎縮症	149	若年性肺気腫	150	シャルコー・マリー・トゥース病
151	重症筋無力症	152	修正大血管転位症	153	シュワルツ・ヤンペル症候群
154	徐波睡眠持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	155	神経細胞移動異常症	156	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症

157	神経線維腫症	158	神経フェリチン症	159	神経有棘赤血球症
160	進行性核上性麻痺	161	進行性骨化性線維異形成症	162	進行性多巣性白質脳症
163	進行性白質脳症	164	進行性ミオクローヌステンかん	165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
166	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	167	スタージ・ウェーバー症候群	168	スティーヴンス・ジョンソン症候群
169	スマス・マギニス症候群	170	スモン	171	脆弱X症候群
172	脆弱X症候群関連疾患	173	正常圧水頭症	174	成人スチル病
175	成長ホルモン分泌亢進症	176	脊髄空洞症	177	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
178	脊髄膜瘤	179	脊髄性筋萎縮症	180	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
181	前眼部形成異常	182	全身型若年性特発性関節炎	183	全身性エリテマトーデス
184	先天異常症候群	185	先天性横隔膜ヘルニア	186	先天性核上性麻痺
187	先天性気管狭窄症	188	先天性魚鱗癖	189	先天性筋無力症候群
190	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	191	先天性三尖弁狭窄症	192	先天性腎性尿崩症
193	先天性赤血球形成異常性貧血	194	先天性僧帽弁狭窄症	195	先天性大脳白質形成不全症
196	先天性肺静脈狭窄症	197	先天性風疹症候群	198	先天性副腎低形成症
199	先天性副腎皮質酵素欠損症	200	先天性ミオパチー	201	先天性無痛無汗症
202	先天性葉酸吸収不全	203	前頭側頭葉変性症	204	早期ミオクロニーグローバル症候群
205	総動脈幹遺残症	206	総排泄腔遺残	207	総排泄腔外反症
208	ソトス症候群	209	ダイアモンド・ブラックファン貧血	210	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
211	大脳皮質基底核変性症	212	大理石骨病	213	ダウン症候群
214	高安動脈炎	215	多系統萎縮症	216	タナトフォリック骨異形成症
217	多発血管炎性肉芽腫症	218	多発性硬化症／視神経脊髄炎	219	多発性軟骨性外骨腫症
220	多発性囊胞腎	221	多脾症候群	222	タンジール病
223	単心室症	224	弾性線維性仮性黄色腫	225	短腸症候群
226	胆道閉鎖症	227	遲発性内リンパ水腫	228	チャージ症候群
229	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	230	中毒性表皮壞死症	231	腸管神経節細胞僅少症
232	TSH分泌亢進症	233	TNF受容体関連周期性症候群	234	低ホスファターゼ症
235	天疱瘡	236	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	237	特発性拡張型心筋症
238	特発性間質性肺炎	239	特発性基底核石灰化症	240	特発性血小板減少性紫斑病
241	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る)	242	特発性後天性全身性無汗症	243	特発性大腿骨頭壊死症
244	特発性門脈圧亢進症	245	特発性両側性感音難聴	246	突発性難聴
247	ドラベ症候群	248	中條・西村症候群	249	那須・ハコラ病
250	軟骨無形成症	251	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	252	22q11.2欠失症候群
253	乳幼児肝巨大血管腫	254	尿素サイクル異常症	255	ヌーナン症候群
256	ネイルバテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症	257	脳膜黄色腫症	258	脳表ヘモジデリン沈着症
259	膿疱性乾癬	260	囊胞性線維症	261	パーキンソン病

262	バージャー病	263	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	264	肺動脈性肺高血圧症
265	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	266	肺胞低換気症候群	267	バッド・キアリ症候群
268	ハンチントン病	269	汎発性特発性骨増殖症	270	P C D H19 関連症候群
271	非ケトーシス型高グリシン血症	272	肥厚性皮膚骨膜症	273	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
274	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	275	肥大型心筋症	276	左肺動脈右肺動脈起始症
277	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	278	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	279	ピッカースタッフ脳幹脳炎
280	非典型溶血性尿毒症症候群	281	非特異性多発性小腸潰瘍症	282	皮膚筋炎/多発性筋炎
283	びまん性汎細気管支炎	284	肥満低換気症候群	285	表皮水疱症
286	ヒルシュスブルング病（全結腸型又は小腸型）	287	ファイファー症候群	288	ファロー四微症
289	ファンコニ貧血	290	封入体筋炎	291	フェニルケトン尿症
292	複合カルボキシラーゼ欠損症	293	副甲状腺機能低下症	294	副腎白質ジストロフィー
295	副腎皮質刺激ホルモン不応症	296	プラウ症候群	297	プラダー・ウィリ症候群
298	プリオン病	299	プロピオノ酸血症	300	PRL 分泌亢進症（高プロラクチン血症）
301	閉塞性細気管支炎	302	β-ケトチオラーゼ欠損症	303	ペーチェット病
304	ベスレムミオパチー	305	ヘパリン起因性血小板減少症	306	ヘモクロマトーシス
307	ペリー症候群	308	ペルーシード角膜辺縁変性症	309	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
310	片側巨脳症	311	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	312	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠乏症
313	発作性夜間ヘモグロビン尿症	314	ポルフィリン症	315	マリネスコ・シェーグレン症候群
316	マルファン症候群	317	慢性炎症性脱髓性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	318	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
319	慢性再発性多発性骨髄炎	320	慢性膵炎	321	慢性特発性偽性腸閉塞症
322	ミオクロニー欠神てんかん	323	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	324	ミトコンドリア病
325	無虹彩症	326	無脾症候群	327	無βリボタンパク血症
328	メープルシロップ尿症	329	メチルグルタコン酸尿症	330	メチルマロン酸血症
331	メビウス症候群	332	メンケス病	333	網膜色素変性症
334	もやもや病	335	モワット・ウイルソン症候群	336	薬剤性過敏症候群
337	ヤング・シンプソン症候群	338	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	339	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
340	4p欠失症候群	341	ライソゾーム病	342	ラスマッセン脳炎
343	ランゲルハンス細胞組織球症	344	ランドウ・クレフナー症候群	345	リジン尿性蛋白不耐症
346	両側性小耳症・外耳道閉鎖症	347	両大血管右室起始症	348	リンパ管腫症/ゴーハム病
349	リンパ脈管筋腫症	350	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	351	ルビンシュタイン・ティビ症候群
352	レーベル遺伝性視神経症	353	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	354	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
355	レット症候群	356	レノックス・ガストー症候群	357	ロスムンド・トムソン症候群
358	肋骨異常を伴う先天性側弯症				

2 障がい者を取り巻く施策の動向

近年、障がい者施策は大きな転換期を迎えており、重要な制度改革や基本的な考え方の見直しが行われています。

(1) 国の障害者基本計画

国においては、平成5年に「障害者対策に関する新長期計画」(平成5年度～14年度)を、平成14年には、平成5年に改正された障害者基本法に基づく「障害者基本計画(第2次)」(平成15年度～平成24年度)を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念の下、障がい者施策を推進してきました。

また、この間における障害者権利条約締結に向けた取組みや有識者等の意見を踏まえ、「障害者基本計画(第3次)」(平成25年度～29年度)を策定しました。

「障害者基本計画(第3次)」においては、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

現在、国において「障害者基本計画(第4次)」(平成30年度～34年度)の策定作業が進められています。平成26年度の障害者権利条約の批准から、初めての障害者基本計画であることから、条約の理念に即し、障がいの有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていくことを目指す内容となっているほか、「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」、「障がい者施策の検討、評価への障がい者の参画」といった内容を包含する計画となっています。

(2) 障害者権利条約の締結

障がい者の身体の自由や表現の自由等の権利、教育や労働等の権利を実現するための措置等を規定した障害者権利条約について、我が国は平成19年に署名し、一連の国内法整備を経て、平成26年に締結し、我が国について条約の効力が生じることとなりました。

従来の「障がい」のとらえ方は、障がいは病気や外傷等から生じる個人の問題であり、医療を必要とするものであるという、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものでしたが、障害者権利条約においては、障がいは主に社会によって作り出されているとする「社会モデル」の考え方が貫かれています。

【障害者権利条約の概要】

- 障がいは個人の問題ではなく、社会に原因がある問題だとする「社会モデル」の考え方を反映
- 合理的配慮の実施を怠ることを含め、障がいを理由としたいかなる差別も禁止

【障害者権利条約の批准に向けた一連の国内法の整備】

- 障害者基本法の改正（平成23年8月）
- 障害者総合支援法の制定（平成24年6月）
- 障害者差別解消法の制定（平成25年6月）
- 障害者雇用促進法の改正（平成25年6月）

(3) 障害者総合支援法の改正

平成28年6月に障害者総合支援法が改正され、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を推進するための見直し等が行われました。

【改正障害者総合支援法の概要】

- 施設入所から一人暮らしに移行する障がい者を対象に、定期的な巡回訪問や随時対応により円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う自立生活援助サービスを新設
- 障がい者の一般就業に伴う生活面の課題に対応するため、就職先の事業所や家族との連絡調整等の支援を行う就労定着支援サービスを新設
- 高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を推進するため、介護保険サービスの利用者負担を軽減できる仕組みを新設

(4) 児童福祉法の改正

平成28年5月に児童福祉法が改正され、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うための見直しがなされました。

【改正児童福祉法の概要】

- 重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供する居宅訪問型児童発達支援サービスを新設
- 医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の連携を促進
- 障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、障害児福祉計画を新たに策定

(5) 障害者雇用促進法の改正

平成25年6月に障害者雇用促進法が改正され、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えることとなりました。

【改正障害者雇用促進法の概要】

- 障がい者に対する差別の禁止
- 事業主に合理的配慮の提供を義務付け
- 事業主に苦情処理解決を努力義務化、都道府県労働局による紛争解決の援助
- 精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加算（平成30年4月1日施行）

(6) 障害者差別解消法の施行

障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(略称「障害者差別解消法」)が制定され、平成28年4月1日から施行されました。

【障害者差別解消法の概要】

- 行政機関及び事業者による不当な差別的取扱いの禁止（法的義務）、合理的配慮の不提供の禁止（行政機関は法的義務、事業者は努力義務）

【国・地方公共団体の取組】

- 行政機関は職員対応要領を策定
- 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定
- 相談・紛争解決の体制整備
- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
- 普及啓発活動の実施

(7) 発達障害者支援法の改正

平成28年6月に発達障害者支援法が改正、同年8月に施行されました。平成17年の施行から約10年が経過し、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正されました。

【改正発達障害者支援法の主な概要】

- 発達障がい者に対する障がいの定義と発達障がいへの理解の促進
- 発達生活全般にわたる支援の促進
- 発達障がい者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備等

・新たに、国及び地方公共団体による相談体制の整備が責務であることを明記したほか、関係機関が個人情報保護に配慮しつつ情報の共有を促進すること、司法手続きにおいて配慮を行うこと、県が発達障害者地域支援協議会を置くことができる事が規定されました。

(8) 岐阜県障害のある人も共に生きる清流の国づくり条例の施行

平成28年3月に岐阜県障害のある人も共に生きる清流の国づくり条例が成立し、平成28年4月に施行されました。障がいの有無にかかわらず、県民誰もが分け隔てなく共に安心して暮らせる社会、「共生社会」の実現を目指し、「共生社会実現施策」を推進します。

【岐阜県障害のある人も共に生きる清流の国づくり条例の概要】

- 県民誰もが分け隔てなく共に安心して暮らせる社会、「共生社会」の実現を目指し、「共生社会実現施策」を推進
- 県、市町村、障がい者関係団体が連携し、「共生社会実現施策」に主体的に取り組む
- 障がい者関係団体の役割を明示したことが大きな特徴

【条例に基づく共生社会実現施策】

- 障がい者に対する理解促進のための普及啓発の実施
- 障がい者への理解を深める教育の充実
- 幼い頃からの障がいのある人とないとの交流の機会の拡大・充実
- 県民会議の設置
- 顕彰制度の創設

(9) 岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の制定

平成28年12月に当事者団体より岐阜県議会に対し要望がなされ、平成30年3月に成立し、平成30年4月に施行されます。

【条例の目的】

- 手話言語の普及、及び障害の特性に応じた意思疎通手段（手話、点字、要約筆記、筆談など、障がい者が他者と意思疎通を図るための全ての手段）の確保に関する施策を総合的に推進

【条例に基づく手話普及及び障害者の意思疎通手段利用促進施策】

- 意思疎通手段による県政情報の発信、災害時における意思疎通手段の確保
- 意思疎通の支援者・指導者の育成
- 県民に対する啓発や意思疎通手段の学習機会の確保
- 学校教育における手話言語の理解促進、特別支援学校等における学習環境整備、教職員の知識技能向上。
- 事業者によるサービス提供や雇用における合理的配慮に対する協力

(10) 2020年東京パラリンピックの開催

2020年（平成32年）東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定したことは、スポーツを取り巻く環境を大きく変化させました。特に、人々の中にスポーツに対する興味、関心が高まり、国際大会におけるトップアスリートの活躍がマスメディアで報じられることで、注目度と期待も高まっています。

また、東京オリンピック・パラリンピックでは、スポーツのみならず、オリンピック憲章の理念に基づき文化プログラムも実施されます。

【2020年東京パラリンピックの開催に向けた動き】

- トップアスリートの養成
- 障がい者スポーツの裾野拡大
- 障がい者の芸術文化活動の振興

第3章 計画の概要

1 基本目標

- 本計画の基本目標については、平成17年3月策定の「岐阜県障害者支援プラン」（平成17年度～21年度）、平成22年3月改定の「第2期岐阜県障がい者支援プラン」（平成22年度～26年度）においては、「障がいのある人が安心して暮らせる人にやさしい岐阜県づくりを進めます。」を掲げ、施策を推進してまいりました。平成27年3月策定の「岐阜県障がい者総合支援プラン」においては、障がい者への福祉サービスのさらなる向上を目指すとともに、特に障害者権利条約や障害者基本法、障害者差別解消法の趣旨にのっとり、ノーマライゼーションの考え方のもと、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、誰もが安心して暮らせる共生社会を実現するという理念を加え、「障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる「人にやさしい岐阜県づくり」を進めます。」を基本理念としてまいりました。
- 「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」においても、障害者権利条約や障害者基本法、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、共生社会実現に向けて一層のとりくみを進める必要があることから、以下のとおり引き続き基本目標とします。

障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる
「人にやさしい岐阜県づくり」を進めます

2 施策体系



第4章 分野別施策

I 安心して暮らせる社会環境づくり

1 障がいの人権尊重と心のバリアフリーの推進

(1) 障害者差別解消法の推進

現状と課題

- 障がいのある人が職場において差別待遇を受けたり、障がい者施設等における身体的・心理的虐待などの人権問題が発生しております。障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「こころのバリアフリー」の推進によって、共生社会を実現するため、この問題について関心と理解を深めていくことが必要です。
- 障害者差別解消法の施行に伴い、県行政における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に取り組む必要があります。
- 県民誰もが安心して暮らすため、障がいを理由とする差別的取扱いに関する紛争解決及び相談体制が必要です。また、障害者差別解消法について、事業者や県民に対する普及啓発に取り組む必要があります。

今後の取組み

- ① 障がい者に対する差別や偏見の解消、虐待防止を図るため、人権啓発指導員による「障がいの人権等」に関する人権啓発出前講座の実施、各種啓発事業の機会におけるパンフレットの配布、インターネット、新聞等の広報媒体を活用した啓発活動を推進します。
(環境生活部人権施策推進課)
- ② 「障がいのある方への配慮マニュアル」を作成するとともに、全ての県の機関に「障がい者差別解消推進員」を設置し、研修の実施等を通じて全ての県の機関で障がいのある方に適切に対応します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ③ 障がいの多様化が進む中で、特別支援学校だけでなく、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校においても、障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用等、適切な支援を行うための研修を充実し、管理職の指導のもと障がいのある児童生徒を支援する教員の専門性の向上を図ります。
(教育委員会教育研修課)

- ④ 岐阜県障がい者差別解消支援センターに専門相談員を配置し、県民からの障がい者差別に関する相談に対応します。また、センターによる出前講座等を通じ、事業者や県民、行政関係者等、幅広い層への理解啓発に障がい者関係団体と適宜連携しつつ取り組みます。

(健康福祉部障害福祉課)

(2) 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例の推進

現状と課題

- 平成28年4月に、障害者差別解消法の施行と同時に、岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例が施行され、障がいに対する理解促進、障がいの理解形成に向けた教育の充実、幼い頃からの障がいのある人とないとの交流の促進等の共生社会実現施策に取り組む必要があります。
- 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例にも規定されているとおり、障がい者に必要な支援等を視覚的に示す「障がい者マーク」について、県民の理解を深める必要があります。
- 県では、市町村や障がい者関係団体と連携し、周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせ、援助や配慮等県民の思いやりのある行動を促すヘルプマークを平成29年8月から配布開始しています。ヘルプマークを必要とする方への普及とともに、県民に対しヘルプマークに対する正しい理解啓発をしていく必要があります。
- 幼少の頃から障がいというものの存在を正しく認識し、障がいや障がい者に対する理解を育みながら、障がい者とともに共生社会を担う人材を育成するため、福祉に関する教育の充実を図ることは大変重要な課題です。
- 障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深めるためには、単に知識の習得に留まることなく、障がい者との交流やふれあいを通じて互いに人格を認め合うことが重要です。
- 共生社会実現のためには、障がいのある人とない人の交流を通じた障がいに対する理解形成が必要です。

今後の取組み

【県民会議の設置】

- ① 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例で定める共生社会実現施策については、第2期障がい者総合支援プランに関連施策を位置づけるとともに、県民、障がい者関係団体等からなる県民会議を設置し、県民等の意見を反映させることにより効果的な施策推進に取り組みます。

(健康福祉部障害福祉課)

【県民の障がい者への理解促進】

- ② 障害者週間などの機会をとらえ、市町村や障がい者関係団体と連携して障がい者マークの普及啓発に取り組みます。また、岐阜市等と連携し、白杖SOSシグナルの啓発に取り組みます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ③ ヘルプマークの普及啓発については、市町村や障がい者関係団体と連携した普及啓発に取り組むとともに、特に啓発においては、県民をはじめ警察・消防・医療・福祉等の関係者への啓発に努めます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ④ 自閉症をはじめとする発達障がいの理解を深めるため、国連が制定した4月2日の「世界自閉症啓発デー」及び4月2日から8日までの「発達障害啓発週間」の機会をとらえ、市町村や障がい者関係団体と連携して県内各地でブルーライトアップや啓発物品の配布等の活動を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑤ 精神疾患や精神障がい者に対する社会的な誤解や偏見を是正するため、「こころの健康フェスティバル」の開催やこころの問題を考えるためのシンポジウムの開催等、積極的な啓発、広報に努めます。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑥ 広く高次脳機能障がいに対する理解を深めるため、普及啓発活動の実施に努めます。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑦ 障がい者の作品展示や販売等を行う「岐阜県障がい者ふれあい福祉フェア」等の開催を通じて、障がい者に対する理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加への意欲を高めます。

(健康福祉部障害福祉課)

【相互理解を深める教育の充実】

- ⑧ インクルーシブ教育システムの構築をめざし、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が互いに理解を深めるため、一緒に取り組む「交流及び共同学習」について質的な充実をより一層推進します。

(教育委員会特別支援教育課)

⑨ 学校の総合的な学習の時間や「ひびきあいの日」の取組み等を活用して、福祉体験学習や障がいの疑似体験、障がい者との交流活動、手話を学ぶ取組み等を展開し、障がい及び障がい者への正しい理解を促進します。

(教育委員会学校支援課)

⑩ 支え合う福祉の「心」の醸成を図るため、高等学校等での福祉分野への進学や就労の促進にも資する福祉教育の充実とともに、県社会福祉協議会による生涯学習の観点も含めた地域ぐるみでの福祉学習の展開と発展に向けた取組みを支援します。

(健康福祉部地域福祉課)

【幼い頃から障がいのある人とないとの交流の促進】

⑪ 幼稚園において、障がいのある児童との直接的な交流を図ることにより、就学前からの障がい及び障がい者への正しい理解を促進します。

(教育委員会学校支援課)

⑫ 小中学校において、障がいのある人との交流を図ることにより、障がい及び障がい者への正しい理解を促進します。

(環境生活部人権施策推進課)

⑬ 放課後児童クラブにおいて、集団指導が可能な障がいのある子どもの受け入れを促進し、子育て家庭の保護者が安心して働く環境をつくるとともに、障がいのある子どもと障がいのない子どもの交流を推進します。

(健康福祉部子育て支援課)

⑭ 特別支援学校と地域の小・中・高等学校・義務教育学校との交流及び共同学習を推進するとともに、幼稚園・保育所・認定こども園や地域住民との交流の場の確保に努めます。

(教育委員会特別支援教育課)

⑮ 障がいのある人もない人も、県民皆がレクリエーションに触れることのできる「ぎふ清流レクリエーションフェスティバル」を開催し、レクリエーションを通した交流を促進します。

(清流の国推進部地域スポーツ課)

⑯ 2020年に岐阜県で初めて開催される「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」に、障がいのある人の参加を積極的に促すなど、スポーツ・レクリエーション・文化を通した交流の場を創出します。

(清流の国推進部地域スポーツ課)

⑰ 障がいの有無に関わらず誰もが参加できる「長良川ふれあいマラソン大会」や障がい者スポーツ教室等を開催し、スポーツを通した交流を促進します。

(健康福祉部障害福祉課)

⑱ ぎふ清流文化プラザを「障がい者の文化芸術活動の拠点」と位置付け、障がい者の文化芸術活動を紹介する企画展示の実施など、障がい者の文化芸術活動の発表の場や障が

い者文化芸術の情報発信・情報交流の場として活用を進めます。

(環境生活部文化創造課)

- ⑯ 障がい者支援施設と地域との交流の促進、地域生活支援拠点の確保をテーマとした障がい者支援施設等に対する研修会を開催し、地域生活をバックアップする体制を整備することにより安心して生活ができる環境づくりを検討・推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

【表彰】

- ⑰ 「岐阜県障害ある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」に基づき創設する顕彰制度において、共生社会実現に向けて特に顕著な取り組みをしている団体・個人を表彰することにより、県民の理解促進を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

(3) 障がい者の虐待防止、権利・利益の保護

現状と課題

- 障がい者の虐待防止については、市町村等相談窓口職員及び障害福祉サービス事業所従業者を対象とした研修の実施により、未然の防止及び早期の発見、さらには迅速な対応の徹底や支援体制の整備を推進しています。
虐待に至りうるリスクを抱えた家族等を把握した場合に、問題が深刻化する前に適切な支援を行うことで未然防止に繋げる体制づくりが大きな課題となっています。
- 判断能力が十分でない方の財産や権利を保護する仕組みとして、「日常生活自立支援事業」と「成年後見制度」があります。
日常生活自立支援事業と成年後見制度の利用者は年々増加傾向にありますが、利用者と想定される認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の総数から考えると、一層の利用が期待されています。
- 社会福祉事業者は、社会福祉法により、福祉サービスの質の向上に向け、自らその提供するサービスに対する評価を行うことに加えて、第三者による第三者評価を受審することが努力義務とされています。
- 利用者等からの福祉サービスに対する苦情解決のため、社会福祉法では、社会福祉事業者の経営者に対して、適切な苦情解決への努力義務が規定され、さらに、社会福祉事業所内に苦情受付担当者などの設置による体制整備や苦情解決の手順等が示されています。また、事業者限りでは解決できない苦情などの受け皿として、県社会福祉協議会により「岐阜県運営適正化委員会」が設置されています。

今後の取組み

① 研修を通じた市町村職員や事業所職員に対する法制度や対応方法等の周知等、障害福祉サービス事業所及び障がい児施設等における虐待防止の取組みの徹底を図るとともに、市町村が主体となり、地域の福祉、医療等関係者と住民等の連携により、養護者による虐待の未然防止に繋げる体制を構築することを促します。

(健康福祉部障害福祉課)

② 住み慣れた地域・在宅での自立した生活を支援していくため、県社会福祉協議会による、判断能力が十分でない方の財産や権利を擁護する体制の定着と充実に向けた日常生活自立支援事業への取組みを支援します。

成年後見制度についても、成年後見・福祉サービス利用支援センターを通じて一層の周知を図るとともに、市町村による成年後見制度利用促進基本計画の策定及びその具体的施策の推進を支援します。

(健康福祉部地域福祉課)

③ 県内福祉サービスの質の向上を図るため、利用者や社会福祉事業者等からの福祉サービス第三者評価制度に対する社会的評価の向上、評価機関の技能と質の向上などをとおして、社会福祉事業者による積極的な第三者評価の受審を促します。

(健康福祉部地域福祉課)

④ 施設監査をはじめ様々な機会を捉えた社会福祉事業者に対する指導や、岐阜県運営適正化委員会（県社会福祉協議会）による事業調査や当事者への助言・申し入れ及びあつせん案の提示などにより、利用者の苦情が円滑に解決されるとともに、利用者からの苦情や意見が、事業者による経営改善とサービスの質の向上に繋がる体制づくりを促します。

(健康福祉部地域福祉課)

2 福祉を支える地域社会の構築

(1) 地域での支え合い活動の発展支援

現状と課題

- 県では、第三期岐阜県地域福祉支援計画（平成26年度～平成30年度）において地域住民による支え合い活動の事例を示し、住民主体の取組みを推進しています。
他方、県民アンケート（平成28年7～8月実施）によると、半数弱の人が「地域支え合い活動がない、知らない、わからない」と回答する一方で、約5割の人が「機会があれば地域支え合い活動に参加したい」と回答しています。
また、近年独自に支え合い活動に取り組むNPO法人なども増えつつあり、地域住民と連携した意欲的な活動展開が期待されています。
- 増加する要支援者の地域での生活を支えていくためには、地域での支え合い活動によるサービスが整備・充実され、一人ひとりのニーズに添ってそれぞれのサービスが包括的かつ継続的に提供される『地域包括ケア体制（システム）』の構築が不可欠です。この実現のためには住民が自主的・主体的に地域の福祉課題に向き合い解決を図っていく仕組み作りが必要です。
- 平成29年に成立した「地域包括ケア強化法」において、障がい者が65歳以上になつても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくなるという観点や、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点からホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障がい児者が共に利用できるサービスとして「共生型サービス」が創設されました。
- 具体的には、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくなるようにするものであり、各事業所は、地域の高齢者や障がい児者のニーズを踏まえて、指定を受けるどうか判断することとなります。
- 介護保険法の改正でも、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等について、高齢者や障がい児者が共に利用できる「共生型サービス」の創設が盛り込まれ、今後、国において共生型サービス事業に関する基準等が整備される予定です。

今後の取組み

① 第三期岐阜県地域福祉支援計画に基づき、県社会福祉協議会との連携のもと、住民ニーズの高い「見守りネットワーク活動」と「助け合い（生活支援）活動」をより一層普及させることに重点を置きながら、活動する地域住民団体の設立、活動拠点づくり及び既存団体の新たな活動展開に対する支援を通じ、地域での支え合い活動の更なる普及・拡大を図ります。

（健康福祉部地域福祉課）

② 地域で医療、看護、介護、健康づくり、住まい、生活支援等がお互いに連携し、一体的に提供されるよう、地域包括支援センター、社会福祉協議会、かかりつけ医等の多職種連携を促進し、顔の見える「地域包括ケア体制」を発展充実させ、地域・ご近所で障がい者・難病患者を支え合うそれぞれのニーズに合わせた方策決定を支援します。

（健康福祉部高齢福祉課）

③ 国で整備される「共生型サービス」に係る基準等を踏まえ、県条例等の基準を整備し、共生型サービスの適切な実施を推進します。

（健康福祉部高齢福祉課）

（健康福祉部障害福祉課）

（2）県ボランティア・市民活動支援センターにおけるボランティア活動の促進

現状と課題

○ 県社会福祉協議会と各市町村社会福祉協議会内にボランティアセンターが設置され、ボランティア活動をしたい人と、ボランティアによる援助を必要とする人とをつなぐマッチング機能のほか、ボランティア意識の醸成、情報提供、研修会による人材育成などが行われています。他方、地域活動を通じて社会に貢献したいと考えているものの、情報不足や、参加するきっかけがないなどの理由で、活動に繋がっていない現状があり、マッチングを担う市町村ボランティアセンターの活動の促進が求められています。

また、地域の福祉課題が多様化・複雑化する中、ボランティアコーディネーターには、個々のニーズとボランティア活動との需給調整とともに、地域の福祉課題に対応するボランティア活動促進のためのコーディネートや企画提案が求められています。

○ 他方、近年では、大規模災害時において、全国から集まるボランティアの受け入れ調整の役割もボランティアセンターに期待されています。

たとえば平成28年に発生した熊本地震を踏まえ、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練が実施されるとともに、運営マニュアルについても見直しが行われています。

今後の取組み

① 県では、地域におけるボランティア活動の振興拠点である市町村ボランティアセンターの機能の強化と、それに向けた県ボランティアセンターによるボランティアコーディネーターの資質向上への取組みを支援します。

(健康福祉部地域福祉課)

② 県では、災害時の多様なニーズに対応するため、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する取組みを支援します。

(健康福祉部地域福祉課)

3 福祉のまちづくりの推進

(1) ひとにやさしいまちづくりの推進

現状と課題

○ 2020年に東京パラリンピックを控え、国においては「共生社会」の実現に向けて「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を策定し、ユニバーサルデザインの街づくりを進めている他、バリアフリー法の改正が進められています。

県では、平成10年3月に「岐阜県福祉のまちづくり条例」を制定し、誰もが安心して暮らしがいのまちづくりを推進しています。

障がい者の安心、安全な地域生活を確保するためには、建築物等のバリアフリーを推進するとともに、福祉のまちづくりに対する県民の理解を深めることが重要です。

○ 平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、地方公共団体等は障がいのある人に対する合理的な配慮を提供することが求められ、そのためのバリアフリー等の環境整備に努める必要があります。

今後の取組み

① 障がい者等が安全かつ快適に利用できる建築物の整備を促進するため、新築等の際にその計画の届出を義務づけ、「岐阜県福祉のまちづくり条例整備基準」に沿った指導、助言を行います。

(都市建築部建築指導課)

② 新設、既存を問わず「整備基準」に適合した建築物に適合証を交付して、障がい者等が安全かつ快適に利用できる施設であることを明示し、福祉のまちづくりに対する意識の向上を図ります。

(都市建築部建築指導課)

③ 障がい者等に配慮した建築物の建設、改修等の相談に対して専門的な指導、助言を行うためのアドバイザーとして、福祉のまちづくりインストラクターを紹介します。

(都市建築部建築指導課)

④ 県有施設については、障がい者や高齢者のみならず、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した整備を行うため、施設建設の設計段階等において、障がい者や高齢者の意見を取り入れるように努めます。

(健康福祉部地域福祉課)

⑤ 既存の県有施設についても、誰もが利用しやすい施設とするため、トイレの洋式化、多目的トイレの設置やその他施設のバリアフリー化を積極的に進めます。

(総務部管財課)

⑥ 市町村立学校について、国からの通知、補助制度を周知することにより、バリアフリー化を促します。

(教育委員会教育財務課)

⑦ 様々な利用者が共用する公共設備等について、本当に必要な人が、必要な時にユニバーサルデザインの恩恵を受けることができるよう、様々な関係者の意見を伺いながら、より良い設備のあり方を研究し、提案します。

(健康福祉部地域福祉課)

⑧ 都市公園においては、障がい者や高齢者が快適に利用できるよう、園路の段差解消を行うとともに、ベンチ等の休憩施設、身体障がい者用のトイレや車いす使用者用駐車スペースの整備を促進します。

(都市建築部都市公園課)

⑨ 県内の幹線道路に設置される道の駅について、多目的（身体障がい者用の）トイレにおける機能の充実等を進めます。

(県土整備部道路維持課)

⑩ 障がい者等に配慮した建築物の整備を促進するため、中小企業者又は組合等に対し、その施設整備に要する経費の一部について融資を行います。

(商工労働部商業・金融課)

⑪ 身体障がい者用のトイレや車いす使用者用駐車スペースなどを必要な人が必要な時に使用できるよう、利用マナーに係る啓発を進めます。

(健康福祉部地域福祉課)

⑫ 障がい等のある方に障がい者等用駐車場の利用証を発行する「パーキングパーミット制度」の導入に向けた検討・調整を進めます。

(健康福祉部地域福祉課)

⑬ 障がい者等介助を要する人が気軽に外出し、各種の行事等に参加する機会を提供することを通し、社会参加の促進及び自立の支援を図るため、県有リフトバス「ながら号」の運行を行います。

(健康福祉部地域福祉課)

⑭ 障がい者など誰もが安心して外出できるよう、県内の公共施設を中心としたバリアフリー情報をエリア別にまとめた福祉ガイドマップ「おでかけタウンマップ」を県ホームページで公開し、外出機会の増進を図り、交流を促進します。

(健康福祉部地域福祉課)

⑮ 外国人や高齢者、障がい者を含め、誰もが楽しく安心して本県を旅行できるよう、受入環境の充実など、ユニバーサルツーリズムの普及を進めます。

(商工労働部観光企画課)

(2) 移動等の円滑化の推進

現状と課題

- 障がい者の活動範囲を広げるためには、福祉のまちづくりを総合的に推進する中で、道路、交通等の環境整備や障がい者の移動支援についても一層の充実を図る必要があります。
- 自動車の移動を念頭に置いた道路や街路の整備に加え、歩行者・自転車などの安全性や移動性にも配慮した整備が重要視されてきています。障がい者をはじめ誰もがより一層安心して快適に通行できるような道路整備を推進することが重要です。
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）では、高齢者や障がい者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対してバリアフリー化基準への適合を求めるとともに、重点整備地区において住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めており、行政及び公共交通事業者等による理解と積極的な取り組みが必要です。
- バリアフリー法に基づく、主要な生活関連経路の横断箇所における信号機等のバリアフリー化率（音響機能付加等）を、岐阜県では平成28年度末現在で100%を達成していますが、交通環境の変化に応じて継続した取組みが必要です。

今後の取組み

【歩行空間、旅客施設等のバリアフリー化の促進】

- ① 障がい者の移動円滑化のため、都市部や利用者の多い個所など必要と認められる箇所への視覚障がい者誘導ブロック（シート）の設置を進めます。ブロックの設置にあたっては、歩行性を考慮するとともに、障がい者・専門家の意見を取り入れるよう努めます。

(県土整備部道路維持課)
(県土整備部道路建設課)
(都市建築部都市整備課)
- ② 公共交通機関における移動の円滑化を促進するため、市町村や公共交通事業者等が積極的に旅客施設及び車両等のバリアフリー化に取り組むよう働きかけます。また、公共交通事業者等が実施するノンステップバスなどの低床車両の導入や鉄道駅のバリアフリー化について、国や市町村とともに財政的な支援を行います。

(都市建築部公共交通課)

③ 交通バリアフリーの見地から、特別支援学校で使用するスクールバスについては、低床、車いす対応のリフト・スロープ等改造車両の導入を推進します。

(教育委員会特別支援教育課)

【安全な交通の確保】

④ バリアフリー法に基づき、視覚障がい者用音響信号機やエスコートゾーン等の整備を推進し、視覚障がい者等の安全な通行の確保に努めます。

(警察本部交通規制課)

⑤ 障がい者等が安心して通行できる道路交通環境づくりを推進するため、違法・迷惑駐車、歩道や道路上の放置物件等に対する啓発活動を行い、発見した際の指導等道路を安全に利用していただけるよう努めます。

(環境生活部県民生活課)

(県土整備部道路維持課)

4 身近な相談支援体制の確立

(1) 相談支援従事者の養成、確保及び質の向上

現状と課題

- 平成25年度に施行された障害者総合支援法では、障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障がい者等の福祉に関する様々な問題についての相談に応じ、必要な情報提供、助言及び関係機関との連絡調整等を行う「相談支援事業」を都道府県及び市町村が実施することと定められています。
- 相談支援事業は、まず、住民に最も身近な存在である市町村が主体となって行うこととされており、その多くは、高い専門性を持つ相談支援事業者への委託により行われていますが、その従事者は高い技術と見識を有していかなければなりません。
- また、基幹相談支援センターの設置及び機能強化を推進するに当たっては、相談支援事業において地域のリーダーとなり得る従事者の育成が必要となっています。
- 一方、相談支援事業者による障がい福祉サービスの全利用者に係るサービス等利用計画の作成がほぼ達成されたところですが、作成が行き渡ることを優先した結果、その質の向上が大きな課題となっています。

今後の取組み

- ① 市町村から委託を受ける相談支援事業者は、地域の障がい者支援に関するネットワークづくりの核として位置づけられており、それをリードできる人材を養成する必要があります。このため、相談支援従事者研修を充実させ、こうした人材（国において創設が予定されている「主任相談支援専門員（仮称）」を含む）の養成を推進します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ② 現在、実施している相談支援従事者研修について、平成31年度に実施予定となっている国の研修制度の見直しを見据え、岐阜県障がい者総合支援懇話会（人材育成部会）や研修講師の意見を聞きながら、その在り方や、意思決定支援、介護・医療分野との連携の強化など内容について検討します。
特に、地域のリーダーとなり得る方を研修講師に登用することで、地域の福祉力の向上に資する研修となるように努めます。

(健康福祉部障害福祉課)

(2) 専門性の高い相談支援事業の実施

現状と課題

- 県では、広域的な展開が必要とされる相談支援や、特に専門性の高い相談支援を実施する役割を担っています。
- 障がいの状態は、人によって様々であり、また、年齢や環境により大きく変わることもあるため、障がい者が状態に応じた適切な支援を受けられるように、質の高い相談支援の提供を図る必要があります。
- 障がい者が職業自立されるためには、就労の準備、就職活動、就職後の定着を支援する機関が必要です。また、就業面と生活面の一体的な相談・支援が必要です。

今後の取組み

- ① 岐阜県障がい者総合相談センターにおいて、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいの相談機関が連携し、専門性の高い相談支援を行います。
(健康福祉部障害福祉課)
- ② 発達障がい支援の総合的な拠点である岐阜県発達障害者支援センターを中心に、各圏域にある圏域発達障がい支援センターや発達障がい者支援コンシェルジュが連携して、発達障がいに関する各般の問題について、発達障がい児者やその家族、地域の支援機関等からの相談に応じ、適切な指導又は助言を実施します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ③ 高次脳機能障がい者への専門相談を行う支援拠点機関を設け、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、福祉就労等の関係機関との連携づくりや身近な地域における必要な指導、助言等の相談支援を行うことにより、障がい者の生活の安定を図ります。高次脳機能障がいについては、まだ充分に周知されていると言えないため、医療専門職及び一般県民に対する普及啓発活動を行います。
(健康福祉部保健医療課)
- ④ 在宅障がい児（者）の地域生活を支援するため、身近な地域で療育指導、生活指導、相談等が受けられる体制の確立を目指します。各拠点施設の専門的な職員が訪問療育、外来療育、相談、保育所等への技術指導を行います。
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑤ 地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援や地域交流活動の推進、就労支援などを行う「難病生きがいサポートセンター」の機能の充実を図ります。
(健康福祉部保健医療課)

⑥ 障がい者の就労等に対する支援として、各圏域の中核的な社会福祉法人等に障害者就業・生活支援センターを設け、雇用、保健福祉等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言等の支援を行います。

(商工労働部労働雇用課)

⑦ 障がい者の就労等に対する支援として、障害者就業・生活支援センターに生活支援担当者を設置し、雇用、保健福祉等の関係機関との連携を図りつつ、日常生活、地域生活に関する助言を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

(3) 地域における事業所間のネットワーク強化

現状と課題

- 国の基本指針においては、県及び市町村は、相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、地域の福祉、医療、教育、雇用等の関連する分野の関係者等により構成される協議会を設けるよう努め、その有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組むことが重要であると定められています。
- 県の協議会としては、各圏域に「圏域障害者自立支援推進会議」を設置し、圏域内の関係事業所、関係機関及び市町村が連携した総合的な支援体制を構築しているとともに、県全体の課題について広く意見交換を行うため、当事者や関係機関が参画する「岐阜県障がい者総合支援懇話会」を設置し、地域の実情に応じた支援体制の整備を推進しています。
- 市町村の協議会については、現在、全市町村において設置されていますが、その取組状況については、市町村ごとに格差があり、低調な運営となっている状況もあります。
- 地域における相談支援ネットワークの中核的な役割を担う機関として、市町村による基幹相談支援センターの設置が必要ですが、現在のところ、4市町における設置にとどまっています。
- また、障がい者が住み慣れた地域において生活を続けるための拠点として、地域生活支援拠点等の整備が必要です。

今後の取組み

① 広域的な相談支援体制の確立のため、各圏域の相談支援等の整備や市町村における協議会の設置・運営を支援する目的として、特別アドバイザーを派遣します。

また、圏域障害者自立支援推進会議や特別アドバイザー等の活用により、個々のニーズに対応する個別支援会議等で明らかになった地域課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤を着実に進めていくよう市町村の協議会の活性化についても併せて取り組みます。

(健康福祉部障害福祉課)

② 相談支援事業者においては、ネットワーク化が図られているところであり、今後も、県、市町村等を交えて専門員同士及び他事業所との意見交換や情報共有を図ることができるよう、圏域障害者自立支援推進会議などを活用して機会を設けます。

(健康福祉部障害福祉課)

③ 特別アドバイザー及び圏域センターの派遣等により、市町村又は圏域での基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

5 ぎふ清流福祉エリアの再整備

(1) 岐阜県福祉友愛アリーナ(仮称)、障がい者総合就労支援センター(仮称)、中央子ども相談センターの整備

現状と課題

○ 岐阜市鷺山地区周辺の「ぎふ清流福祉エリア」において、福祉、医療、教育、文化芸術、スポーツ及び就労施設が一体となった県の障がい者支援施策の拠点としての機能強化を図るとともに、ぎふ清流大会の成果を受け継ぐ形で、障がい者にやさしい地域づくりの拠点となるように整備を推進していく必要があります。

これまで、「岐阜県障がい者総合相談センター」の開設（平成27年4月）、「県立希望が丘こども医療福祉センター」の開設（平成27年9月）、「岐阜希望が丘特別支援学校」の移転再整備（平成27年9月）、「岐阜県福祉友愛プール」の整備（平成28年12月）を行いました。

○ 中央子ども相談センター（児童相談所）は、被虐待児等の慎重な対応が必要な児童が増加し、一時保護の期間が長期化するなか、建物の老朽化に加えて、個室や児童が活動するスペースが不十分であるなど、処遇環境の改善が必要となっています。

今後の取組み

【岐阜希望が丘特別支援学校の再整備】

① 肢体不自由教育の拠点として、「岐阜希望が丘特別支援学校」の校舎、グラウンド及び学校体育館と障がい者用体育館を一体的に整備し、障がい者のスポーツを通じた交流を進めます。

（教育委員会特別支援教育課）



【岐阜県福祉友愛アリーナ（仮称）の整備】

② 障がい者のスポーツを通じた社会参加の推進、東京パラリンピックに向けた選手強化及び障がい者スポーツの裾野拡大のため、平成31年度中に、障がい者用体育館「岐阜県福祉友愛アリーナ（仮称）」を整備します。

（健康福祉部障害福祉課）



【障がい者総合就労支援センター（仮称）の整備】

③ 障がい者の就労に係る相談、訓練、マッチング、定着を支援する拠点として、新たに設ける障がい者職業能力開発校を配置した障がい者総合就労支援センター（仮称）を平成32年度中に整備します。

（商工労働部労働雇用課）

障がい者総合就労支援センター（仮称）



【中央子ども相談センターの整備】

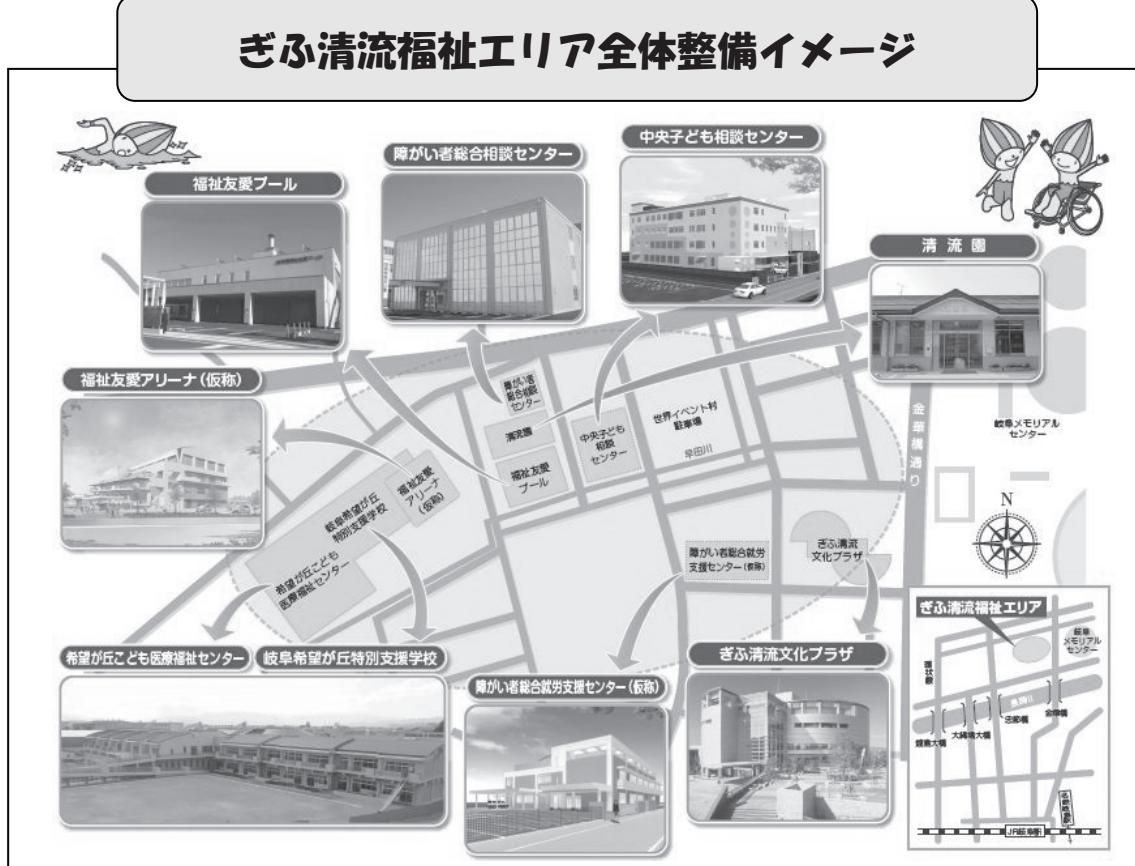
④ 中央子ども相談センターを移転、再整備し、平成30年12月頃から新施設の供用を開始します。新施設では、保護可能人数を増加するとともに、居室を個室化し、学習室やプレイルームを設置する等一時保護所の機能強化を図ります。

（健康福祉部子ども家庭課）

中央子ども相談センター



ぎふ清流福祉エリア全体整備イメージ



6 情報環境の整備

(1) 岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の推進

現状と課題

- 岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例について、平成28年12月に当事者団体より岐阜県議会に対し要望がなされ、平成30年3月に成立し、平成30年4月に施行されます。
- 県政情報の発信については、情報の入手手段が多様化するなかで、様々な媒体を活用した情報提供に取り組んでいます。
- 障害者差別解消法の施行に伴い、社会的障壁の除去及び合理的配慮を的確に行うため、障がいのある人が来庁した際に、手話や筆談などその障がいの特性に応じたコミュニケーションが出来るよう環境を整備する必要があります。
- 発災時に障がい者が、的確かつ迅速に避難を行うことができるよう市町村や地域住民などの地域の関係機関が連携した支援体制が必要です。
- 平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震、台風10号豪雨では、要配慮者支援の取組みを充実させる必要性が浮き彫りとなり、本県においても近い将来、南海トラフ巨大地震や県内活断層による直下型地震等大規模災害の発生が懸念されていることから、災害時の福祉支援体制の構築が急務となっています。
- 119番通報のうち、電話又はファックスによる通報については県内すべての消防本部(22消防本部)に対応していますが、メールによる通報については7消防本部で未対応となっています。
- 意思疎通に困難を抱えている障がい者は、災害その他非常事態において、必要な情報の取得、他者と意思疎通手段に不安を抱えている方が多くいることから、非常時における意思疎通手段の確保が求められています。
- 障がい者の自立や社会参加を支援するため、障がいの特性に応じた情報提供の拡充に努めるとともに、障がい者のコミュニケーションを支援する人材の養成を推進していく必要があります。

- 平成25年度から意思疎通支援事業（手話通訳者の養成派遣事業、要約筆記者の養成派遣事業、盲ろう者通訳介助者の養成派遣事業、手話通訳者等の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業）が都道府県必須事業となり、また平成30年度からは、失語症者に対する意思疎通支援事業も都道府県必須事業となるなど、意思疎通支援を一層強化する必要があります。
- このほか、視覚障がい者に対する意思疎通支援手段（点訳・音訳）の確保や中途失明者に対する支援、疾病等で喉頭摘出し、発声が困難な状態となっている方への支援を図っていく必要があります。
- それぞれの障がい特性に応じた意思疎通手段を確保するため、障がい特性に対応できる支援者を育成し、資質の向上を図ることが必要です。
- 県は、県民が障がい者の意思疎通手段について理解を深めることができるよう学習の機会を確保することが求められています。
- 幼少の頃から障がいというものの存在を正しく認識し、障がいや障がい者に対する理解を育みながら、障がい者とともに共生社会を担う人材を育成するため、福祉に関する教育の充実を図ることは大変重要な課題です。
- 障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深めるためには、単に知識の習得に留まることなく、障がい者との交流やふれあいを通じて互いに人格を認め合うことが重要です。
- 共生社会実現のためには、障がいのある人とない人の交流を通じた障がいに対する理解形成が必要です。
- 障がい者の職域の拡大及び職業訓練の充実等を図るとともに、保健、福祉、教育、就業支援等の関係機関と連携した支援体制の構築に努め、意思疎通手段の確保に配慮しつつ民間企業への円滑な就業及び職場への定着を促進する必要があります。

今後の取組み

【情報の取得等におけるバリアフリー化】

- ① 行政情報発信の有力な媒体である県のホームページについては、音声読み上げソフトに対応したページづくりを行う等、ウェブアクセシビリティの向上やユニバーサルデザ

イン化を一層徹底します。また、県が作成するチラシやパンフレット等については、原則、テキスト形式で県公式ホームページに概要を掲載します。

(広報課)

(総務部情報企画課)

- ② 視覚障がい者に県政情報を的確に伝え、県政への理解を深めていただくため、点字版、録音版、テキストメール版の県広報を配布します。また、聴覚障がい者が県政情報を入手できるよう地上デジタルデータ放送等を活用した情報発信を行うなど、今後も、広く県民の方に県政情報を届けるため、様々な媒体や手法の活用を検討します。

(広報課)

- ③ 県が制作するテレビ番組やイベント等で上映する映像については、字幕入りでの制作に努めます。

(広報課)

- ④ 県庁見学等での来庁時において、手話通訳者の同行など意思疎通の確保に努めます。また、県庁舎及び総合庁舎受付に筆談用のボード等を常備し、来庁された聴覚障がい者の意思疎通の確保に努めます。

(総務部管財課)

- ⑤ 市町村相談窓口における手話通訳者の配置について市町村に対し働きかけていくとともに、県民の手話や要約筆記等に対する理解と協力を促進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑥ 意思疎通支援機器である点字プリンターや筆談ボード、ヒアリングループ、インターネット電話サービスを用いて手話通訳を行う手話通訳用タブレット端末、S Pコード読み取り装置を各所属に貸し出すことで、意思疎通支援を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑦ 「障がいのある方の配慮マニュアル」の改訂及び職員研修、手話通訳者等の派遣費用の確保等により、県主催行事における障がい者の意思疎通支援の対応を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑧ 災害時に障がいのある方が避難する場となる「福祉避難所」について、市町村に対する福祉避難所の指定促進・機能強化に向けた助言・支援等の実施を通じ、意思疎通の円滑化を含めた、各々の障がい種別に応じた支援体制構築に向けた取り組みを推進します。

(健康福祉部健康福祉政策課)

- ⑨ 災害時に聴覚障がい者を支援するため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者を派遣する体制を整備します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑩ メールによる119番通報に対応できるよう、未実施の消防本部へ導入を働きかけます。

(危機管理部消防課)

⑪ メールによる119番について、市町村への導入を働きかけます。

(健康福祉部障害福祉課)

⑫ あらゆる広報媒体を活用した広報啓発活動を継続し、防犯対策の普及促進を図ります。

(警察本部生活安全総務課)

⑬ 「メール110番」、「FAX110番」により、聴覚障がい者等からの通報手段を確保して、緊急通報に対応します。

(警察本部通信指令課)

【人材育成】

⑭ 聴覚障がい者の意思疎通手段を確保するために、手話通訳者の養成、確保の強化を図るとともに、字幕入りビデオの制作、貸し出しの充実に努めます。聴覚障がい者の意思疎通支援において、手話通訳者等の派遣に係る広域調整を行うとともに、県の窓口業務に係る手話通訳者を設置します。

(健康福祉部障害福祉課)

⑮ 視覚障がい者の意思疎通手段を確保するために点訳奉仕員、音訳奉仕員の充実を図るとともに、CD図書等の制作、貸し出しの充実に努めます。

(健康福祉部障害福祉課)

⑯ 中途失明者に対して、点字訓練、パソコン指導等を行い社会生活への復帰を支援します。また、地域で相談会を実施し相談体制の充実を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

⑰ 盲ろう者通訳介助者を養成し、派遣することによって、盲ろう者の意思疎通支援を行い、社会参加の促進を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

⑱ 疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した者が发声訓練等により、发声方法を獲得し社会復帰できるよう講習会を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

⑲ 失語症者に対する意志疎通支援者を養成し、失語症者の社会参加・復帰を支援します。

(健康福祉部障害福祉課)

⑳ 手話通訳者、要約筆記者、点訳奉仕員、音訳奉仕員、盲ろう者通訳介助者、失語症意思疎通支援者を育成し、全市町村での意思疎通支援事業の実施を促進します。また、現任者のスキルアップ研修を実施するなど、従事者の質の向上を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

【啓発及び意思疎通手段学習機会確保】

㉑ 障がい者の意思疎通手段に係る啓発イベントを開催し、県民の障がい者意思疎通手段に関する学習機会を確保します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ㉚ 障がい者の意思疎通手段に係るハンドブックを作成し、障がい者意思疎通手段に関する理解を促進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ㉛ 事業者、学校、公官庁に対して、手話及び聴覚障がいに関するアウトリーチ事業を実施し、理解促進に努めます。

(健康福祉部障害福祉課)

【学校設置者の取組み】

- ㉜ 学校の総合的な学習の時間や「ひびきあいの日」の取組み等を活用して、福祉体験学習や障がいの疑似体験、障がい者との交流活動、手話を学ぶ取組み等を開催し、障がい及び障がい者への正しい理解を促進します。

【共生社会条例関連（再掲）】（教育委員会学学校支援課）

- ㉝ 各障がい種別に対する専門性の高い教育を行う特別支援学校（岐阜地域の5校）をコア・スクールとして位置付け、様々な専門分野に関する指導的立場の教職員（コア・ティーチャー）を養成し、コア・スクールの専門性向上を図ります。

(教育委員会特別支援教育課)

- ㉞ 障がいの多様化が進む中で、特別支援学校だけでなく、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校においても、障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用等、適切な支援を行うための研修を充実し、管理職の指導のもと障がいのある児童生徒を支援する教員の専門性の向上を図ります。

【共生社会条例関連（再掲）】（教育委員会教育研修課）

- ㉟ 特別支援学校を核とした地域連携ネットワークをつくり、地域における校種間のスムーズな連携体制を構築します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ㉛ 聾学校（聴力測定室）の改修を行います。

(教育委員会教育財務課)

【事業者への協力】

- ㉜ 事業者へ意思疎通支援ハンドブックを使用した職員出前講座を実施します。また、障がい種別ごとの理解啓発については、関係団体と仲介を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

- ㉙ 就職に必要な知識・技能を習得するために、民間事業者等に委託して実施する障がい者の職業訓練の機会の拡充に努めます。訓練実施においては、障がい者の意思疎通手段の確保に配慮します。また、障がい者職業訓練コーディネーターが訓練カリキュラムをコーディネートし、障がい者の個別の事情に応じた効果的な訓練実施に努めます。

(商工労働部労働雇用課)

- ③ 事業者による講演会等の開催における、手話通訳、要約筆記の意思疎通支援手段の確保を支援します。

(健康福祉部障害福祉課)

(2) 障がい者の情報リテラシーに対する支援

現状と課題

- 障がいのある人が、ITの活用により自立と社会参加が促進されるよう、情報活用能力（情報リテラシー）の向上を図るための取組みを推進することが重要です。
- 意思疎通に困難の生じる障がいのある方の社会参加には、パソコン等を使用した意思疎通が重要です。機器の普及について周知を図る必要があります。

今後の取組み

- ① 福祉メディアステーションと連携し、障がい特性に応じた各種研修事業やパソコン関連利用支援機器、ソフトウェアに関する展示・相談事業等の一層の充実を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)
- ② 地域で生活する外出等の困難な障がい者のパソコン利用に際し、パソコン本体や周辺機器などの利用方法等についてサポートを行うパソコンボランティアの養成・派遣事業を推進します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ③ 視覚障がい者を対象としたパソコン研修を実施し、社会参加促進を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)
- ④ 視覚障がい者及び上肢不自由者がパソコンを利用する際に必要となる周辺機器等の購入に対して助成を行う、日常生活用具給付等事業の周知・支援をします。
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑤ 在宅の身体障がい者や身体障がい児が、その自立に資する目的で先進的な福祉機器（パソコン等）を購入する場合に購入費を助成します。
(健康福祉部障害福祉課)

7 安全な暮らしの確保（防災・防犯対策）

（1）防災対策の充実

現状と課題

- 発災時に障がい者が、的確かつ迅速に避難を行うことができるよう市町村や地域住民などの地域の関係機関が連携した支援体制が必要です。
- 平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震、台風10号豪雨では、要配慮者支援の取組みを充実させる必要性が浮き彫りとなり、本県においても近い将来、南海トラフ巨大地震や県内活断層による直下型地震等大規模災害の発生が懸念されていることから、災害時の福祉支援体制の構築が急務となっています。
- 平成29年6月の「水防法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等に避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務付けられたことから、各施設の対応を促進する必要があります。
- 土砂災害発生の恐れがある場合、要配慮者利用施設利用者は速やかに避難することが困難なため、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設が立地する箇所については優先的に土砂災害防止施設を整備することが必要です。
- 119番通報のうち、電話又はファックスによる通報については県内すべての消防本部（22消防本部）に対応していますが、メールによる通報については7消防本部で未対応となっています。
- 意思疎通に困難を抱えている障がい者は、災害その他非常事態において、必要な情報の取得、他者と意思疎通手段に不安を抱えている方が多くいることから、非常時における意思疎通手段の確保が求められています。

今後の取組み

- ① 災害対策基本法の改正により、平成26年4月1日から避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられ、併せて「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が国より示されました。これらに基づき避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報をも

とした市町村、民生委員、地域住民など地域の関係機関の連携による支援の取組みを支援し、災害時における障がいのある方への支援体制の構築を推進していきます。

(危機管理部防災課)

- ② 清流の国ぎふ防災リーダーの育成、災害図上訓練（D I G）、避難所運営ゲーム（H U G）の実施等により、障がい者等の要配慮者の避難誘導、情報伝達、救助等の担い手の育成を支援します。

(危機管理部防災課)

- ③ 災害時に障がいのある方が避難する場となる「福祉避難所」について、市町村に対する福祉避難所の指定促進・機能強化に向けた助言・支援等の実施を通じ、意思疎通の円滑化を含めた、各々の障がい種別に応じた支援体制構築に向けた取り組みを推進します。

(再掲) (健康福祉部健康福祉政策課)

- ④ 災害時に一般の避難所において、障がいのある方や難病患者の方が周囲からの配慮や援助を受けられやすくなるよう、災害時に避難所の運営に関わる地域の代表者や清流の国ぎふ防災リーダー、学校等へのヘルプマーク周知を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑤ 県内の福祉分野の関係者で構成する「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」において、災害時の福祉的支援に係る協議を行い、災害時に福祉的人材を派遣する「岐阜県災害派遣福祉チーム（岐阜D C A T）」の体制充実・強化に向けた取り組みを推進します。

(健康福祉部健康福祉政策課)

- ⑥ 大規模災害時に、全国各地から集まるボランティアの采配業務を担うなど、円滑・適切な支援活動を行うために重要な役割を果たす災害ボランティアコーディネーターの養成を推進します。

(健康福祉部地域福祉課)

- ⑦ 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の施設管理者等が行う避難確保計画の作成・避難訓練の実施を支援するとともに、地域住民との連携や社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立に努めるよう促します。

(県土整備部河川課)

(県土整備部砂防課)

(危機管理部防災課)

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑧ 土砂災害の恐れがある土地に要配慮者利用施設が立地する箇所において、砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備を重点的に推進します。

(県土整備部砂防課)

⑨ 火災発生時に自力で避難することが困難な人が入所する社会福祉施設等について、スプリンクラー等の整備を促進します。

(健康福祉部障害福祉課)

⑩ メールによる119番通報に対応できるよう、未実施の消防本部へ導入を働きかけます。

(再掲) (危機管理部消防課)

⑪ メールによる119番について、市町村への導入を働きかけます。

(再掲) (健康福祉部障害福祉課)

(2) 防犯対策の充実

現状と課題

- 障がい者施設等への防犯指導を実施し、協力体制の確立に取り組んでいます。
- 障がい者の方の特性を理解した上で、効果的な防犯対策に取り組んでいくことが必要です。

今後の取組み

① 防犯教室等において、対象に応じたわかりやすい防犯指導を行い、自主防犯意識と自衛能力の向上を図ります。

(警察本部生活安全総務課)

② あらゆる広報媒体を活用した広報啓発活動を継続し、防犯対策の普及促進を図ります。

(再掲) (警察本部生活安全総務課)

③ 「メール110番」、「FAX110番」により、聴覚障がい者等からの通報手段を確保して、緊急通報に対応します。

(再掲) (警察本部通信指令課)

8 福祉人材の確保支援と育成

(1) 福祉人材確保対策の総合的な推進

現状と課題

- 社会福祉事業等の人材確保を支援するため「岐阜県福祉人材総合対策センター」を設置し、福祉の仕事への求職者に対する無料職業紹介、従事者の技能と資質向上のための講習会や研修会の開催、福祉の仕事への理解促進のための啓発活動等を実施してきましたが、今後の福祉分野のニーズの高まりに伴い、福祉人材のますますの不足が懸念されています。
- 高齢化の進行により、65歳以上の高齢者の人口に占める割合（高齢者率）は今後も増加を続ける見込みとなっています。これにより、介護需要の増加も予想されることから、介護人材の確保・定着が課題となっています。

今後の取組み

- ① 障がい福祉分野を含む福祉人材の確保・定着促進の中核を担う「岐阜県福祉人材総合対策センター」の名称を「岐阜県福祉人材総合支援センター」に改め、福祉人材のマッチング、求人等の情報発信、研修による人材育成、児童・生徒向け福祉啓発活動等の機能を強化します。県内の全小学生、中学生3年生、高校生に「福祉のおしごと新聞」を配布するほか、介護分野の仕事を紹介する「中学生のための福祉の仕事ガイドブック」に、保育と障がいの分野を追加するなど、福祉の仕事内容や魅力を伝えることで、将来の進路に福祉の仕事を選択してもらえるよう努めます。

(健康福祉部地域福祉課)

- ② 「福祉人材総合ポータルサイト」を創設し、仕事の魅力や働き方改革等の情報を発信することで、障がい福祉を含む福祉分野の仕事への理解促進による人材の確保と、職場の環境改善による人材の定着の支援を行います。

(健康福祉部地域福祉課)

- ③ 障がい福祉を含む福祉分野の事業者が一同に集まり、求職者との面談を行う「福祉の仕事就職フェア」を、多様な産業分野の事業者が集まる「オール岐阜・企業フェス」と共同開催することで、幅広い人材の確保につなげます。また、東濃地区、飛騨地区で圏域版「福祉の仕事就職ミニフェア」を新たに実施します。

(健康福祉部地域福祉課)

- ④ 介護福祉士養成校等に在学し、介護福祉士などの資格取得を目指す学生に対して、修学資金を無利子で貸し付け、県内で一定期間、介護福祉士等として業務に従事した場合

は返還を免除するなど、介護・福祉人材の育成と養成を支援します。

(健康福祉部高齢福祉課)

- ⑤ 介護人材の育成に取り組む事業者を認定するなど、事業者の職場環境整備、人材確保のための取り組みを支援します。

(健康福祉部高齢福祉課)

- ⑥ 介護の仕事に従事されている方のキャリアアップやスキルアップのため、資格取得や研修参加等を支援します。

(健康福祉部高齢福祉課)

- ⑦ 事業者の経営者、幹部及び施設長等が介護人材の確保・定着・育成の人事マネジメントを体系的に理解し、人材育成・離職対策を効果的に行うことができるよう支援します。

(健康福祉部高齢福祉課)

- ⑧ 介護の仕事に対するイメージアップや理解を深めるためにポータルサイトを開設し、介護分野で活躍する人や、事業所の職場環境改善の取り組みなど、様々な情報を発信します。

(健康福祉部高齢福祉課)

- ⑨ 出産及び育児に係る休暇を取得した職員の復帰後の離職を防止するため、代替として雇用した職員の継続雇用に要する費用を支援します。

(健康福祉部高齢福祉課)

(2) 障害福祉サービス等を担う専門的人材の育成と資質の向上

現状と課題

- 障がい者の様々なニーズに対応し、専門的な知識・技能を要する分野のサービスを適切に提供するためには、サービスに従事する人材の質と量の確保が求められており、県では、サービス提供の担い手である相談支援専門員、サービス管理責任者等を養成するため、岐阜県福祉事業団へ委託し、養成研修を実施しています。
- 近年は、特に就労系及び児童通所系のサービス事業者が増加しており、これらのサービスの質を確保するために、適切なスキルを持った人材の養成が必要となっています。また、障がい者の高齢化及び重度化の進展に伴い、より高い専門性を持つ人材の養成が必要となっています。
- サービス提供の担い手のみではなく、相談支援専門員や障害支援区分の認定調査員など、障害福祉サービスの支給決定に関わる人材育成、確保も必要です。

- それぞれの障がい特性に応じた意思疎通手段を確保するため、障がい特性に対応できる支援者を育成し、資質の向上を図ることが必要です。

今後の取組み

- ① 相談支援従事者を育成するとともに、現任研修及び専門コース別研修により、高いスキルを持つ従事者の養成を推進します。
また、基幹相談支援センター等において主体的な役割を担うことができる人材を養成します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ② サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者を養成し、各事業所におけるサービスの質の向上を推進します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ③ 重度訪問介護、行動援護、同行援護など専門的な知識・技能を要する分野を中心に、居宅介護従事者の養成を推進します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ④ 医療的ケアが必要な在宅の障がい児者の利用できる障害福祉サービス（居宅介護等）の利用拡大を図るため、医療的ケアを行う資格を有する介護職員の増加を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑤ 強度行動障がいのある方に対して、適切な支援を行う職員及び適切な支援計画を作成することが可能な人材を養成します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑥ 障害支援区分認定調査員及び市町村審査会委員の養成、資質の向上を図り、指定障害福祉サービスの適切な支給体制を確保します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑦ 全市町村での移動支援事業の実施を促進します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑧ 手話通訳者、要約筆記者、点訳奉仕員、音訳奉仕員、盲ろう者通訳介助者、失語症意思疎通支援者を育成し、全市町村での意思疎通支援事業の実施を促進します。また、現任者のスキルアップ研修を実施するなど、従事者の質の向上を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)

II 社会参加を進める支援の充実

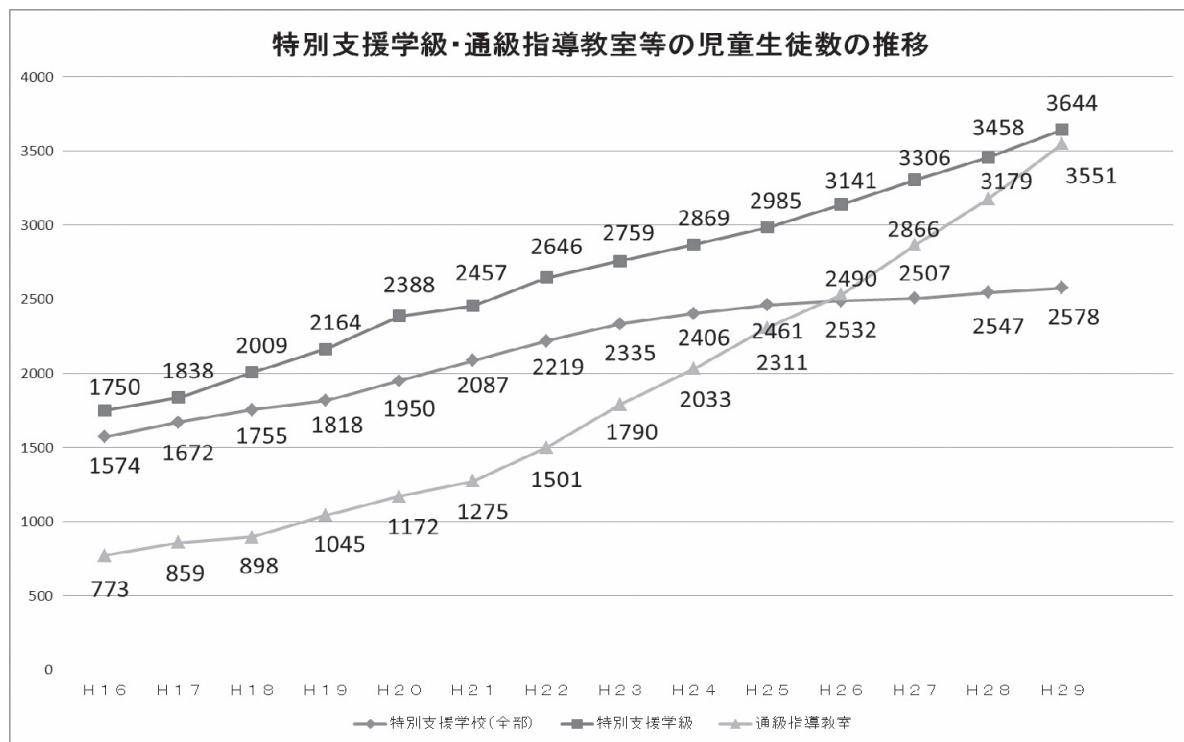
1 教育の充実

(1) 特別支援教育を支える環境の整備

現状と課題

- 特別支援学校や小・中学校・義務教育学校の特別支援学級、通級による指導を受けている児童生徒は毎年増加しています。また、小・中学校・義務教育学校の通常学級及び高等学校における発達障がいのある児童生徒に対する支援や特別支援学校高等部で増加している知的障がいの程度が軽度である生徒に対する支援も急務となっています。
- こうした状況を踏まえ、県においては、障がいのある幼児児童生徒が、就学前から卒業後まで、地域の中で力強く生きていくことができるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた教育をより一層充実していくため、平成18年3月に策定した「子どもかがやきプラン」を平成21年3月に改訂し、平成29年3月には、新たに「新子どもかがやきプラン」を策定しました。
- また、平成26年3月には、「第2次岐阜県教育ビジョン」を策定し、取り組むべき主要な施策の一つに「特別支援教育の充実」を挙げるとともに、「卒業後を見据えた特別支援学校の充実」を重点施策の一つとしています。
- 新子どもかがやきプランでは、子どもかがやきプランで完了した教育環境整備を土台として、「地域と共に創る 新たな学びのスタイル」を基本理念に、一人一人の教育的ニーズに応じて新たな「学びのスタイル」づくりに取り組みます。そのために、①県内各地域への高等特別支援学校機能の整備、②発達障がい等のある児童生徒への支援強化、③学びの場を支える教員の専門性向上、の3つを重点政策として進めます。
- 「第2次岐阜県教育ビジョン」では、一人一人の多様な教育的ニーズに応じて、学校資源や地域資源を効果的に活用したきめ細かな学びを提供する「インクルーシブ教育システム」の構築を目指して施策を進めています。また、知的障がいの生徒の社会的・職業的自立能力を高めるために、高等特別支援学校の整備を中心とした職業教育の充実を目指して施策を進めています。
- 特別支援学校や小・中学校・義務教育学校の特別支援学級、通級による指導の場等で、より質の高い教育を実現するための教職員の専門性の向上が求められています。

- 障がいのある児童生徒に対して就学前から高等学校卒業後まで、柔軟で連続性のある支援体制の構築が求められています。そのために、県や各圏域、市町村において、特別支援学校を核とした地域連携ネットワーク作りや他部局（医療・保健・福祉・労働等）との連携を推進していくことが必要です。
- 平成28年3月には、「第2次岐阜県児童教育アクションプラン」を策定し、重点的に取り組む内容の一つに「特別支援教育の体制整備」を挙げ、長期的な視野に立ち、特別な支援が必要な児童の自立を支援するための体制を整え、早期支援システムを構築することを目指しています。
- 平成24年の文部科学省の調査によれば、小中学校の通常学級に在籍する発達障がいのあると思われる児童生徒は約6.5%在籍しているとされ、高等学校では生徒総数の2%程度の割合で発達障がい等困難のある生徒が在籍しているといわれています。
発達障がいのある生徒への理解が徐々に高まりつつあるなか、発達障がいの特性を踏まえた支援の充実が求められています。
- 「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針」では、いじめの防止や早期発見等のため、障がいのある児童生徒への適切な指導や必要な支援を行うこととしています。



今後の取組み

【教育環境の充実】

- ① 近年増加している知的障がいの程度が軽度である生徒の潜在的な社会的・職業的自立能力を最大限まで引き伸ばし、一人一人の適性や希望に応じた進路を実現するため、新しいタイプの特別支援学校「高等特別支援学校」を県内各地域に整備します。

(教育委員会特別支援教育課)

<整備スケジュール>

◆新設校の整備

地域・学校	事業内容	H28	H29	H30
岐阜清流高等特別支援学校	新 設 (岐阜城北高校旧藍川校舎)	改修工事	開 校	
西濃高等特別支援学校	新 設 (大垣特別支援学校北校舎)		改修工事	開 校

◆既存校の整備

地域・学校	事業内容	H27	H28	H29	H30
岐阜希望が丘特別支援学校	岐阜希望が丘特別支援学校の再整備	供用開始 (9月)	高等部 設置	第2期 建設工事	

(教育委員会特別支援教育課)

- ② 各特別支援学校に整備したスクールバスの老朽化に伴うバスの更新を行い、通学手段を確保します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ③ 特別支援学校における老朽化施設の改修を順次行います。

(教育委員会教育財務課)

- ④ 県内どの地域においても、知的障がい、肢体不自由、病弱等のある児童生徒が、それぞれの地域で学ぶことができるよう、教育課程の充実を図ります。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑤ 特別な支援が必要な就学前児の早期発見・早期支援体制の一層の促進を図るとともに、個別の教育支援計画・個別の指導計画を活用した切れ目のない支援の引継ぎの周知・徹底を図ります。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑥ 児童生徒の就学先については、本人・保護者と合意形成を図りつつ、各市町村において総合的な観点から判断・決定することができるよう、市町村の担当者に対する研修会を実施したりするなどにより、市町村の体制づくりを支援します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑦ 特別支援学校を核とした地域連携ネットワークをつくり、地域における校種間のスム

ーズな連携体制を構築します。

(再掲) (教育委員会特別支援教育課)

- ⑧ インクルーシブ教育システムの構築をめざし、特別支援学校と地域の小・中・高等学校・義務教育学校との交流及び共同学習を推進するとともに、幼稚園・保育所・認定こども園や地域住民との交流の場の確保に努めます。

【共生社会条例関連（再掲）】(教育委員会特別支援教育課)

- ⑨ 今後整備する高等特別支援学校において、生徒一人一人の希望や適性に応じた進路実現を可能とするカリキュラムや3年間の系統的な指導計画を作成するとともに、卒業後のフォローアップ体制の整備を図ります。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑩ インクルーシブ教育システムの構築をめざし、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が互いに理解を深めるため、一緒に取り組む「交流及び共同学習」について質的な充実をより一層推進します。

【共生社会条例関連（再掲）】(教育委員会特別支援教育課)

- ⑪ 私立幼稚園における障がい児の就園促進及び教育の充実を図るために必要な経費（人件費、教育研究経費、設備費）を助成します。

(環境生活部私学振興・青少年課)

- ⑫ 教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導、必要な支援を行うことにより、発達障がいを含む、障がいのある児童生徒がかわるいじめの防止を図ります。

(教育委員会学校安全課)

【教員の専門性の向上】

- ⑬ 各障がい種に対する専門性の高い教育を行う特別支援学校（岐阜地域の5校）をコア・スクールとして位置付け、様々な専門分野に関する指導的立場の教職員（コア・ティーチャー）を養成し、コア・スクールの専門性向上を図ります。

(再掲) (教育委員会特別支援教育課)

- ⑭ コア・ティーチャーを核としたコア・スクールの専門性を活用することにより、各地域の特別支援学校の教職員の専門性向上を図ります。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑮ 特別支援学級・通級指導教室担当者2年目以降の教員について、障がい種別に応じた研修やテーマ別（生活単元学習、自立活動、性教育等）の研修を実施し、専門性の向上を図ります。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑯ 障がいの多様化が進む中で、特別支援学校だけでなく、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校においても、障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用等、適切な支援を

行うための研修を充実し、管理職の指導のもと障がいのある児童生徒を支援する教員の専門性の向上を図ります。

【共生社会条例関連（再掲）】（教育委員会教育研修課）

- ⑯ 特別な支援が必要な幼児を支援する特別支援教育コーディネーターの研修の充実を図ります。

（教育委員会特別支援教育課）

【発達障がい児童生徒の支援】

- ⑰ 小・中学校や義務教育学校、高等学校の通常の学級に在籍する発達障がい等、特別な支援が必要な児童生徒が安心して学び、将来の自立した生活に必要な力を高めるため、学習過程の見通しがもてる工夫や、集中しやすい教材・教具の開発など、障がいの有無に関係なく、どの児童生徒にとっても分かりやすい「ユニバーサルデザインの授業」づくりを推進します。

（教育委員会特別支援教育課）

- ⑯ 大学教授や医師、臨床心理士等の専門家の指導助言を基に、障がい特性を踏まえた学級経営や校内支援体制の整備、一人一人の特性に応じた具体的な支援などの実践を進めます。

（教育委員会特別支援教育課）

- ⑰ 一人一人のニーズに応じた「合理的配慮」を継続的に実施し、途切れのない支援を行うために、障がいの有る無しに係わらず必要に応じて「個別の教育支援計画」を作成し、進学時の確実な引継ぎを徹底します。

（教育委員会特別支援教育課）

- ⑯ 高等学校においても、小・中学校段階で個別の支援を受けていた児童生徒が、引き続き個別のニーズに応じた支援を受けることができるよう、支援員を配置したり、「少人数コミュニケーション講座」を導入したりします。

（教育委員会特別支援教育課）

- ⑰ 発達障がいの可能性のある児童生徒に対する合理的配慮の提供や一人一人の特性に応じた指導・支援が適切に行われるよう、通常学級の担任等への助言を継続的に行うシステムづくり（発達障がいコア・ティーチャー、経験豊富な教員O Bの活用等）を検討します。

（教育委員会特別支援教育課）

- ⑯ 中学校の通常学級や自閉症・情緒障がい特別支援学級等における特別な支援を必要とする生徒の進路選択の幅を広げ、高等学校卒業後社会的に自立するための教育を提供するため、長期間のインターンシップや学習の遅れを補充する授業、S S Tなどを実施できるような仕組み（カリキュラムの改編、指導体制の整備、教職員の専門性向上等）を検討します。

（教育委員会特別支援教育課）

②⁴ 障がいの特性に応じた学習上、生活上の困難さを改善し、持てる力を最大限に發揮できるよう、ＩＣＴ機器やデジタル教材の理解・普及に努めます。

(教育委員会特別支援教育課)

【職業教育の充実（西濃高等特別支援学校の整備等）】

②⁵ 平成29年4月に岐阜地域に岐阜清流高等特別支援学校を整備し、高等特別支援学校で培ったノウハウを、他地域にも生かせるよう調査・研究を進めます。

(教育委員会特別支援教育課)

②⁶ 知的障がいの程度が軽度である生徒を対象に開発した職業教育プログラムを活用して、専門的な職業教育ができる人材の育成を進めます。

(教育委員会特別支援教育課)

②⁷ 「働きたい！応援団ぎふ」登録企業を拡大し、地域の企業と一体となった職業教育を推進します。

(教育委員会特別支援教育課)

②⁸ 労働・福祉関係部局や関係機関との連携により、生徒の就労ニーズに応じた企業の開拓やジョブプランの開発、卒業後の定着支援等、企業と生徒をつなぐ細かな就労支援を充実します。

(教育委員会特別支援教育課)

【岐阜希望が丘特別支援学校の再整備】

②⁹ 肢体不自由教育の拠点として、「岐阜希望が丘特別支援学校」の校舎、グラウンド及び学校体育館と障がい者用体育館を一体的に整備し、障がい者のスポーツを通じた交流を進めます。

(再掲) (教育委員会特別支援教育課)

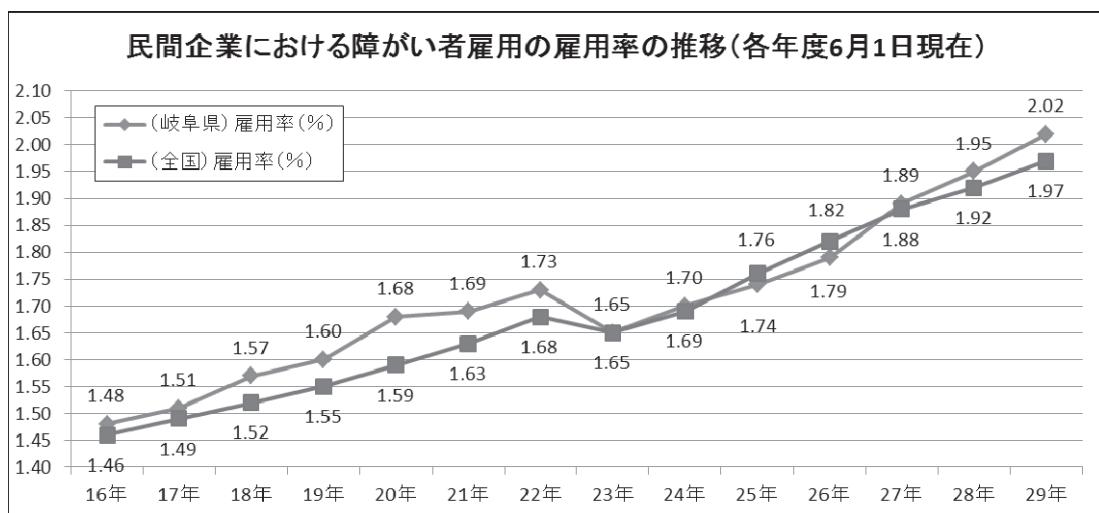
2 雇用・就労の促進

(1) 障がい者の一般就労拡大の推進

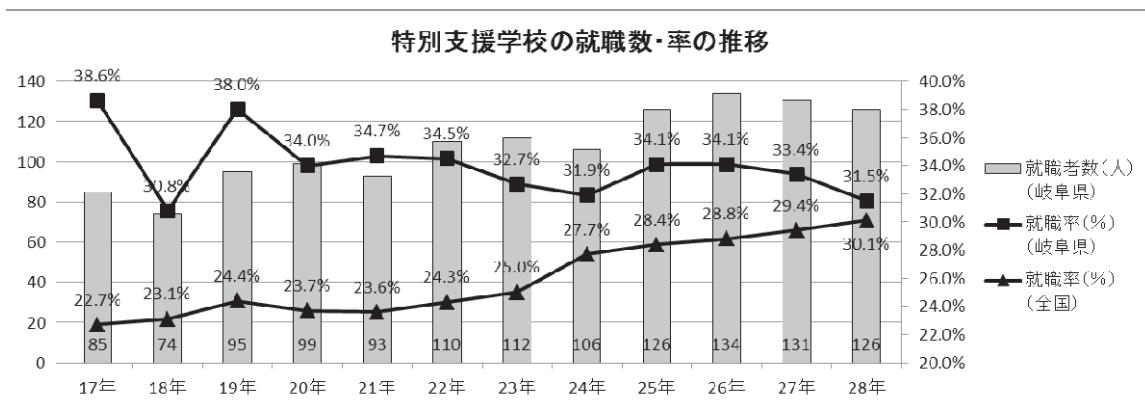
現状と課題

- 本県の民間企業における障がい者雇用の状況は、障がい者雇用についての理解と関心の高まりにより近年着実に進展しています。平成29年6月1日現在で障がい者実雇用率は2.02%と、全国平均の1.97%及び法定雇用率(2.0%)を上回りました。

平成30年度には法定雇用率の引き上げ(2.2%)が予定されており、今後も、障がい者の就業促進と職業的自立の重要性について、事業主をはじめ、広く県民に理解を深めて頂くため、啓発広報の充実に努める必要があります。



- 民間企業における在職障がい者数やハローワークを通じた就職件数、新規求職申込件数は増加しており、一般就労を通じた社会参加は着実に進んでおり、法定雇用率達成企業は58.4%（前年比1.7ポイント上昇）にとどまっています。
- 特別支援学校卒業生は増加傾向にあり、生徒一人ひとりのニーズに合った就職支援・職場定着支援をさらに強化する必要があります。
- 一般就労を希望する軽度の知的障がいのある生徒が増加しており、その傾向は今後も継続することが見込まれるため、実習先・就労先の受け入れ企業を更に拡大していくことが課題となっています。



- 障がい者の職域の拡大及び職業訓練の充実等を図るとともに、保健、福祉、教育、就業支援等の関係機関と連携した支援体制の構築に努め、民間企業への円滑な就業及び職場への定着を促進する必要があります。
- また、県の公的機関においては、すべての対象機関が法定雇用率(地方公共団体 2.3%、教育委員会 2.2%)を達成しており、引き続き障がい者雇用の推進に努める必要があります。
- 平成 25 年 6 月に障害者雇用促進法が改正され、平成 30 年 4 月から、法定雇用率の引き上げ (2.2%) が予定されており、また、精神障がい者についても、身体障がい者、知的障がい者に加え、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることになります。

今後の取組み

【雇用の場の拡大】

- ① 経済団体、障がい者関係団体、福祉関係者、N P O 等の関係者で情報交換や現状の課題の検討などを行い、各種施策の改善、拡充等に役立てます。
(商工労働部労働雇用課)
- ② 障がい者雇用推進セミナーを開催するなど、啓発活動の実施に努め、障がい者の雇用促進に関する事業主の理解を深めます。
(商工労働部労働雇用課)
- ③ 岐阜労働局等関係機関と連携し、特定求職者雇用開発助成金をはじめとする各種助成制度やトライアル雇用、ジョブコーチ制度をはじめとする各種支援制度の普及、啓発を図り、法定雇用率未達成企業の解消に努めます。
(商工労働部労働雇用課)
- ④ 障がい者雇用優良事業所及び優秀勤労障がい者の表彰を行い、広く県民に周知することで、障がい者の雇用促進と職業の安定を図ります。
(商工労働部労働雇用課)

⑤ 積極的に障がい者を雇用している県内の中小企業（障がい者雇用率4%以上）、在宅就業支援団体及び障害福祉サービス事業所等から県が優先的に物品等を調達する制度（通称「ハート購入制度」）を引き続き実施し、障がい者の雇用の促進と継続及び福祉的就労の促進を図ります。また、県内市町村に対し、県はハート購入制度の導入について積極的に働きかけます。

（商工労働部労働雇用課）

⑥ 障がい者の雇用に積極的に取り組んでいる県内の中小企業者及び組合の事業資金を通常より有利な利率で融資することにより、障がい者の雇用の促進を図ります。

（商工労働部商業・金融課）

⑦ 障がい者の一般就労の拡大に向けて、県内企業に対し、実習の受け入れや求人申込に向けた働きかけを行います。

（商工労働部労働雇用課）

⑧ 障がい者雇用企業支援センターを設置し、障がい者に適した業務の洗い出し、経営等のコンサルティングやジョブコーチ養成研修を実施するほか、就労機会の拡大に向けた就労相談会等を開催するなど、障がい者雇用に関し総合的な企業支援を行います。

（商工労働部労働雇用課）

⑨ 増加する精神障がい者の就労と雇用に対応するため「精神障がい者支援ワーカー」を配置し、就労から職場定着に至る専門的な支援を行います。

（商工労働部労働雇用課）

⑩ 県庁内での障がい者就労支援オフィス「かがやきオフィスぎふ」の設置、現地機関での就労の場の確保など、県の各機関での障がい者雇用を継続していきます。また、雇用に際しての障がい者への理解促進を図るための研修を行います。

（総務部人事課）

【特別支援学校卒業生の就労支援の充実】

⑪ 圏域ごとに「障がい者雇用開拓員」を設置し、事業所の個別訪問による障がい者雇用の普及啓発及び職場実習先・就職先の開拓を進めます。また、特別支援学校との連携のうえ、生徒一人ひとりのニーズに合った就労支援及び卒業後の定着支援を行います。

（商工労働部労働雇用課）

⑫ 一般就労を希望する知的障がいの程度が軽度である生徒一人ひとりのニーズに応じた就労支援を行います。高等特別支援学校において、知的障がいの程度が軽度である生徒の就労ニーズに応じた職業教育・就労支援を着実に実施できる体制を整備します。

（教育委員会特別支援教育課）

⑬ 特別支援学校高等部や高等学校等を卒業する予定の生徒（卒業年度の10月までに就職先が決まっておらず、一般就労を希望する場合）を対象に、企業での1ヶ月以内の職場実習を実施し、就労の促進を図ります。

（商工労働部労働雇用課）

- ⑭ 県内高校、特別支援学校の就職担当教諭と誘致企業人事担当者等との連絡会を設け、企業の採用情報の提供、企業と教諭の面談会等を実施し、企業の人材確保及び県内学生の就職促進を図ります。

(商工労働部企業誘致課)

【就業に向けた支援施策の推進】

- ⑮ 在宅での就業を希望する障がい者を対象にITを活用した研修を充実し、職域の拡充を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑯ 岐阜労働局等関係機関と連携し、障がい者の特性と能力に合ったより多くの職場実習先や就職先の開拓・確保を行うとともに、短期の職場実習を実施し、障がい者及び事業所双方の理解を深め、就職の促進を図ります。

(商工労働部労働雇用課)

- ⑰ 就労継続支援事業所を利用する障がい者を対象に、障がい者雇用に取り組む企業の見学会への参加、就労相談会への参加を支援することにより、一般就労意欲の向上を図ります。

(商工労働部労働雇用課)

- ⑱ 就職に必要な知識・技能を習得するために、民間事業者等に委託して実施する障がい者の職業訓練の機会の拡充に努めます。訓練実施においては、障がい者の意思疎通手段の確保に配慮します。また、障がい者職業訓練コーディネーターが訓練カリキュラムをコーディネートし、障がい者の個別の事情に応じた効果的な訓練実施に努めます。

(再掲) (商工労働部労働雇用課)

- ⑲ 公共職業安定所と連携し、訓練修了後の雇用を前提に障がい者がスムーズに作業環境に適応するための実地訓練を企業等に委託して実施します。

(商工労働部労働雇用課)

- ⑳ 障がい者の職業能力の開発を図るため、岐阜県障がい者技能競技大会（アビリンピック）を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岐阜支部と共に開催するとともに、上位入賞者を全国障害者技能競技大会へ派遣します。

(商工労働部労働雇用課)

- ㉑ 障がい者の就労等に対する支援として、各圏域の中核的な社会福祉法人等に障害者就業・生活支援センターを設け、雇用、保健福祉等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言等の支援を行います。

(再掲) (商工労働部労働雇用課)

- ㉒ 障がい者の就労等に対する支援として、障害者就業・生活支援センターに生活支援担当者を設置し、雇用、保健福祉等の関係機関との連携を図りつつ、日常生活、地域生活に関する助言を行います。

(再掲) (健康福祉部障害福祉課)

□県内の障害者就業・生活支援センター一覧（平成30年3月末現在）

圏域	施設名	運営主体
岐阜	岐阜障がい者就業・生活支援センター	(社福) 岐阜市社会福祉事業団
	清流障がい者就業・生活支援センターふなぶせ	(社福) 舟伏
西濃	西濃障がい者就業・生活支援センター	(社福) あゆみの家
中濃	ひまわりの丘障害者就業・生活支援センター	(社福) 岐阜県福祉事業団
東濃	東濃障がい者就業・生活支援センターサテライトt	(社福) 陶技学園
飛騨	ひだ障がい者就業・生活支援センターふりづむ	(社福) 飛騨慈光会

② 難病生きがいサポートセンターに相談員を設置し、難病患者の就労に関する相談・支援を実施します。

(健康福祉部保健医療課)

④ 農業分野における障がい者雇用の拡大に向けた取組みを進めます。

(農政部農業経営課)

（2）福祉的就労の充実

現状と課題

- 障がい者が地域において生活する上で、就労の場、活動の場があるということは、生計の維持、生活の質の向上に大きな役割を果たしています。
- 一般就労が困難な方に対しては、福祉的就労の充実により、社会参加の機会を拡大する必要がありますが、県内就労継続支援B型事業所の平均工賃(H27:13,166円/月)は全国平均(15,033円/月)を下回っており、向上が必要です。

□平均工賃

(単位:円／月)

施設種別／県・全国別		H24	H25	H26	H27	H28
就労継続支援A型	岐阜県	68,614	66,714	67,379	70,752	70,017
	全国	68,691	69,458	66,412	67,795	集計中
就労継続支援B型	岐阜県	11,708	11,756	12,955	13,166	13,718
	全国	14,190	14,437	14,838	15,033	集計中

- 就労継続支援事業を充実させるためには、事業所間や、事業所と企業等とのネットワークが必要であり、市町村においても多部門にまたがる連携が必要です。
- 障害者総合支援法には、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことがで

きるために、障がい者の就労を重要施策として位置づけています。このため、引き続き、福祉施設から一般就労への移行の促進に努める必要があります。

- 特別支援学校卒業生は増加傾向にあり、生徒一人ひとりのニーズに合った就労支援をさらに強化する必要があります。
- 障害者優先調達推進法が平成25年4月に施行され、法に基づき、地方公共団体等は毎年度障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成し、当該年度の終了後、調達の実績を公表することが義務付けられました。また、障害者就労施設等から優先的に物品等を調達するよう努める必要があります。

今後の取組み

- ① 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所が生産する製品の受注・販路の拡大、商品開発等を通じて授産活動の活性化を図るため、セルプ支援センターの活動強化を支援します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ② セルプ支援センターに設置した複数の事業所が共同で仕事を受注する共同受注窓口の運営を促進し、受注の拡大を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)
- ③ 経営コンサルタントや専門家の派遣、研修など、就労継続支援B型事業所の工賃向上に向けた取組みを推進します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ④ 5圏域ごとに障がい者の就労支援のためのネットワーク会議を設置し、就労継続支援事業所、企業、市町村の福祉部門及び商工部門等が参加する障がい者就労に関する情報交換会、講演、研修等を行い、地域のネットワーク構築を支援します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑤ 就労継続支援A型事業所について、収入の改善等により、賃金水準の向上を図るよう指導します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑥ 精神障がい者が生活訓練を行っている作業所等への通所費用の経済的負担を軽減することにより、精神障がい者の社会復帰及び社会参加を促進します。
(健康福祉部保健医療課)
- ⑦ 福祉的就労を希望する生徒についても、一般就労と同様、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等との連携のうえ、生徒一人一人のニーズに合った就労支援及び卒業後の定着支援を行います。
(教育委員会特別支援教育課)

⑧ 物品の購入や役務の提供などについて、県優先調達推進方針を毎年度策定し、官公需の受注機会を拡大するための取組みを進めます。また、市町村の調達方針策定や受注拡大に向けた取組みの推進について助言や支援を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

⑨ 農業分野における工賃向上に向けた職域の拡大を図るため、生産者と福祉事業所間の農作業受託の仲介支援、福祉事業所への専門家派遣等の農福連携の取組みを進めます。

(健康福祉部障害福祉課)

3 外出や移動の支援

(1) 移動支援の充実

現状と課題

- 障がい者の社会参加を支援するため、障がい者の外出や移動の支援を目的とした福祉サービスの一層の充実を図る必要があります。
- 障害者総合支援法における障がい者の移動支援のサービスは、自立支援給付や市町村の地域生活支援事業の中で行われています。
しかし、市町村の地域生活支援事業については、支援の対象者及び範囲等について各市町村が定めることとされているため、市町村間で移動支援のサービスに格差が生じている状況です。
- 身体障がい者の自立及び社会参加を促進するため、身体障害者補助犬の育成を支援するとともに、身体障害者補助犬が不適切に同伴拒否されることがないよう、身体障害者補助犬法の普及啓発を行う必要があります。

今後の取組み

- ① 重度の視覚障がいのある人や脳性麻痺等による全身性の障がいのある人の外出する機会を確保するため、同行援護事業等について、周知を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)
- ② 車いす等を使用する在宅の重度身体障がい者が利用するため、介助者が運転する福祉車輌の購入やリフト付き車輌への改造等を支援します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ③ 障害者総合支援法における障がい者の移動支援については、現状を踏まえて十分に議論されるよう、国に対して働きかけていきます。また、現状の市町村における移動支援事業についても、外出支援の方策や支援の在り方等について、市町村の協議会や圏域障害者自立支援推進会議の場で検討されるよう働きかけていきます。
(健康福祉部障害福祉課)
- ④ 身体障害者補助犬の育成、使用者への貸与を行うほか、公共施設はもとより、民間施設において身体障害者補助犬の同伴を拒否されることがないよう、身体障害者補助犬法について事業者をはじめ広く県民に対し啓発を行います。
(健康福祉部障害福祉課)

4 障がい者スポーツ、芸術文化活動等の充実

(1) 障がい者スポーツの振興

現状と課題

- 県では平成24年にぎふ清流大会を通じた競技人口の拡大や選手の競技力向上の取組みを実施し大きな成功を収めました。ぎふ清流大会における取組みを一過性に終わらせることなく、スポーツによる障がい者の社会参加を推進するため、障がい者スポーツの普及促進を図っていく必要があります。
- 平成24年度開催の「ぎふ清流大会」を契機に、障がい者スポーツに対する関心が高まっています。また、2020年には、東京でオリンピック・パラリンピック開催が決定したため、パラリンピックを目指す選手の発掘・育成・強化の面から一層の振興を図っていく必要があります。
- 東京パラリンピックに向けた競技力向上のためには、障がい者スポーツを支える環境の整備を進める必要があります。しかしながら、競技団体の組織化が進んでおらず、専門知識を持った指導者や、スポーツに親しむ場所も不足しています。これら「組織」「人材」「場所」の確保に向けた取組みを進める必要があります。
- 競技スポーツだけでなく、レクリエーションとしてのスポーツ、リハビリテーションとしてのスポーツなど、スポーツを行う障がい者のニーズに対応する必要があります。
- スペシャルオリンピックスに代表するような重度障がい者がスポーツを通じて社会参加できるように、障がい種別や程度に関わらず障がい者がスポーツに親しむ機会の拡大を図る必要があります。

今後の取組み

【2020年東京パラリンピックに向けた取組みの推進】

- ① 2020年東京パラリンピックにおいて10名の岐阜県ゆかりのパラリンピアン輩出をめざし、パラリンピック等出場が期待される選手の発掘から強化までの一貫した支援を行います。

(清流の国推進部競技スポーツ課)

- ② スポーツを通じた社会参加を促進するため、全国障害者スポーツ大会への県選手団の派遣を実施し、派遣選手の競技力の向上に努めます。

(健康福祉部障害福祉課)

③ 岐阜県障害者スポーツ大会等を開催し、幅広い障がい者の社会参加を目指します。

(健康福祉部障害福祉課)

④ 精神障がい者スポーツ大会の開催を通じて、日頃、社会参加の機会が少なくなりがちな精神障がい者の方の相互交流、体力の向上を目指すとともに、県民の精神障がいに対する理解促進を図ります。

(健康福祉部保健医療課)

⑤ 障がいのある人もない人も、県民皆がレクリエーションに触ることのできる「ぎふ清流レクリエーションフェスティバル」を開催し、レクリエーションを通した交流を促進します。

【共生社会条例関連（再掲）】（清流の国推進部地域スポーツ課）

⑥ 2020年に岐阜県で初めて開催される「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」に、障がいのある人の参加を積極的に促すなど、スポーツ・レクリエーション・文化を通した交流の場を創出します。

【共生社会条例関連（再掲）】（清流の国推進部地域スポーツ課）

【障がい者スポーツの裾野の拡大】

⑦ 障がい者が新たな障がい者スポーツに触れられるよう県下全域でスポーツ教室を開催するとともに、地区大会の開催や競技人口拡大に向けた取組みを支援します。

(健康福祉部障害福祉課)

⑧ 障がい者スポーツの普及を図るため、障がい者スポーツを行う者の裾野を広げるための取組みや、障がい者スポーツにおける功労者を讃える取組みを実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

【障がい者スポーツを支える環境整備】

⑨ （公財）日本障がい者スポーツ協会公認の障がい者スポーツ指導員の養成や、指導者のスキルアップを図るため、強豪チームの練習会等への派遣を支援するなど、専門指導者の養成を進めます。

(清流の国推進部競技スポーツ課)

⑩ 障がい者スポーツ活動の場として、特別支援学校の体育施設の優先利用など、県立学校体育施設の開放を進めます。

(清流の国推進部競技スポーツ課)

⑪ 障がい者のスポーツを通じた社会参加の推進、東京パラリンピックに向けた選手強化及び障がい者スポーツの裾野拡大のため、平成31年度中に障がい者用体育館「岐阜県福祉友愛アリーナ（仮称）」を整備します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑫ 県の障がい者スポーツを統括する（一社）岐阜県障害者スポーツ協会の活動に対する継続的な支援を行うとともに、さらなる組織体制の充実への支援を行い、引き続き県の障がい者スポーツ振興の推進役としての役割を強化していきます。

（健康福祉部障害福祉課）

- ⑬ 障がい者スポーツを普及するための競技団体等の活動を支援します。

（健康福祉部障害福祉課）

（2）障がい者の芸術文化活動の振興

現状と課題

- 芸術文化活動に参加することは、障がい者の生活を豊かにし、社会参加を促進するうえで重要なことです。また、県民の障がい者に対する理解と認識を深めるうえでも、大きな役割を果たしています。
- 本県における障がい者の芸術文化活動の一層の推進に向けては、特に障がい者や事業所の取組みを支援する仕組みづくりを進め、県全域で障がい者芸術を定着させていく必要があります。
- このほか、障がい者の芸術文化活動の振興に向けては、芸術文化活動を行う障がい者の裾野拡大や発表機会の拡充を進めていく必要があります。
- 岐阜県障がい者ふれあい福祉フェアの開催等、障がい者の芸術文化活動の発表の場を提供し、障がい者の芸術文化活動の振興を図っていく必要があります。
- 障がい者の芸術文化活動を振興するために、県の障がい者芸術文化活動を総合的にコーディネートできる人材が必要です。
- 芸術活動を行う障がい者の裾野拡大を図るために、県内全域で障がい者が芸術活動に触れる機会を創出する必要があります。

今後の取組み

【障がい者芸術を推進する仕組みづくりの推進】

- ① ぎふ清流文化プラザを「障がい者の文化芸術活動の拠点」と位置付け、障がい者の文化芸術活動を紹介する企画展示の実施など、障がい者の文化芸術活動の発表の場や障がい者文化芸術の情報発信・情報交流の場として活用を進めます。

【共生社会条例関連（再掲）】（環境生活部文化創造課）

② ぎふ清流文化プラザに「障がい者芸術文化支援センター」を創設し、障がい者の芸術文化活動に関する相談支援や人材育成の実施など、障がい者の芸術文化活動の総合窓口として活用を進めます。

(健康福祉部障害福祉課)

③ (公財)岐阜県教育文化財団に「障がい者文化芸術コーディネーター」を設置し、芸術活動を行っている障がい者の発掘、登録・育成、発信(展示)を行うとともに、障がい者の芸術文化活動の総合的な支援を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

【障がい者芸術文化活動の裾野拡大や発表機会の充実等】

④ より多くの障がい者が芸術文化活動を体験できるように、県下全域で芸術教室を開催します。また、移動が困難な障がい者のために、派遣型の芸術教室やバス借り上げによる移動支援を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

⑤ 障がい者の活動意欲の高揚を図るため、岐阜県障がい者ふれあい福祉フェアの開催等、創作活動等の成果を発表する機会の拡充に努めます。

(健康福祉部障害福祉課)

⑥ 障がい者の制作した絵画等をポジフィルムに登録し、官公庁や企業等にその利用を呼びかけ、使用料の一部を制作者に還元する「アートバンク事業(ふれあいアートステーション・ぎふ)」を引き続き実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

⑦ 「岐阜県芸術文化顕彰・奨励」において、障がいのある方の文化振興活動等を積極的に表彰することにより、障がい者に対する理解促進を図ります。

(環境生活部文化創造課)

【芸術文化を親しめる環境の整備】

⑧ 県立の文化施設(美術館、図書館等)において、障がい者に配慮した鑑賞、閲覧等の手段を確保します。

(環境生活部文化伝承課)

⑨ 録音図書の製作・提供、対面図書の実施、視覚・身体障がい者への在宅郵送サービスの実施など、障がいの有無に関わらず全ての人が図書館を利用できる機会を提供します。

(環境生活部文化伝承課)

⑩ 博物館において、一部の資料に点字による説明文を配置し、触察資料として視覚障がい者にも直接手に触れられることができる作品を展示することで、障がいの有無に関わらず全ての人が博物館を利用できる機会を提供します。

(環境生活部文化伝承課)

【生涯学習の振興】

- ⑪ 身体障がい者及び精神障がい者の生涯学習を推進するため、放送大学岐阜学習センターの入学科料、授業料の一部を助成します。

(環境生活部環境生活政策課)

- ⑫ 障がい者の生涯を通じた多様な学習活動の支援を推進するため、生涯学習、学校教育、社会教育、スポーツ、文化、福祉、保健、医療、労働等の関係部局間の連携体制を整備します。

(環境生活部環境生活政策課)

III 日常生活を支える福祉の充実

1 障がい者の地域生活支援

(1) 親亡き後の住まいの場の確保と地域移行支援

現状と課題

- 障害福祉サービス等を提供する事業所については、年々増加してきましたが、一部サービスによっては、まだまだ不足するサービスもあります。また、事業所の増加に合わせ、サービスの質の向上も求められています。
- 県においては、「第1期岐阜県障害福祉計画（平成18～20年度）」からこれまで地域移行を推進しつつ入所定員数を削減してきました。平成28年度入所定員は2,341人と、平成17年度定員比で149人の減員となっています。
- 一方、入所施設の待機者数は、今後3年以内に入所が必要な方が約200人います。また、時期未定としている待機者は約400人おり、3年前の同時期の約250人から増加しています。このことから、入所が必要な方が相当数おり、入所施設の確保が必要な状況にあります。
- 県内の障がい者関係団体からは、「グループホーム等による地域での生活を希望する人がいる一方、高齢化、重度化、医療的ケアの観点から、どうしても入所施設が必要だという人は必ずいるのが現実」との意見をいただきました。また、「地域移行を進めるためには地域の受け皿を作ることが必要であり、そのためにはグループホームの整備促進や日中活動サービス等の充実を進める必要がある。」との意見もいただきました。
- 障がい者の地域生活への移行を進めていくためには、障害福祉サービスやグループホーム等の住まいの受け皿の整備といったハード・ソフト面の整備・充実だけでなく、障がい者に対する地域の理解の促進や、万一の際のバックアップ態勢など、障がい者の地域生活を支えるための総合的な環境整備が必要です。
- 県営住宅について、現状では、心身障がい者世帯からの優先入居の申込みについて、ほぼ全ての事例で入居に対応することができています。引き続き、障がい者の優先入居に対応していくことが必要です。

今後の取組み

- ① 障害福祉計画（第5章）に基づき、訪問系サービス、日中活動系サービス、障害児通所支援及び居住系サービス等について、計画におけるサービス見込みに応じたサービス量の確保に努めます。

（健康福祉部障害福祉課）

- ② 障害福祉サービス等を提供する事業所に対する適正な指導の実施などにより質の向上に努めます。また、障害福祉サービス等の内容等について、利用者がわかりやすいよう、必要な情報を提供するよう努めます。

（健康福祉部障害福祉課）

【訪問系・日中活動系サービス等の充実】

- ③ 障がいのある人が身近な地域で満足のいく訪問系サービスが受けられるよう、事業者の新規参入や介護保険制度の訪問介護事業者の参入によるサービス量の確保・質的充実を図ります。

（健康福祉部障害福祉課）

- ④ 精神障がい者の特性やニーズに適切に対応できる人材を確保するため、研修会を通じて専門性の高い居宅介護（ホームヘルプ）従事者の養成に努めます。

（健康福祉部保健医療課）

- ⑤ 難病患者等が安心して在宅での療養生活を送れるよう、難病患者に対応できるホームヘルパー（難病患者等ホームヘルパー）の養成・資質向上に引き続き取り組みます。

（健康福祉部保健医療課）

- ⑥ 在宅の小児慢性特定疾病児童の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具給付事業に引き続き取り組みます。

（健康福祉部保健医療課）

【生活の場の確保・充実】

- ⑦ 施設入所者数は、入所者の高齢化が進み地域生活移行が難しい状況や県内の向こう3年間の入所施設の待機者が相当数（約200人）ある状況を踏まえ、現状維持を目標とします。

（健康福祉部障害福祉課）

- ⑧ 地域で暮らすための住まいの場として、グループホームの整備を国の補助制度を活用するなどして促進し、施設入所者や入院患者が地域生活に移行できるようにするとともに、同居している介護者の高齢化等も視野に入れた、在宅からの移行に対応する観点からも整備を推進します。また、障がいの程度の重い方や発達障がいの方の入居ニーズにも対応できるグループホームの整備を推進します。

さらに、グループホームの整備に当たり、地域住民の理解が得られやすいように、障がい者及びグループホームに対する理解の促進を図ります。

（健康福祉部障害福祉課）

⑨ 障がい者の地域生活を支えるために、相談、体験の機会、緊急時の受入れなど、居住支援機能と地域支援機能を持った地域生活支援拠点等を各圏域に整備します。

そのために、相談支援特別アドバイザー、圏域サポーターを市町村等に派遣し、整備に向けた助言を行うとともに、圏域障がい者自立支援推進会議において、地域の関係機関の調整を行います。

また、地域の関係機関を対象に、地域生活拠点等の整備・運営に関する研修会を開催します。

(健康福祉部障害福祉課)

⑩ 障がい者支援施設と地域との交流の促進、地域生活支援拠点の確保をテーマとした障がい者支援施設等に対する研修会を開催し、地域生活をバックアップする体制を整備することにより安心して生活ができる環境づくりを検討・推進します。

【共生社会条例関連（再掲）】(健康福祉部障害福祉課)

⑪ 重度の障がい者を中心とした施設入所支援に係る正確な需要を把握するために、調査を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

⑫ 県営住宅における障がい者の優先入居を引き続き実施します。また、一般向け募集とは別に、車いすでの生活が可能な県営住宅を整備し、障がい者を対象とした募集を実施します。なお、市町村営住宅に関しても市町村と協力・連携をしていきます。

(都市建築部住宅課)

⑬ 段差の解消や手すりの設置等、県営住宅のバリアフリー化を引き続き推進します。

(都市建築部住宅課)

⑭ 障がいの方方が同居される世帯で、住宅ローンを利用して、バリアフリー等の性能を有した住宅を取得した場合、利子の一部を補給します。

(都市建築部住宅課)

⑮ 障がい者等の入居を拒まない住宅の登録、登録住宅の改修や入居者への経済的支援、入居のマッチングや情報提供を行う「新たな住宅セーフティネット制度」を推進し、障がい者等が安心して暮らせる住まいの確保に努めます。

(都市建築部住宅課)

⑯ 視覚障がい者のための養護老人ホームの設置について検討を行っていきます。

(健康福祉部高齢福祉課)

（2）入院中の精神障がい者の地域移行支援

現状と課題

○ 現在の精神保健医療福祉施策は、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本の方策を推し進めるため、国においては平成16年9月に取りまとめた「精神保健医療福祉の

改革ビジョン」に基づき、様々な改革を進めています。

とりわけ、受入条件が整えば退院可能な精神障がい者の地域移行は重要な課題であり、障害者総合支援法においては、精神障がい者の地域移行支援事業を県の地域生活支援事業に位置付けています。

- 地域移行・地域定着事業の実施など、患者を退院に導く仕組みは整備されてきましたが、精神障がい者を直接支援する人材が不足していること、住居・就労・活動の場等地域の受け皿が十分でないこと、市町村における精神保健福祉施策への認識にばらつきがあること等、精神障がい者の地域移行に向けては、多くの課題があります。
- このような状況の中で、精神障がい者が安定した地域生活を送るため、入院中から退院後まで一貫した支援ができるよう、保健と医療、福祉の面から一体的にサポートする仕組みを充実する必要があります。

今後の取組み

① 地域生活に必要な体制整備を推進するために保健所が、病院や市町村、福祉サービス事業者等への働きかけや、地域の必要なサービス体制に関する指導・助言や、相談支援専門員への指導・助言等、地域での退院促進や地域生活支援の体制整備の総合的な調整を実施します。

(健康福祉部保健医療課)

② 平成26年4月の精神保健福祉法の改正により、医療保護入院を行った際に病院に義務付けられた「退院後生活環境相談員」が十分機能するよう、病院に対する指導を行います。

(健康福祉部保健医療課)

③ 措置入院患者等の社会的入院等を防ぎ、早期に地域移行できるよう、精神科病院へ入院する際には、本人への支援に加えて、退院後の生活における注意事項を助言・指導するなど家族への支援も行います。

(健康福祉部保健医療課)

④ 地域移行・地域定着支援事業の利用促進を図るとともに、ピアソーターの活用により地域移行が促進されるよう、保健所が主催する地域移行推進会議において、地域の事業所や医療機関と協議・検討を行っていきます。

(健康福祉部保健医療課)

2 施設入所者への環境・サービスの質の向上

(1) 入所施設の居住環境の整備やサービスの質の向上

現状と課題

- 障害者総合支援法における障害者支援施設については、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に照らし、地域の実情や障がい者本人のニーズ等を踏まえた入所者支援を進める必要があります。
- 施設利用者の支援にあたっては、利用者の自己決定の尊重と意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の障がいの重度化・高齢化に適切に対応するとともに、プライバシーの確保など、生活の質を高める必要があります。

今後の取組み

- ① 重度障がい者のための入所施設等の環境やサービスの質の向上を図ります。
 - ・居室の個室化など居住環境の整備や、強度行動障がいを持った人に対する支援技術の向上などハード・ソフト両面の整備を促進します。
 - ・施設等において利用者の個別支援計画の作成、サービスの提供について統括を行うサービス管理責任者に対する研修を実施します。
 - ・障がい者の高齢化が進み、また、医療的ケアが必要な障がい者が増えるなかで、施設における医療行為の方向性や対策について、今後検討をしていきます。

(健康福祉部障害福祉課)

(2) 県立ひまわりの丘の再整備

現状と課題

- 県立ひまわりの丘は、知的障がい児・者の入所支援施設であり県の障がい福祉施設の中核機関として機能していますが、施設の老朽化及び利用者に適した環境への改善（高齢化や重度化が進んでいることを踏まえた生活環境の改善）のため施設の再整備が急務となっています。
- ひまわりの丘「第三学園」及び「第四学園」については、県福祉事業団が設置運営主体となり、同一敷地内で段階的に建て替えを進めており、平成29年4月にはひまわりの丘「いこい棟」が利用開始となりました。

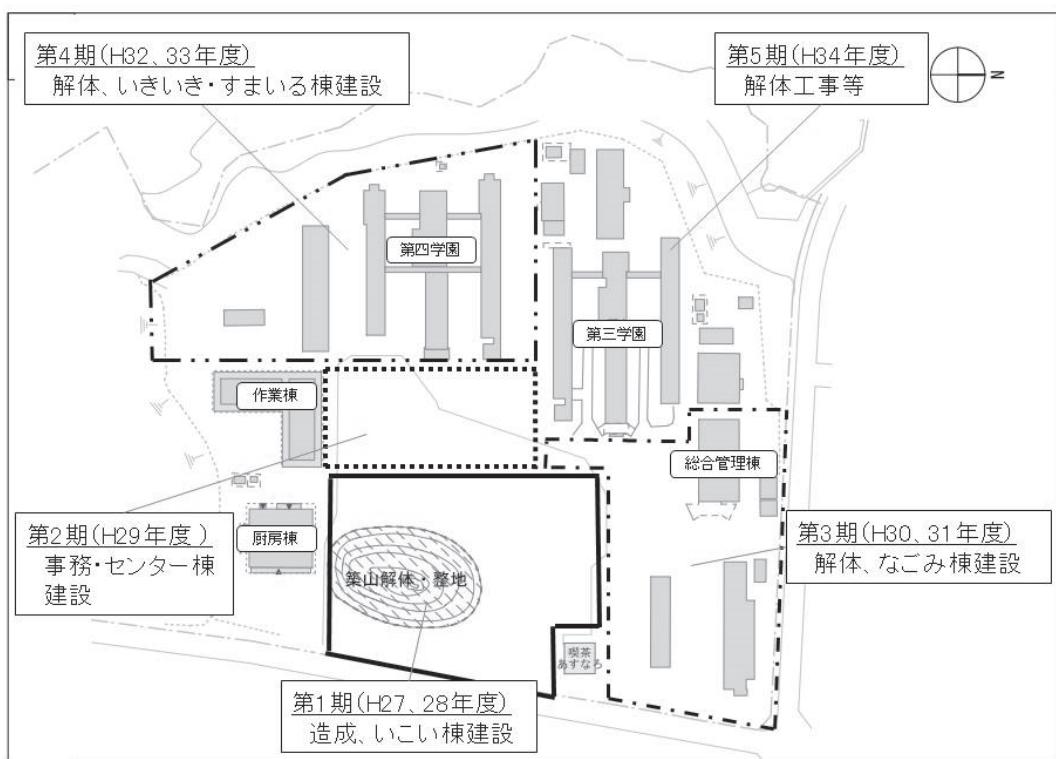
今後の取組み

① 平成30年4月に「事務・センター棟」、平成32年4月に「なごみ棟」、平成34年4月に「いきいき・すまいる棟」が利用開始できるよう、引き続きひまわりの丘の建て替えを進めます。また、利用開始に伴い、「第三学園」及び「第四学園」の解体工事を順次行います。

なお、これらの建て替えの中で、利用者の高齢化や障がいの重度化に対応するとともに、強度行動障がい等の専門的な支援が行えるよう整備を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

ひまわりの丘再整備の工事概要（第三・第四学園）



3 所得保障制度及び経済的負担軽減制度の活用促進

(1) 各種手当制度や割引・減免制度の周知徹底

現状と課題

- 障がい者が地域社会の中で自立し、生き生きとした生活を送るためには、生活の糧となる所得の確保が重要です。
- 生活安定のための各種手当や関連制度などの活用を促進するため、積極的に広報活動を展開し、周知徹底に努める必要があります。

今後の取組み

- ① 障がい者の生活安定のため、障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知徹底を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)
- ② 障がい者の経済的負担を軽減するため、障がい福祉制度や利用方法等について紹介する「岐阜県障がい者福祉の手引」を活用し、鉄道や有料道路等の運賃・料金の割引制度、N H K 放送受信料の減免制度等について周知の徹底を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)

IV 質の高い保健・医療提供体制の整備

1 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見・治療体制の充実

(1) 各種健診の受診勧奨や保健指導、心の健康づくりの推進

現状と課題

- 県では、生涯を通じた健康づくりの実現に向けて、壮年期死亡の減少、生活習慣病を原因とした障がいの減少、健康格差の縮小を基本目標とした健康増進計画「第3次ヘルスプランぎふ 21」を策定し、県民一人ひとり、また県全体で健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸を目指しています。
- 妊娠期から乳幼児期において、疾病等の予防・早期発見が障がいの予防や軽減につながることから、保健、医療、福祉等の連携を図りながら、より一層の保健施策を充実していくことが必要です。
また、県においては、早期支援を目的とした医療機関との連携による支援体制を整備していますが、育児不安等精神的な問題による妊産婦に対する支援依頼数が年々増加傾向にあるため、妊産婦等の孤立感や負担感を軽減し、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援体制の整備が重要となります。
- 市町村では、地域住民の健康の保持、増進を図るため、保険者として高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施する特定健診・特定保健指導をはじめ、健康増進法による保健事業や各種がん検診を実施しています。障がいの原因となる疾病の予防や早期発見、重症化予防のために、各種健診の受診率向上に向けた取組みの強化や保健指導の充実を図っていく必要があります。
- 雇用情勢の悪化等著しい社会経済情勢の変化は、労働者の職場における労働衛生の面に大きな影響を及ぼしており、特に最近では、従来以上に仕事が原因のうつ病など心の健康問題が生じています。このため、自殺予防対策を含めた心の健康づくり対策が大きな課題となっています。

今後の取組み

【健康づくりの推進】

- ① 県が策定した「第3次ヘルスプランぎふ21」（平成30～35年度）に基づき、関係団体と連携、協働しながら、県民一人ひとりの自覚と実践を基本とした健康づくりの取組みを促進します。

（健康福祉部保健医療課）

【疾病等の予防、早期発見】

- ② 障がいの原因となる脳神経疾患、心疾患、CKD（慢性腎臓病）、COPD（慢性閉塞性肺疾患）等の誘因の生活習慣病（高血圧症、糖尿病、脂質異常症、喫煙等動脈硬化症）予防、がん予防をはじめ、うつ病、アルコール依存症、ニコチン依存症、高齢化に伴う認知症、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）といった健康課題を予防するために、保健事業、健康づくりに取り組みます。

（健康福祉部保健医療課）

- ③ 市町村と協同して妊産婦の健康教育、保健指導及び健康診査、各種乳幼児健康診査の充実を図るとともに、新生児に対する先天性代謝異常等検査や新生児聴覚検査を実施して疾病等の早期発見に努めます。

また、妊娠・出産・育児において、不安や孤立感等を持つ対象者の早期把握・継続的支援を行うため、市町村における妊娠届出書等を活用した妊娠期の支援や、子どもの成長発達の段階に応じたきめ細かい健康診査・育児相談の充実を図り、子育て世代包括支援センター等地域に密着した支援体制の強化を推進します。

（健康福祉部保健医療課）

- ④ 県では「第3次岐阜県食育推進基本計画－未来へつなぐ清流の国ぎふの食育（平成29年3月策定）」に基づき、次世代を担う子供と食生活の課題が多い青年期を重点世代として食育を進めます。

（健康福祉部保健医療課）

- ⑤ 岐阜県方式の児童生徒の集団心電図検査や心臓・腎臓疾患の学校生活管理指導票を活用した健康診断を実施し、疾病の早期発見・早期治療に努めます。

（教育委員会体育健康課）

- ⑥ 心の健康づくりに関する知識の普及、啓発を図るとともに、保健所、精神保健福祉センター等関係機関の連携による相談支援体制の充実・強化を図ります。また、第2期岐阜県自殺総合対策行動計画（平成26年3月策定）に基づき、うつ病対策や相談体制の充実など、自殺予防に向けた取組みを進めます。

（健康福祉部保健医療課）

- ⑦ 壮年期からの生活習慣病予防意識の向上を図るため、市町村や医療保険者と連携し、特定健診・特定保健指導の効果的な実施や各種がん検診等の保健事業の充実に努めます。

（健康福祉部保健医療課）

【治療体制の充実】

- ⑧ 総合医療センターをはじめとする三次周産期医療機関において、ハイリスク妊産婦や新生児を受け入れる体制を維持し、高度医療の提供に努めます。また、周産期医療協議会を通じて、関係機関等との連携を図りながら各圏域における出産前後の医療体制を確立させ、県における出産前後の医療ネットワークの整備を進めます。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑨ 周産期医療に携わる医師・看護職員等を対象に専門的な知識・技術を習得するための研修等を行い、従事者の資質の向上に努めます。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

(健康福祉部保健医療課)

- ⑩ 医療機関の選択に資するため、インターネット等による医療機関の医療機能に関する情報の提供を促進します。

(健康福祉部医療整備課)

2 障がい児者に対する医療と福祉の連携による支援の充実

(1) 保健・医療体制の充実

現状と課題

- 障がい者は、身体に何らかの疾病を抱えている人も多く、障がい者の多くが自身の健康や体力に不安を抱いており、医療的ケアを必要としています。
- 障がい者の歯科診療は、多くの医療スタッフを必要としたり、長時間の診療を要することもあり、歯科診療体制の整備を推進することが必要です。
- 精神障がい者の在宅生活を支援するため、地域で適切な精神医療が受けられる体制を整備するとともに、保健所や精神保健福祉センター等において様々な精神保健相談や訪問指導など、地域における精神保健対策の充実を図っていくことが重要です。
- 交通事故や脳血管疾患等による脳損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい等の後遺症を呈する高次脳機能障がいなど新たな障がいへの対応が求められています。

今後の取組み

【医療体制の充実】

- ① 歯科疾患の予防や口腔機能の管理のため、歯科保健医療事業の充実を促進します。
(健康福祉部医療福祉連携推進課)

【精神障がい者に対する保健、医療の充実】

- ② 保健所、精神保健福祉センター等において、多様化する精神疾患の早期発見と早期治療のための相談体制の充実を図り普及啓発を行います。また、自殺予防対策の一環として、ゲートキーパーの養成を行い、自身や周囲の人の心の健康に関心を持てるよう人材育成も行います。

(健康福祉部保健医療課)

- ③ 精神障がい者の人権に配慮した医療を推進するため、精神医療審査会において入院の必要性や入院患者の処遇について審議を行います。

(健康福祉部保健医療課)

- ④ 入院患者の処遇改善など、精神障がい者に対する適切な医療の確保を図るため、医療機関に対し、実地指導等を通じて助言・指導を行います。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑤ 地域で生活する精神障がい者の適正な医療の確保を24時間体制で支援するため、輪番制による精神科救急医療システムにより、精神疾患の急変、急発により速やかに医療を必要とする者に対し、迅速かつ適切な医療を行います。

(健康福祉部保健医療課)

【高次脳機能障がいへの対応】

- ⑥ 広く高次脳機能障がいに対する理解を深めるため、普及啓発活動の実施に努めます。

【共生社会条例関連（再掲）】（健康福祉部保健医療課）

- ⑦ 高次脳機能障がい者に対する相談支援体制を整備するとともに、県内の関係医療機関と連携し、相談支援体制の充実等の施策拡充に努めます。

(健康福祉部保健医療課)

（2）療育体制の充実

現状と課題

- 各市町村では障がいのある児を早期に発見し、成長段階や個々の障がいの事情に即した療育を行うため、療育機関、医療機関、保育所、認定こども園、保健所、学校等と連携し、早期に療育を提供する体制の確保に取り組んでいますが、障がい児本人の状況や地域のニーズにきめ細かく応える体制が求められています。

今後の取組み

【県立希望が丘こども医療福祉センターにおける療育支援】

- ① 平成27年9月の再整備に伴い機能強化を図った県立希望が丘こども医療福祉センターにおいて、重度障がい児・肢体不自由児の受入れ、リハビリ、レスパイトのための短期入所、発達障がい児の診療など、障がい児とその家族に対する支援・療育を総合的に行います。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

【地域療育体制の構築】

- ② 市町村のニーズに応じ、県立希望が丘こども医療福祉センターの医師やリハビリスタッフ等などからなる専門チームを地域に派遣し、職員の技量と知識を活かし、障がい児本人や市町村の状況に応じた支援を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

- ③ 発達障がい児者・重症心身障がい児者等に対して、各圏域の主要な障がい児者施設の有する専門性を活用した療育支援（障がい児等療育支援事業）を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

④ 発達障がい児者に対する地域支援機能を強化するため、各圏域に「圏域発達障がい支援センター」を設置し、発達障がい児者やその家族からの相談に応じるとともに、市町村、事業所、保育所、学校等に対し、研修、連絡調整、助言等を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

⑤ 障がいのある児も地域で保育を受けられるよう、市町村に働きかけるなど障がい児を受け入れる保育所、認定こども園の増加を促進します。

(健康福祉部子育て支援課)

⑥ 障がい児保育に携わる保育士等を対象に専門的な知識・技術を習得するための研修等を行い、従事者の資質の向上に努めます。

(健康福祉部子育て支援課)

⑦ 岐阜県保育士・保育所支援センターに障がい児保育に関する相談員を配置し、保育所、認定こども園等における障がい児保育に関する助言・指導を行います。

(健康福祉部子育て支援課)

(3) 発達障がい児者支援の充実

現状と課題

- 発達障がいは、早期に発達支援を行うとともに、切れ目なく支援を行うことが特に重要であることから、乳幼児期における健診等による早期発見や発達支援、学齢期における就学時健康診断での発見や適切な教育的支援体制の整備、成人期における就労の機会の確保や地域での生活支援などが行われてきました。
- 国においては、平成28年8月に改正発達障害支援法が施行され、発達障がいに対する理解の促進や生活全般にわたる支援の促進、関係機関の緊密な連携や協力体制の整備などが改正の主な趣旨とされました。
- 県においては、支援拠点である「発達障害者支援センター」を中心として、「希望が丘こども医療福祉センター」を設置するとともに、各圏域に、地域支援機能の強化を図るために「圏域発達障がい支援センター」、就労支援の強化を図るために「発達障がい者支援コンシェルジュ」を設置しております。また、診療体制の強化を図るため、専門外来設置医療機関に対する支援等を行ってきました。
- 今後、改正法の趣旨を踏まえ、地域の身近な場所で受けられる支援、家族なども含めたきめ細やかな支援、児童から親亡き後や高齢期までのライフステージを通じた切れ目のない支援等の充実に向けた取組みが必要です。

- また、重度知的障がいを伴う自閉症の方に多いと言われ、自傷、他害行為など危険を伴う行動を頻回に示す強度行動障がいのある方に対応できる事業所が不足していることから、人材育成や支援拠点の整備、関係機関のネットワーク構築の充実に向けた取組みが必要です。

今後の取組み

【発達障害者支援センターの機能強化】

- ① 発達障がい児者やその家族からの相談に応じるとともに、関係機関との連携強化により地域の総合的な支援体制の整備を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ② 同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい児を持つ保護者同士等の集まる場の提供によるピアサポートの推進を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- ③ 青年期発達障がい者の自立支援のため、発達障がい支援におけるプログラムの研究や検証を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

- ④ 発達障がい児者の家族支援体制の構築を図るため、市町村職員に対するペアレントトレーニング（親が子の行動を観察し、特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと）の普及やペアレントメンター（発達障がい児者の子育て経験のある親で、その経験を生かし相談を行う者）の養成及びその活用を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑤ 地域の支援者が、発達障がいに関する専門的な知識を学べるよう、研修の充実を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑥ 発達障がい児者やその家族が地域で安心して暮らせるよう、発達障がいに関する理解を深めるための啓発活動を充実します。

(健康福祉部障害福祉課)

【発達障がい児者に対する地域の支援体制の確保】

- ⑦ 発達障がい児者に対する地域支援機能を強化するため、各圏域に「圏域発達障がい支援センター」を設置し、発達障がい児者やその家族からの相談に応じるとともにや、市町村、児童発達支援事業所、保育所、学校等に対し、研修、連絡調整、助言等を行います。

(再掲) (健康福祉部障害福祉課)

- ⑧ 市町村や児童発達支援事業所、保育所等の関係機関のニーズに応じ、県立希望が丘こども医療福祉センターの医師やリハビリスタッフ等などからなる専門チームを地域に派

遣し、職員の技量と知識を活かし、障がい児本人の状況や市町村の療育体制に応じた支援を行います。

(再掲) (健康福祉部障害福祉課)

- ⑨ 成人期の発達障がい者の就労に関する相談支援を行うため、各圏域に「発達障がい者支援コンシェルジュ」を設置します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑩ 発達障がい児者が身近な地域で診療が受けられる体制を強化するため、各圏域の発達障がい専門外来を設置する医療機関に対し、支援を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

【発達障がい児者を支援する人材の育成】

- ⑪ 岐阜大学への障がい児者医療学寄附講座の設置や、診療現場における実践的な研修等により、発達障がいに対応できる医師や、現場で医師を補助し診療の効率化に貢献する心理士などの育成・確保を図ります。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- ⑫ 県立希望が丘こども医療福祉センター内に設置した発達精神医学研究所の運営により、発達障がい診療や支援を通じて、発達障がいに対応できる医師や療育人材の育成を図ります。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- ⑬ どの地域の医療機関においても発達障がいへの対応を可能とするため、医師、看護師等の医療従事者に対して、発達障がいに関する研修を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

【発達障がいについての理解促進】

- ⑭ 自閉症をはじめとする発達障がいの理解を深めるため、国連が制定した4月2日の「世界自閉症啓発デー」及び4月2日から8日までの「発達障害啓発週間」の機会をとらえ、市町村や障がい者関係団体と連携して県内各地でブルーライトアップや啓発物品の配布等の活動を行います。

【共生社会条例関連（再掲）】(健康福祉部障害福祉課)

- ⑮ 身近な地域の人が、発達障がいについて正しく理解し、正しい知識の普及に努めるよう、研修会を実施し「発達障がいサポーター」を養成します。

(健康福祉部障害福祉課)

【強度行動障がいのある児者の支援体制の構築】

- ⑯ 強度行動障がいのある方やその家族の在宅支援をするため、医療及び福祉等の必要なサービスのコーディネートを行う福祉支援拠点と緊急時の受入れを行う医療支援拠点を設置し、福祉と医療が連携した支援を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

⑯ 強度行動障がいのある方に対し、適切な支援を行う職員及び適切な支援計画を作成することが可能な人材を養成します。

(再掲) (健康福祉部障害福祉課)

⑰ 強度行動障がいのある方に対応できる人材と受け入れる施設の確保を図るため、障害福祉サービス事業所を対象に、専門家の指導による実地での研修を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

⑱ ひまわりの丘「第三学園」及び「第四学園」の再整備にあたり、強度行動障がいの専門的な支援ができるよう整備を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

【発達障がい支援に関する会議の開催】

⑲ 発達障がい児者に対する支援体制を整備するため、発達障害者支援法に基づく発達障害者支援地域協議会である「発達障がい者等支援体制整備推進連携会議」を教育委員会特別支援教育課とともに開催します。

(健康福祉部障害福祉課)

⑳ 成人期の発達障がい者に対する支援体制を整備するため、精神科病院等で構成する「成人期発達障がい支援体制整備推進会議」を開催します。

(健康福祉部障害福祉課)

(4) 重度障がい・医療的ケア児者支援の充実

現状と課題

- 周産期をはじめとする医療の進歩や支援体制が充実する一方で、医療的ケアが必要な障がい児が年々増加し、また、医療的ケアが必要な障がい児の寿命も延びています。
- 医療的ケアが必要な在宅の障がい児者が利用できる短期入所等の障害福祉サービス事業所や在宅医療を提供する医療機関、支援に携わる人材の確保など、在宅支援体制の充実が必要です。
- 保護者の高齢化などもあり、在宅で生活する医療的ケアが必要な障がい児の入所ニーズも増加しています。

今後の取組み

【医療的ケアが必要な障がい児者在宅支援体制の充実】

- ① 医療的ケアが必要な障がい児者を介護する家族を支援するため、重症心身障がい在宅支援センターみらいが相談対応や家族間ネットワークづくりを行うほか、保護者のレスパイトに役立つ医療型短期入所事業所の増加を図ります。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

② 岐阜大学への障がい児者医療学寄附講座の設置や、医師・看護師・セラピストなど医療従事者向けの実務的・専門的な研修や、医療、福祉等の支援を総合的に調整できるコーディネーターの育成及び喀痰吸引等研修費用の負担軽減等により、医療的ケアが必要な障がい児者を支援する医療・福祉人材の育成・確保を図ります。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

③ 医療的ケアが必要な障がい児者の在宅生活を支える医療・保健・障害福祉・保育・教育等の関係者による多職種連携の推進に向け、顔の見える関係づくりを目的とした研究会の開催や協議の場を設置することで、医療的ケアが必要な障がい児者支援体制の充実を図ります。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

④ 在宅の医療的ケアが必要な障がい児者やその家族に対し、運動機能等の低下防止と情緒の安定、家庭における介護者のリフレッシュを図る「重症心身障がい児（者）いきがい創出支援事業」を実施し、地域社会の中で豊かな生活を送ることができるよう支援します。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

⑤ 医師や歯科医師、看護師等を対象とした各種人材育成事業や小児在宅医療に関する研究会等により、医療的ケアが必要な障がい児者に対する訪問診療・訪問歯科診療・訪問看護ができる医療機関等の確保を図ります。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

【入所施設の整備・運営】

⑥ 県立希望が丘こども医療福祉センターにおいて、医療的ケアが必要な障がい児の受入れやレスパイトのための短期入所などを行い、障がい児とその家族に対する支援機能の充実を図ります。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

⑦ 県立希望が丘こども医療福祉センター、岐阜県総合医療センター重症心身障がい児施設すこやか、国立病院機構長良医療センターとの連携・役割分担により、医療的ケアが必要な障がい児者の入所需要に対応するとともに、今後18歳以上の医療的ケアが必要な障がい者の入所需要の増加が見込まれることから、療養介護施設の整備に向けた検討を進めます。

(健康福祉部医療整備課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

(5) 難病患者支援の充実

現状と課題

- 難病患者及びその家族（以下「難病患者等」という。）が住み慣れた地域において安心して生きがいを持って暮らすことができるよう、療養環境の整備に引き続き取り組むことが必要です。

今後の取組み

【良質かつ適切な医療の確保】

- ① 難病患者等の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分に対する助成に引き続き取り組みます。

（健康福祉部保健医療課）

- ② 難病患者に対し適時・適切な医療を提供するため、難病医療拠点・協力病院や関係団体等が相互に連携協力する難病医療ネットワーク事業に引き続き取り組みます。

（健康福祉部保健医療課）

【療養生活の質の維持向上】

- ③ 地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援や地域交流活動の推進、就労支援などを行う「難病生きがいサポートセンター」の機能の充実を図ります。

（再掲）（健康福祉部保健医療課）

- ④ 地域の実情に応じた支援体制の充実を図るため、保健所ごとに設置した難病対策地域協議会が中心となって市町村など関係機関の連携強化や情報共有に取り組みます。

（健康福祉部保健医療課）

- ⑤ 医療依存度の高い難病患者等が安心して在宅での療養生活を送れるようにするために、在宅人工呼吸器使用者支援事業や在宅難病患者一時入院事業に引き続き取り組みます。

（健康福祉部保健医療課）

- ⑥ 災害時における避難行動要支援者の避難支援体制の強化を図るため、市町村に対し難病患者等に係る情報の提供など必要な支援を行います。

（健康福祉部保健医療課）

3 リハビリテーション体制の整備

(1) 地域リハビリテーションの充実

現状と課題

- 障がいの早期発見、重度化、重複化及び高齢化の進展、医療技術の進歩等により、治療だけでなくリハビリテーションに対する需要も増大しており、質的にも高度化、多様化しています。
- 県では、障がいのある方の自立と社会復帰に向けた総合的なリハビリテーションサービスの提供を行う体制づくりが遅れており、急性期から回復期、維持期までの一貫した総合的なリハビリテーションサービスの提供が求められています。
- 精神疾患の再発防止と円滑な社会復帰を図るため、精神障がい者に対するリハビリテーション医学の普及・充実が求められています。

今後の取組み

- ① 人材養成施設との連携を図り、関係団体と協力して人材の確保に取り組むとともに、人材養成施設や関係団体との連携を密にし、優秀な人材が確保できるよう研修等を通じて能力の向上を促進します。
(健康福祉部医療福祉連携推進課)
- ② 精神障がいのある方のリハビリテーションについては、急性期のみならず、回復期、維持期のリハビリテーションも重要であることから、慢性疾患においては、回復過程に応じて療養場所を移して必要なリハビリテーションなどのサービスを受けるなど、医療機関相互の連携や福祉関係機関との連携により、地域における切れ目のない支援を受けられる体制づくりに努めます。
(健康福祉部保健医療課)
- ③ 安らぎや癒しなど園芸の持つ効果を医療や福祉等に活かす「園芸福祉」を推進するため、ボランティアとして園芸福祉活動を実践できる「園芸福祉サポーター」の育成と活用を図ります。
(農政部農産園芸課)

第5章 国の基本指針に即して定める「第5期障害福祉計画」

1 計画の策定にあたって

(1) 計画の性格及び位置付け

障害福祉計画は、障害者総合支援法第89条に基づき、国の「基本指針」（※）に即し、市町村障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

本県の障害福祉計画は、平成18～20年度を第1期計画、平成21～23年度を第2期計画、平成24～26年度を第3期計画と位置付け、障害者基本法に基づく障害者計画と別に策定しておりましたが、平成27～29年度の第4期計画においては、障害者計画と統合し、「岐阜県障がい者総合支援プラン」の一部として策定しました。平成30～32年度の第5期計画においても、引き続き「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」の中に位置づけ、本県の障害福祉サービス提供体制等を明示します（第5章、第7章）。

※ 国の「基本指針」

根拠規定：障害者総合支援法第87条（基本指針）

厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。

→ 指針の内容については、140～142ページに掲載

(2) 第5期計画の期間

この計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

(3) 障害保健福祉圏域の設定

障害者総合支援法では、障がい者に身近な行政主体である市町村が、当事者のニーズを的確に把握したうえで障がい者の支援に取り組んでいくことを基本としていますが、専門的な支援については、広域的な取り組みも必要です。

このため、指定障害福祉サービス等の見込量等については、5つの障害保健福祉圏域ごとに定めることとします。

(障害保健福祉圏域)

圏域名	区 域
岐阜圏域	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
西濃圏域	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
中濃圏域	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡、可児郡
東濃圏域	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨圏域	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡

(4) 計画の推進体制

障害福祉計画における目標等について、年に1回は実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向を踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて障害福祉計画の見直しの措置を講じます。

①岐阜県障がい者総合支援懇話会との協働

障害福祉計画を推進するためには、行政だけではなく、障がい者支援に関連するすべての者が連携し、積極的・主体的に取り組む必要があります。

このため、「岐阜県障がい者総合支援懇話会」等で意見を聴き、実践活動面で障害福祉計画の推進に資するよう関係者間の協働を図ります。

②岐阜県障害者施策推進協議会への協議

障害福祉計画の進捗状況等を「岐阜県障害者施策推進協議会」に報告し、適切な進行管理と評価を行います。

また、障害福祉計画を見直す場合は、県民に広く意見募集するとともに岐阜県障害者施策推進協議会において、その内容を協議します。

(5) 障害福祉サービス等の見込量の算出

第5期障害福祉計画の目標年度である平成32年度における障害福祉サービス等の見込量は、市町村の報告数値を基礎として、第4期障害福祉計画の実績を踏まえ、算出しました。

①市町村との調整

市町村は障害福祉サービス等の見込量や目標数値等について、これまでの実績を踏まえ、各種調査や有識者会議等を実施したうえで計画数値を見込んでいます。

県においては、市町村ごとの障害福祉サービス等の見込量を合計したうえで、サービスの種類ごとに精査・調整を行い、見込量を定めました。

2 数値（成果）目標

（1）平成32年度の数値（成果）目標の設定

国の基本指針では、①福祉施設の入所者の地域生活への移行、②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、③地域生活支援拠点等の整備、④福祉施設から一般就労への移行等について、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、平成32年度の数値（成果）目標を設定することとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、平成32年度の数値目標を次のとおり設定します。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 数値目標の設定

【国の基本指針】

- ・平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から、2%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- ・平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。



【県の数値目標】

- ・平成32年度末の施設入所者数は、平成28年度末時点を基準に現状維持とします。
- ・平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者の3.2%（74人）以上が地域生活へ移行することを目指します。

【数値目標の積算】

項目	数 値	備 考
① 平成28年度末の施設入所者数	2,292人	平成28年度末現在の施設入所者の県内市町村合計
② 平成32年度末の施設入所者数	2,292人	平成32年度末現在の施設入所者の県内市町村合計
③ 【目標値】 施設入所者数の減少見込み (②-①) (割合 ③ ÷ ①)	0人 (△0%)	平成28年度末現在の施設入所者の平成32年度末までの減少見込み数
④ 【目標値】 地域生活移行者数 (割合 ④ ÷ ①)	74人 (3.2%)	平成28年度末の施設入所者のうち、平成32年度末までにグループホーム、一般住宅等へ地域移行する者の数
(参考) 【第4期計画実績】 地域生活移行者数 (割合)	48人 (2.1%)	平成25年度末時点の施設入所者のうち、平成28年度末までにグループホーム、一般住宅等へ地域移行した者の数

イ 数値目標設定の考え方

- 施設入所者数は、入所者の高齢化が進み地域生活移行が難しい状況や県内の向こう3年間の入所施設の待機者が相当数（約200人）ある状況を踏まえるとともに、障がい者の将来ニーズを見据え、セーフティネットの役割の重要性に鑑み、平成28年度末の施設入所者数の現状維持を目標値とします。
- 施設入所者の地域生活移行は、地域生活を望む入所者の希望を実現するため、また、緊急度の高く真に入所が必要な待機者が入所できるよう可能な限り推進していきます。しかしながら、入所者の高齢化・障がいの重度化が進み地域生活移行が難しい状況等を踏まえ、入所者のうち、65歳以下かつ、障がい程度の中・軽度の方（※）を、32年度末までに、28年度末時点の施設入所者の3.2%（74人）が地域生活へ移行することを目標値とします。
(※障害支援区分4以下かつ、身体障害3級以下又は療育手帳B1以下の方)

ウ 指定障害者支援施設の必要定員総数の設定

- 国の基本指針では、各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数を定めることとされているため、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、次のとおり設定します。

【指定障害者支援施設の必要定員総数】

区 分	H28年度 (実績)	H29年度 (見込)	H30年度 (見込)	H31年度 (見込)	H32年度 (見込)
障害者支援施設定員数	2,341人	2,341人	2,341人	2,341人	2,341人

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 数値目標の設定

【国の数値目標】

- ・平成32年度末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。
- ・平成32年度末までに全ての市町村ごとに、協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。（困難な場合は複数市町村による共同設置でも差し支えない）
- ・平成32年度末時点の精神病床における65歳以上及び65歳未満の1年以上長期入院患者数の目標値を国が提示する推計式を用いて設定。
- ・平成32年度末における入院後3ヶ月時点の退院率を、69%以上を基本として地域の実情に応じて設定。
- ・平成32年度末における入院後6ヶ月時点の退院率を、84%以上を基本として地域の実情に応じて設定。
- ・平成32年度における入院後1年時点の退院率を、90%以上を基本として地域の実情に応じて設定。



【県の数値目標】

- ・平成32年度末までに全ての圏域において、協議の場を設置することを目指します。
- ・平成32年度末までに複数市町村による共同設置を含め、全ての市町村において、協議の場を設置することを目指します。
- ・平成32年度末時点の精神病床における65歳以上及び65歳未満の1年以上長期入院患者数の目標値を国が提示する推計式を用いて設定します。
- ・平成32年度における入院後3ヶ月時点の退院率を、69%以上として設定します。
- ・平成32年度における入院後6ヶ月時点の退院率を、84%以上として設定します。
- ・平成32年度における入院後1年時点の退院率を、91%以上として設定します。

【目標値の積算】

項目	H32年度目標
① 【目標値】 圏域における協議の場の設置	平成32年度末までに、全ての圏域において、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

項目	H32年度目標
② 【目標値】 市町村における協議の場の設置 (複数市町村による共同設置含む)	平成32年度末までに、複数市町村による共同設置を含め、全ての市町村において、協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

項目	H28年度実績	H32年度目標
③ 【目標値】 65歳以上の1年以上長期入院患者数	1,279人	1,107人

項目	H28年度実績	H32年度目標
④ 【目標値】 65歳未満の1年以上長期入院患者数	1,074人	969人

項目	H28年度実績	H32年度目標
⑤ 【目標値】 入院後3ヶ月時点の退院率	63%	69%

項目	H28年度実績	H32年度目標
⑥ 【目標値】 入院後6ヶ月時点の退院率	84%	84%

項目	H28年度実績	H32年度目標
⑦ 【目標値】 入院後1年時点の退院率	90%	91%

イ 数値目標設定の考え方

- 精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神科医療機関、他の医療機関、地域援助事業者、市町村などの連携による支援体制を構築するため、圏域及び市町村において保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。
- 厚生労働省が提示する推計式を用いて「65歳以上の1年以上長期入院患者数」を算出し、1,107人を目標とします。
- 厚生労働省が提示する推計式を用いて「65歳未満の1年以上長期入院患者数」を算出し、969人を目標とします。
- 厚生労働省が定める「入院後3ヶ月時点の退院率」の目標値は69%以上であり、岐阜県においても、69%以上を目標とします。

- 厚生労働省が定める「入院後6ヶ月時点の退院率」の目標値は84%以上であり、岐阜県においても、84%以上を目標とします。
- 厚生労働省が定める「入院後1年時点の退院率」の目標値は90%以上であり、岐阜県においては、91%以上を目標とします。

③地域生活支援拠点等の整備

ア 数値目標の設定

【国の指針】

- ・平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。



【県の数値目標】

- ・平成32年度末までに各圏域に1つ以上を整備することを目指します。

【目標値の積算】

項目	H28年度実績	H32年度目標
【目標値】		
地域生活支援拠点等を各圏域に1つ以上整備	1つ	各圏域に1つ以上

イ 数値目標設定の考え方

- 地域生活支援拠点等とは、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」に対応するため、①相談（地域移行、親元からの自立等）、②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、③緊急時の受入・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、④専門性（人材の確保・養成、連携等）、⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の項目の機能を満たす拠点（複数の事業所・機関による面的整備方式を含む。）としています。
- 国の基本指針においては、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することとされています。岐阜県においては、5圏域それぞれに、1つ以上整備することを目標とします。

④福祉施設から一般就労への移行等

ア 数値目標の設定

【国の指針】

- ・平成32年度の年間一般就労移行者数を平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- ・平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末実績から2割以上増加することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- ・平成32年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を事業所全体の5割以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- ・各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを基本として、地域の実情を踏まえて設定。



【県の数値目標】

- ・平成32年度の年間一般就労移行者数を平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを目指します。
- ・平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末実績から2割以上増加とすることを目指します。
- ・平成32年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を事業所全体の5割以上とすることを目指します。
- ・各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを目指します。

【数値目標の積算】

項目	数値	備考
① 平成28年度の年間一般就労移行者数	191人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
② 【目標値】 平成32年度の年間一般就労移行者数 (増加率 ②÷①)	287人 (1.5倍)	平成32年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

項目	数値	備考
③ 平成28年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	411人	平成28年度末時点において就労移行支援事業を利用した者の数
④ 【目標値】 平成32年度末時点の就労移行支援事業の利用者数 (増加率 ④÷③)	494人 (1.2倍)	平成32年度末時点において就労移行支援事業を利用する者の数

項目	数値	備考
⑤ 平成28年度末時点の就労移行率が3割以上の事業所の割合	24%	平成28年度末時点において就労移行率が3割以上の事業所の割合
⑥ 【目標値】 平成32年度末時点の就労移行率が3割以上の事業所の割合	50%	平成32年度末時点において就労移行率が3割以上の事業所の割合

項目	数値	備考
⑦ 【目標値】 平成31年度の就労定着支援による職場定着率	80%	平成30年度に開始した就労定着支援による支援から1年後（平成31年度）の職場定着率
⑧ 【目標値】 平成32年度の就労定着支援による職場定着率	80%	平成31年度に開始した就労定着支援による支援から1年後（平成32年度）の職場定着率

イ 数値目標設定の考え方

- 国の基本指針においては、平成32年度の福祉施設から一般就労する者の数は、28年度の実績の1.5倍以上とすることとされています。本県では関係労働施策と連携することで、32年度において28年度の実績の1.5倍以上（287人）を一般就労に結びつけることを目標とします。

この目標値は、県内市町村の目標値の合計数であり、本県の27年度実績値（172人）から28年度実績（191人）の伸びが1.1倍となっている状況を踏まえて、国の基本指針と同様の目標とします。

- 国の基本指針においては、平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を28年度末の利用者数の2割以上増加することを目指すとされています。本県では、32年度末時点における就労移行支援事業の利用者数を、28年度末時点の2割以上（494人）増加することを目指します。

この目標値は、県内市町村の目標値の合計数であり、本県の27年度末時点の就労移行支援事業の利用者数（456人）と、28年度末時点の就労移行支援事業の利用者数（411人）の状況を踏まえて、国の基本指針と同様の目標とします。

- 平成28年度末の就労移行率が3割以上の事業所が24%である状況を踏まえて、国の基本指針と同様に、32年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。
- 平成31年度と平成32年度の就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率について、国の基本指針と同様に、80%以上とすることを目指します。

（2）平成32年度の活動指標の設定

国の基本指針では、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標を達成するため、平成32年度の活動指標を見込むことが適当であるとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、平成32年度の活動指標を次のとおり設定します。

【福祉施設から一般就労への移行等 活動指標】

事 項	H28 年度実績	H32 年度見込
(1)就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数	190 人	285 人
(2)障がい者に対する職業訓練の受講者数	34 人	55 人
(3)福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	350 人	420 人
(4)福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	142 人	173 人
(5)公共職業安定所における福祉施設利用者の支援者数	128 人	154 人

【発達障害者等に対する支援 活動指標】

事 項	H28 年度実績	H32 年度見込
(1)発達障害者支援地域協議会の開催回数	2回	2回
(2)発達障害者支援センターによる相談支援件数	2,595 件	2,600 件
(3)発達障害者支援センターの関係機関への助言件数	321 件	320 件
(4)発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	270 件	270 件
(5)発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	297 件	300 件

3 障害福祉サービス等の見込量と確保策等

(1) 指定障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保策等

国の基本指針では、都道府県障害福祉計画の作成に関する事項として、各年度の指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策及びその質の向上のために講ずる措置を区域ごとに定めることとされています。

第5期障害福祉計画においては、平成29年度までの障害福祉サービスなどの実績（見込）を踏まえ、平成30年度～32年度のサービス見込量を定めるとともに、その確保及び質の向上に関する方策を定めました。

今後は、この方策に基づき、県と市町村が協働して、障害福祉サービス等の計画的かつ着実な整備を進めていきます。また、整備にあたっては、サービス提供事業者に働きかけを行うとともに、サービスの質の向上につながる支援を行います。

なお、サービス見込量は、各市町村におけるサービス見込量を基に積算しています。

① 訪問系サービス

ア 提供サービスの概要

項目	備考
居宅介護	居宅での入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたるサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有するため、常時介護を必要とする人の居宅での長時間にわたる介護や移動中の介護などの総合的なサービス
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行うサービス
行動援護	自己判断力が制限されている人（自閉症やてんかん等で重度の知的障がいのある人又は統合失調症等の重度の精神に障がいのある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するためのサービス
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がいのある人であって、その介護の必要な程度が著しく高い人のサービス利用計画に基づく、居宅介護等複数の包括的サービス

イ サービス見込量

項目	単位	第4期計画	第5期計画		
		29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
居宅介護	人分	1,767	1,869	1,959	2,051
	時間分	25,747	27,518	28,848	30,214
重度訪問介護	人分	40	54	59	66
	時間分	10,167	11,274	11,667	13,361
同行援護	人分	253	281	294	310
	時間分	4,446	4,820	5,040	5,359
行動援護	人分	100	125	140	154
	時間分	1,586	1,876	2,195	2,426
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	1
	時間分	0	0	0	25

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 事業者に対して広く情報提供を行い、サービスの周知を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)
- 重度訪問介護、行動援護、同行援護など専門的な知識・技能を要する分野を中心に、居宅介護従事者の養成を推進します。
(健康福祉部障害福祉課)
- 在宅における医療的ケアが必要な障がい者の支援のため、重度訪問介護従業者研修や介護職員等によるたん吸引等の研修を実施します。
(健康福祉部障害福祉課)
(健康福祉部医療福祉連携推進課)

(2) 日中活動系サービス（生活介護）

ア 提供サービスの概要

項目	備考
生活介護	常時介護を要する障害支援区分3以上（50歳以上は障害支援区分2以上）の人を対象とし、主として昼間において、障害者支援施設等で入浴、排泄又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス

イ サービス見込量

項目	単位	第4期計画	第5期計画		
		29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
生活介護	人分	4,658	4,780	4,928	5,088
	人日分	90,827	93,860	97,125	100,211

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 利用ニーズに応じたサービスの確保ができるよう、既存のサービス提供事業所と連携します。

(健康福祉部障害福祉課)

③ 日中活動系サービス（自立訓練）

ア 提供サービスの概要

項目	備考
自立訓練 (機能訓練)	病院や施設を退院・退所し、身体的リハビリテーションの継続が必要な身体に障がいのある人等を対象とし、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を行うサービス
自立訓練 (生活訓練)	病院や施設を退院・退所し、社会的リハビリテーションの実施が必要な人等を対象とし、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上を図るための訓練を行うサービス

イ サービス見込量

項目	単位	第4期計画	第5期計画		
		29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
自立訓練(機能訓練)	人分	3	10	10	13
	人日分	34	134	134	184
自立訓練(生活訓練)	人分	181	229	252	275
	人日分	3,107	3,960	4,380	4,808

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 新規参入事業者に対して広く情報提供を行うとともに、既存事業所に対しても、多機能型による事業運営について提案します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 病院や施設を退院・退所した人など、対象となる者が限定されており、確保可能な事業所数が限られることから、市町村の協議会や圏域障害者自立支援推進会議等を通じて、サービスが不足する地域を把握するとともに、広域的な見地で事業所の確保に努めます。

(健康福祉部障害福祉課)

④ 日中活動系サービス（就労系サービス）

ア 提供サービスの概要

項目	備考
就労移行支援	就職を希望する人に、生産活動等の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス
就労継続支援（A型）	通常の事業所に雇用されることが困難な人に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う、一般雇用に近い形態のサービス
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な人に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う、従来の福祉的就労（障害者授産施設）に近い形態のサービス
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、その就労先企業や関係機関等との連絡調整及び課題解決に向けた支援等を行うサービス

イ サービス見込量

項目	単位	第4期計画	第5期計画		
		29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
就労移行支援	人分	449	511	570	626
	人日分	6,808	7,809	8,710	9,551
就労継続支援（A型）	人分	2,303	2,430	2,562	2,698
	人日分	44,999	48,161	50,881	53,657
就労継続支援（B型）	人分	2,854	3,050	3,204	3,381
	人日分	48,988	52,701	55,385	58,416
就労定着支援	人分	-	117	171	219

（注）就労定着支援は平成30年度からのサービスであるため、平成29年度実績はない。

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 新規参入事業者に対して、サービス利用者の動向や圏域で不足しているサービス等に関する情報提供を行うとともに、設置予定市町村からも指導助言等が得られるよう市町村と情報共有を行います。

（健康福祉部障害福祉課）
- 就労移行支援事業については、標準的な利用期間の定めがあり、一定期間以上の継続的な利用が制限されています。このため、経営上、大人数の定員設定が難しいことから、既存の就労系サービス事業所に対して、多機能型による事業運営について提案します。

（健康福祉部障害福祉課）
- 就労系サービス事業の特に就労継続支援（A型）事業所には、社会福祉事業の経験の少ない管理者や従業者が多いことから、サービスを提供するうえでの必要な知識や理解を深めるための研修等を実施し、支援の質の向上を図ります。

（健康福祉部障害福祉課）

⑤ 日中活動系サービス（療養介護）

ア 提供サービスの概要

項目	備考
療養介護	常時医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行うサービス

イ サービス見込量

		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
療養介護	人分	198	205	211	217

ウ 見込量確保と質の向上の方策

- 県立希望が丘こども医療福祉センター、岐阜県総合医療センター重症心身障がい児施設すこやかと、国立病院機構長良医療センターとの連携・役割分担により、医療的ケアが必要な障がい児者の入所需要に対応するとともに、今後18歳以上の医療的ケアが必要な障がい者の入所需要の増加が見込まれることから、療養介護施設の整備に向けた検討を進めます。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- 障がい児者医療を支える医療人材を育成するため、医療的ケアが必要な障がい児者の医療や看護等に必要となる知識・技術に関する専門的な研修を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

⑥ 日中活動系サービス（短期入所）

ア 提供サービスの概要

項目	備考
福祉型短期入所	病気などで家族・保護者等による介護が受けられない等の理由により、一時的な期間での障害者支援施設等への宿泊を伴う入所・介護のサービス
医療型短期入所	病気などで家族・保護者等による介護が受けられない等の理由により、一時的な期間での医療機関への宿泊を伴う入所・介護のサービス

イ サービス見込量

項目	単位	第4期計画		第5期計画	
		29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
短期入所（福祉型）	人分	723	789	848	900
	人日分	3,886	4,250	4,550	4,818
短期入所（医療型）	人分	143	184	204	219
	人日分	492	595	650	708

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 日常的に医療的ケアを必要とする障がい児者（医療的ケア児等）の家族が、身近な地域で安心してレスパイトサービスが利用できるよう、医療・福祉人材の育成・確保や事業所への運営支援等を通じて、医療型短期入所事業を実施する医療機関の増加を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- 医療的ケアの実態に対応した短期入所の報酬単価の設定を必要に応じ国へ要望するとともに、引き続き受け入れ拡大につながる支援策を実施していきます。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

⑦ 居住系サービス**ア 提供サービスの概要**

項目	備考
施設入所支援	常時介護を要する障害支援区分4以上（50歳以上は障害支援区分3以上）の人に主として夜間において、障害者支援施設等で入浴、排泄及び食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を提供するサービス
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住宅で、相談や日常生活上の援助、介護を行うサービス
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人等を対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービス

イ サービス見込量

		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
施設入所支援	人分	2,316	2,316	2,316	2,316
共同生活援助	人分	1,128	1,242	1,327	1,422
自立生活援助	人分	-	53	78	108

(注) 施設入所支援のサービス見込量は、目標値や県内の向こう3年間の待機者数を踏まえて算出したため、各圏域の合計とは異なる。

自立生活援助は平成30年度からのサービスであるため、平成29年度実績はない。

ウ 見込量確保と質の向上の方策

- 地域で暮らすための住まいの場として、グループホームの整備を国の補助制度を活用するなどして促進し、施設入所者や入院患者が地域生活に移行できるようにするとともに、同居している介護者の高齢化等も視野に入れた、在宅からの移行に対応する観点からも整備を推進します。また、障がいの程度の重い方や発達障がいの方の入居ニーズにも対応できるグループホームの整備を推進します。

さらに、グループホームの整備に当たり、地域住民の理解が得られやすいように、障がい者及びグループホームに対する理解の促進を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

- 障がい者の地域生活を支えるために、相談、体験の機会、緊急時の受入れなど、居住支援機能と地域支援機能を持った地域生活支援拠点等を各圏域に整備します。

そのために、相談支援特別アドバイザー、圏域サポートセンターを市町村等に派遣し、整備に向けた助言を行うとともに、圏域障害者自立支援推進会議において、地域の関係機関の調整を行います。

また、地域の関係機関を対象に、地域生活拠点等の整備・運営に関する研修会を開催します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 障害者支援施設と地域との交流の促進、地域生活支援拠点の確保をテーマとした障害者支援施設等に対する研修会を開催し、地域生活をバックアップする体制を整備することにより障がい者が安心して生活ができる環境づくりを検討・推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 重度の障がい者を中心とした施設入所支援に係る正確な需要を把握するために、調査を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

⑧ 相談支援

ア 提供サービスの概要

項目	備考
計画相談支援	支給決定前のサービス等利用計画案及び支給決定後の計画の作成、一定の期間後にサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行うサービス
地域移行支援	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を提供するサービス
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を提供するサービス

イ サービス見込量

		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人分	2,453	2,709	2,840	3,001
地域移行支援	人分	4	30	43	57
地域定着支援	人分	2	26	33	48

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 平成31年度に、国において相談支援従事者研修制度の見直しが予定されていることから、その内容を踏まえながら、新しい研修体系を整備し、相談支援提供体制の量と質の確保を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)
- 地域における相談支援ネットワークにおいて、リーダーとして活躍できる人材を養成します。
(健康福祉部障害福祉課)
- 市町村において総合的な相談支援業務や権利擁護・地域移行等の施策を担う基幹相談支援センターの設置を促進します。
また、設置にあたっては、相談支援を担う機関・団体との調整が必要になることから、市町村の協議会や圏域障害者自立支援推進会議と連携してまいります。
(健康福祉部障害福祉課)

(2) 圏域ごとの障害福祉サービス等の見込量について

市町村障害福祉計画における障害福祉サービス等の見込量を圏域ごとに集計したものを次のとおり定めます。

なお、県では、市町村ごとの障害福祉サービス等の見込量を合計したうえで、サービスの種類ごとに精査・調整を行い、サービス見込量を定めていることから、ここでの県合計の数値は、(1)に示した県のサービス見込量とは一部異なっております。

① 岐阜圏域

○訪問系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
居宅介護	人分	773	824	872	923
	時間分	12,586	13,472	14,254	15,099
重度訪問介護	人分	13	17	19	24
	時間分	4,828	5,463	5,779	7,109
同行援護	人分	112	121	128	136
	時間分	2,759	2,903	3,015	3,194
行動援護	人分	25	31	41	49
	時間分	384	476	633	764
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0

○日中活動系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
生活介護	人分	1,630	1,681	1,726	1,776
	人日分	31,056	31,983	32,906	33,853
自立訓練（機能訓練）	人分	1	3	3	4
	人日分	13	58	58	78
自立訓練（生活訓練）	人分	92	108	117	130
	人日分	1,694	1,926	2,114	2,374
就労移行支援	人分	165	180	190	202
	人日分	2,435	2,688	2,847	3,035
就労継続支援（A型）	人分	1,060	1,112	1,160	1,205
	人日分	20,820	21,907	22,859	23,768
就労継続支援（B型）	人分	1,050	1,125	1,188	1,257
	人日分	19,073	20,398	21,541	22,776

就労定着支援	人分	-	40	72	104
療養介護	人分	72	74	77	80
短期入所（福祉型）	人分	220	237	259	269
	人日分	923	1,005	1,096	1,141
短期入所（医療型）	人分	96	122	126	131
	人日分	337	372	385	406

○居住系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
施設入所支援	人分	781	776	771	763
共同生活援助	人分	422	466	509	554
自立生活援助	人分	-	20	26	40

○相談支援		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人分	991	1,118	1,178	1,242
地域移行支援	人分	1	7	9	13
地域定着支援	人分	1	6	8	12

② 西濃圏域

○訪問系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
居宅介護	人分	283	296	309	321
	時間分	4,016	4,206	4,383	4,550
重度訪問介護	人分	9	15	15	17
	時間分	2,111	2,319	2,321	2,674
同行援護	人分	40	47	47	51
	時間分	517	591	591	651
行動援護	人分	50	59	62	66
	時間分	873	983	1,050	1,118
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	1
	時間分	0	0	0	25

○日中活動系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
生活介護	人分	850	864	896	917
	人日分	16,561	16,921	17,541	17,970
自立訓練（機能訓練）	人分	0	4	4	5
	人日分	0	32	32	42
自立訓練（生活訓練）	人分	24	25	25	26
	人日分	409	444	444	454
就労移行支援	人分	91	102	109	117
	人日分	1,357	1,645	1,764	1,899
就労継続支援（A型）	人分	335	365	392	420
	人日分	6,362	7,174	7,706	8,259
就労継続支援（B型）	人分	498	529	565	600
	人日分	8,445	9,187	9,811	10,424
就労定着支援	人分	-	12	20	27
療養介護	人分	42	43	44	45
短期入所（福祉型）	人分	145	158	169	181
	人日分	805	909	967	1,028
短期入所（医療型）	人分	8	11	13	14
	人日分	30	46	55	60

○居住系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
施設入所支援	人分	340	338	335	327
共同生活援助	人分	201	228	244	262
自立生活援助	人分	-	7	11	15

○相談支援		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人分	428	474	464	484
地域移行支援	人分	2	9	10	12
地域定着支援	人分	1	9	9	12

③ 中濃圏域

○訪問系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
居宅介護	人分	229	246	253	263
	時間分	3,270	3,613	3,683	3,772
重度訪問介護	人分	5	6	7	7
	時間分	30	61	71	82
同行援護	人分	36	41	43	43
	時間分	518	559	604	633
行動援護	人分	10	17	17	18
	時間分	71	98	106	111
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0

○日中活動系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
生活介護	人分	965	1,026	1,065	1,113
	人日分	19,159	20,280	21,100	22,115
自立訓練（機能訓練）	人分	0	0	0	1
	人日分	0	0	0	20
自立訓練（生活訓練）	人分	16	33	39	42
	人日分	298	633	742	779
就労移行支援	人分	48	57	69	79
	人日分	747	890	1,062	1,211
就労継続支援（A型）	人分	414	436	474	522
	人日分	7,976	8,765	9,545	10,545
就労継続支援（B型）	人分	458	511	541	579
	人日分	7,575	8,557	9,037	9,646
就労定着支援	人分	-	17	24	28
療養介護	人分	35	37	39	41
短期入所（福祉型）	人分	197	223	235	251
	人日分	1,172	1,291	1,358	1,436
短期入所（医療型）	人分	17	21	28	34
	人日分	60	81	98	118

○居住系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
施設入所支援	人分	474	474	471	467
共同生活援助	人分	236	248	259	267
自立生活援助	人分	-	14	22	30

○相談支援		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人分	369	425	480	531
地域移行支援	人分	0	5	10	14
地域定着支援	人分	0	4	6	9

④ 東濃圏域

○訪問系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
居宅介護	人分	238	251	265	276
	時間分	2,977	3,223	3,429	3,602
重度訪問介護	人分	11	14	15	15
	時間分	3,170	3,404	3,409	3,409
同行援護	人分	30	33	36	39
	時間分	364	431	472	511
行動援護	人分	10	13	14	15
	時間分	83	144	171	198
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0

○日中活動系サービス

		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
生活介護	人分	764	783	804	834
	人日分	15,203	15,682	16,354	16,818
自立訓練（機能訓練）	人分	2	3	3	3
	人日分	21	44	44	44
自立訓練（生活訓練）	人分	27	34	42	47
	人日分	391	538	661	759
就労移行支援	人分	103	125	144	162
	人日分	1,726	2,065	2,358	2,638
就労継続支援（A型）	人分	350	367	384	397
	人日分	7,016	7,359	7,772	8,043
就労継続支援（B型）	人分	519	540	559	581
	人日分	9,139	9,493	9,816	10,191
就労定着支援	人分	-	22	27	30
療養介護	人分	23	25	25	25
短期入所（福祉型）	人分	93	101	108	115
	人日分	538	582	622	661
短期入所（医療型）	人分	13	17	19	22
	人日分	50	71	79	91

○居住系サービス

		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
施設入所支援	人分	453	452	450	448
共同生活援助	人分	186	199	208	214
自立生活援助	人分	-	7	9	11

○相談支援

		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人分	377	395	417	438
地域移行支援	人分	0	3	5	7
地域定着支援	人分	0	3	4	6

⑤ 飛騨圏域

○訪問系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
居宅介護	人分	244	252	260	268
	時間分	2,898	3,004	3,099	3,191
重度訪問介護	人分	2	2	3	3
	時間分	28	27	87	87
同行援護	人分	35	39	40	41
	時間分	288	336	358	370
行動援護	人分	5	5	6	6
	時間分	175	175	235	235
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0

○日中活動系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
生活介護	人分	449	426	437	448
	人日分	8,848	8,994	9,224	9,455
自立訓練（機能訓練）	人分	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人分	22	29	29	30
	人日分	315	419	419	442
就労移行支援	人分	42	47	58	66
	人日分	543	521	679	768
就労継続支援（A型）	人分	144	150	152	154
	人日分	2,825	2,956	2,999	3,042
就労継続支援（B型）	人分	329	345	351	364
	人日分	4,756	5,066	5,180	5,379
就労定着支援	人分	-	26	28	30
療養介護	人分	26	26	26	26
短期入所（福祉型）	人分	68	70	77	84
	人日分	448	463	507	552
短期入所（医療型）	人分	9	13	18	18
	人日分	15	25	33	33

○居住系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
施設入所支援	人分	268	273	274	270
共同生活援助	人分	83	101	107	125
自立生活援助	人分	-	5	10	12

○相談支援		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人分	288	297	301	306
地域移行支援	人分	1	6	9	11
地域定着支援	人分	0	4	6	9

⑥ 県合計

○訪問系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
居宅介護	人分	1,767	1,869	1,959	2,051
	時間分	25,747	27,518	28,848	30,214
重度訪問介護	人分	40	54	59	66
	時間分	10,167	11,274	11,667	13,361
同行援護	人分	253	281	294	310
	時間分	4,446	4,820	5,040	5,359
行動援護	人分	100	125	140	154
	時間分	1,586	1,876	2,195	2,426
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	1
	時間分	0	0	0	25

○日中活動系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
生活介護	人分	4,658	4,780	4,928	5,088
	人日分	90,827	93,860	97,125	100,211
自立訓練（機能訓練）	人分	3	10	10	13
	人日分	34	134	134	184
自立訓練（生活訓練）	人分	181	229	252	275
	人日分	3,107	3,960	4,380	4,808
就労移行支援	人分	449	511	570	626
	人日分	6,808	7,809	8,710	9,551
就労継続支援（A型）	人分	2,303	2,430	2,562	2,698
	人日分	44,999	48,161	50,881	53,657
就労継続支援（B型）	人分	2,854	3,050	3,204	3,381
	人日分	48,988	52,701	55,385	58,416
就労定着支援	人分	-	117	171	219
療養介護	人分	198	205	211	217
短期入所（福祉型）	人分	723	789	848	900
	人日分	3,886	4,250	4,550	4,818
短期入所（医療型）	人分	143	184	204	219
	人日分	492	595	650	708

○居住系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
施設入所支援	人分	2,316	2,313	2,301	2,275
共同生活援助	人分	1,128	1,242	1,327	1,422
自立生活援助	人分	-	53	78	108

○相談支援		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人分	2,453	2,709	2,840	3,001
地域移行支援	人分	4	30	43	57
地域定着支援	人分	2	26	33	48

第6章 国の基本指針に即して定める「第1期障害児福祉計画」

1 計画の策定にあたって

(1) 計画の性格及び位置付け

障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の22に基づき、国の「基本指針」（※）に即し、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

今回、障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画とともに、「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」の中で、第1期計画として定めることとします（第6章）。

※ **国の「基本指針」**

根拠規定：児童福祉法第33条の19（基本指針）

厚生労働大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。

→ 指針の内容については、140～142ページに掲載

(2) 第1期計画の期間

第5期障害福祉計画と同様、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

(3) 障害保健福祉圏域の設定

第5期障害福祉計画と同様、障害児通所支援等の見込量等については、5つの障害保健福祉圏域ごとに定めることとします。

(障害保健福祉圏域)

圏域名	区 域
岐阜圏域	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
西濃圏域	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
中濃圏域	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡、可児郡
東濃圏域	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨圏域	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡

（4）計画の推進体制

第5期障害福祉計画と同様、目標等について、年に1回は実績を把握し、障がい児施策や関連施策の動向を踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて障害児福祉計画の見直しの措置を講じます。

①岐阜県障がい者総合支援懇話会等との協働

第5期障害福祉計画と同様、障害児福祉計画を推進するために、「岐阜県障がい者総合支援懇話会」等で意見を聴き、実践活動面で障害児福祉計画の推進に資するよう関係者間の協働を図ります。

②岐阜県障害者施策推進協議会への協議

第5期障害福祉計画と同様、障害児福祉計画の進捗状況等を「岐阜県障害者施策推進協議会」に報告し、適切な進行管理と評価を行います。

また、障害児福祉計画を見直す場合は、県民に広く意見募集するとともに岐阜県障害者施策推進協議会において、その内容を協議します。

（5）障害児通所支援等の見込量の算出

第1期障害児福祉計画の目標年度である平成32年度における障害児通所支援等の見込量は、市町村の報告数値を基礎として、これまでの実績を踏まえ、算出しました。

①市町村との調整

市町村は障害児通所支援等の見込量や目標数値等について、これまでの実績を踏まえ、各種調査や有識者会議等を実施したうえで計画数値を見込んでいます。

県においては市町村ごとの障害児通所支援等の見込量を合計したうえで、支援の種類ごとに精査・調整を行い、見込量を定めました。

2 数値（成果）目標

（1）平成32年度の数値（成果）目標の設定

国の基本指針では、①障害児支援の提供体制の整備等について、地域の実情を踏まえ、平成32年度の数値（成果）目標を設定することとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、平成32年度の数値目標を次のとおり設定します。

① 障害児支援の提供体制の整備等

ア 数値目標の設定

【国の基本指針】

- ・ 平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。（困難な場合は、圏域での設置であっても差し支えない）
- ・ 平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。
- ・ 平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本として地域の実情に応じて設定。
(困難な場合は、圏域での確保であっても差し支えない)
- ・ 平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本として地域の実情に応じて設定。
(困難な場合は、圏域での確保であっても差し支えない)
- ・ 平成30年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。
(市町村単独での設置が困難な場合は、都道府県が関与した上で圏域での設置であっても差し支えない)



【県の数値目標】

- ・ 平成32年度末までに、圏域ごとに、児童発達支援センターを設置することを目指します。
- ・ 平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目指します。
- ・ 平成32年度末までに、圏域ごとに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保することを目指します。
- ・ 平成32年度末までに、圏域ごとに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保することを目指します。
- ・ 平成30年度末までに、県、各圏域及び各市町村（圏域での設置を含む）において、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう協議の場を設置することを目指します。

【数値目標の積算】

項目	H28年度実績	H32年度目標
① 【目標値】 圏域ごとに、児童発達支援センターを設置	3 圏域	圏域ごとに設置
② 【目標値】 全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	18市町村	42市町村
③ 【目標値】 圏域ごとに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保	3 圏域	圏域ごとに確保
④ 【目標値】 圏域ごとに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保	4 圏域	圏域ごとに確保

項目	設置主体	H28年度実績	H30年度目標	備考
⑤ 【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	県	1 カ所	1 カ所	
	圏域	2 圏域	5 圏域	
	市町村 (圏域での設置を含む)	14市町村	42市町村	困難な場合は圏域での設置でも差し支えない。

イ 数値目標設定の考え方

- 児童発達支援センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、圏域ごとに、児童発達支援センターを設置することを目標とします。
- 障がい児の地域社会への参加、包容を推進するため、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標とします。
- 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、圏域ごとに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保することを目標とします。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、県、各圏域、各市町村（圏域での設置を含む）それぞれにおいて、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを目標とします。

ウ 指定障害児入所施設の必要定員総数の設定

- 国の基本指針では、各年度の指定障害児入所施設の必要入所定員総数を定めることとされているため、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、次のとおり設定します。

【指定障害児入所施設の必要定員総数】

区分	H28年度 (実績)	H29年度 (見込)	H30年度 (見込)	H31年度 (見込)	H32年度 (見込)
障害児入所施設定員数	347人	337人	337人	337人	337人

(2) 平成32年度の活動指標の設定

国の基本指針では、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標を達成するため、平成32年度の活動指標を見込むことが適当であるとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、平成32年度の活動指標を次のとおり設定します。

【医療的ケア児に対する支援 活動指標】

事項	H28年度実績	H32年度見込
(1)医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0人	60人

【発達障害者等に対する支援 活動指標】(再掲)

事項	H28年度実績	H32年度見込
(1)発達障害者支援地域協議会の開催回数	2回	2回
(2)発達障害者支援センターによる相談支援件数	2,595件	2,600件
(3)発達障害者支援センターの関係機関への助言件数	321件	320件
(4)発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	270件	270件
(5)発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	297件	300件

また、国の基本指針では、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握し、その提供体制の整備を行うものとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、障がい児の受け入れに関する見込量を次のとおり設定します。

【障がい児の受け入れに関する見込量】

種別	H30年度見込	H31年度見込	H32年度見込
保育所・認定こども園	898人	907人	915人
放課後児童健全育成事業	343人	351人	366人

3 障害児通所支援等の見込量と確保策等

(1) 障害児通所支援等の見込量と確保策等

国の基本指針では、都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項として、各年度の指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保の方策及びその質の向上のために講ずる措置を区域ごとに定めることとされています。

第1期障害児福祉計画においては、平成29年度までの障害児通所支援等の実績（見込）を踏まえ、平成30年度～32年度のサービス見込量を定めるとともに、その確保及び質の向上に関する方策を定めました。

今後は、この方策に基づき、県と市町村が協働して、障害児通所支援等の計画的かつ着実な整備を進めていきます。また、整備にあたっては、サービス提供事業者に働きかけを行うとともに、サービスの質の向上につながる支援を行います。

なお、サービス見込量は、各市町村におけるサービス見込量を基に積算しています。

① 障害児通所支援

ア 提供サービスの概要

項目	備考
児童発達支援	通所による日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う支援
医療型児童発達支援	治療及び通所による日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う支援
放課後等デイサービス	通所による社会との交流の促進の支援や生活能力の向上のための訓練等を行う支援
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う支援
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う支援

イ サービス見込量

項目	単位	29年度 (実績見込)	第1期計画		
			30年度	31年度	32年度
児童発達支援	人分	3,323	3,488	3,575	3,641
	人日分	14,632	15,651	16,110	16,516
医療型児童発達支援	人分	125	141	147	154
	人日分	816	935	966	1,004
放課後等デイサービス	人分	3,003	3,298	3,540	3,769
	人日分	32,777	36,428	39,133	41,780
保育所等訪問支援	人分	103	180	208	248
	人日分	135	287	439	587
居宅訪問型児童発達支援	人分	-	29	41	54
	人日分	-	117	161	217

(注) 居宅訪問型児童発達支援は平成30年度からの支援であるため、平成29年度実績はない。

ウ 見込量確保と質の向上の方策

- 市町村による障がい児の療育支援体制の確保のため、市町村や児童発達支援事業所等のニーズに応じ、県立希望が丘こども医療福祉センターの医師等の医療従事者や作業療法士等の派遣、関係職員の専門研修により、関係機関の障がい児支援技術の向上等を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- 発達障がい児に対する地域支援機能を強化するため、各圏域に「圏域発達障がい支援センター」を設置し、児童発達支援事業所、保育所等に対し、研修、連絡調整、助言等を行います。

(健康福祉部子育て支援課)

(健康福祉部障害福祉課)

- 就学時及び卒業時における支援体制の円滑な移行、学校と障害児通所支援事業所等の緊密な連携等を図り、県・市町村内で障がい児支援担当部局と教育委員会との連携体制を確保します。

(健康福祉部障害福祉課)

(教育委員会特別支援教育課)

- 国が定める「放課後等デイサービスガイドライン」「児童発達支援ガイドライン」の周知徹底、発達障がいに関する研修の実施や関係団体・事業所との連携の促進等により、放課後等デイサービス事業所及び児童発達支援事業所の質の向上を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

② 障害児入所支援

ア 提供サービスの概要

項目	備考
福祉型障害児入所支援	入所による保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う支援
医療型障害児入所支援	入所による保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う支援

イ サービス見込量

第1期計画					
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
福祉型障害児入所支援	人分	63	63	63	63
医療型障害児入所支援	人分	52	52	52	52

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 医療型障害児入所施設「県立希望が丘こども医療福祉センター」や、「岐阜県総合医療センター重症心身障がい児施設すこやか」、「国立病院機構長良医療センター」との連携・役割分担により医療的ケアを必要とする障がい児（医療的ケア児等）の入所ニーズに対応します。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

③ 障害児相談支援

ア 提供サービスの概要

項目	備考
障害児相談支援	支給決定前の障害児支援利用計画案及び支給決定後の計画の作成、一定の期間後に支援等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う支援

イ サービス見込量

第1期計画					
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
障害児相談支援	人分	1,427	1,616	1,751	1,885

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 平成31年度に、国において相談支援従事者研修制度の見直しが予定されていることから、その内容を踏まえながら、新しい研修体系を整備し、相談支援提供体制の量と質の確保を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

(2) 圏域ごとの障害児通所支援等の見込量について

市町村障害児福祉計画における障害児通所支援等の見込量を圏域ごとに集計したものを次のとおり定めます。

① 岐阜圏域

○障害児通所、障害児入所、障害児相談支援

項目	単位	29年度 (実績見込)	第1期計画		
			30年度	31年度	32年度
児童発達支援	人分	846	907	939	972
	人日分	4,665	5,117	5,330	5,558
医療型児童発達支援	人分	115	118	121	125
	人日分	767	812	834	860
放課後等デイサービス	人分	1,228	1,376	1,491	1,600
	人日分	15,439	17,397	18,784	20,016
保育所等訪問支援	人分	24	46	55	68
	人日分	38	78	97	137
居宅訪問型児童発達支援	人分	-	7	9	13
	人日分	-	38	46	77
福祉型障害児入所支援	人分	28	28	28	28
医療型障害児入所支援	人分	25	25	25	25
障害児相談支援	人分	522	574	629	684

② 西濃圏域

○障害児通所、障害児入所、障害児相談支援

項目	単位	29年度 (実績見込)	第1期計画		
			30年度	31年度	32年度
児童発達支援	人分	779	799	817	834
	人日分	3,222	3,361	3,463	3,572
医療型児童発達支援	人分	7	8	9	11
	人日分	38	38	43	52
放課後等デイサービス	人分	465	500	530	555
	人日分	4,817	5,245	5,502	5,759
保育所等訪問支援	人分	4	11	13	18
	人日分	7	18	22	33
居宅訪問型児童発達支援	人分	-	11	12	15
	人日分	-	43	48	61
福祉型障害児入所支援	人分	7	7	7	7
医療型障害児入所支援	人分	7	7	7	7
障害児相談支援	人分	261	286	307	327

③ 中濃圏域

○障害児通所、障害児入所、障害児相談支援

項目	単位	29年度 (実績見込)	第1期計画		
			30年度	31年度	32年度
児童発達支援	人分	661	679	694	709
	人日分	2,627	2,724	2,781	2,855
医療型児童発達支援	人分	2	12	13	14
	人日分	10	81	84	87
放課後等デイサービス	人分	573	635	699	776
	人日分	6,121	6,836	7,685	8,695
保育所等訪問支援	人分	58	76	78	85
	人日分	67	86	88	97
居宅訪問型児童発達支援	人分	-	4	5	5
	人日分	-	21	24	24
福祉型障害児入所支援	人分	11	11	11	11
医療型障害児入所支援	人分	9	9	9	9
障害児相談支援	人分	207	233	248	264

④ 東濃圏域

○障害児通所、障害児入所、障害児相談支援

項目	単位	29年度 (実績見込)	第1期計画		
			30年度	31年度	32年度
児童発達支援	人分	598	633	649	645
	人日分	2,473	2,654	2,719	2,704
医療型児童発達支援	人分	0	1	1	1
	人日分	0	1	1	1
放課後等デイサービス	人分	465	487	503	508
	人日分	4,835	5,115	5,232	5,280
保育所等訪問支援	人分	11	27	29	30
	人日分	17	55	59	63
居宅訪問型児童発達支援	人分	-	7	12	17
	人日分	-	15	25	35
福祉型障害児入所支援	人分	8	8	8	8
医療型障害児入所支援	人分	6	6	6	6
障害児相談支援	人分	268	316	320	325

⑤ 飛騨圏域

○障害児通所、障害児入所、障害児相談支援			第1期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	人分	439	470	476	481
	人日分	1,645	1,795	1,817	1,827
医療型児童発達支援	人分	1	2	3	3
	人日分	1	3	4	4
放課後等デイサービス	人分	272	300	317	330
	人日分	1,565	1,835	1,930	2,030
保育所等訪問支援	人分	6	20	33	47
	人日分	6	50	173	257
居宅訪問型児童発達支援	人分	-	0	3	4
	人日分	-	0	18	20
福祉型障害児入所支援	人分	9	9	9	9
医療型障害児入所支援	人分	5	5	5	5
障害児相談支援	人分	169	207	247	285

⑥ 県合計

○障害児通所、障害児入所、障害児相談支援			第1期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	人分	3,323	3,488	3,575	3,641
	人日分	14,632	15,651	16,110	16,516
医療型児童発達支援	人分	125	141	147	154
	人日分	816	935	966	1,004
放課後等デイサービス	人分	3,003	3,298	3,540	3,769
	人日分	32,777	36,428	39,133	41,780
保育所等訪問支援	人分	103	180	208	248
	人日分	135	287	439	587
居宅訪問型児童発達支援	人分	-	29	41	54
	人日分	-	117	161	217
福祉型障害児入所支援	人分	63	63	63	63
医療型障害児入所支援	人分	52	52	52	52
障害児相談支援	人分	1,427	1,616	1,751	1,885

第7章 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、相談支援、移動支援、コミュニケーション支援など、障がいのある人たちが安心して自立した地域生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村及び都道府県が主体となって実施するものです。

このうち、都道府県においては、特に専門性の高い相談支援事業や広域的な対応が必要な事業、指導者育成事業などを実施することとされています。

本県では、専門性・広域の視点から、次のような地域生活支援事業を展開していきます。

1 県が行う地域生活支援事業の実施に関する事項

(1) 専門性の高い相談支援事業

特に専門性の高い相談について、必要な情報の提供等の便宜を供与し、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようすることを目的としています。

① 発達障害者支援センター運営事業

発達障害者支援センターは、発達障がい児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がいに関する各般の問題について発達障がい児者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設及び関係機関との連携強化等により、発達障がい児者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進し、もって、これらの発達障がい児者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とします。

- 発達障がい児者やその家族からの相談に応じるとともに、関係機関との連携強化により地域の総合的な支援体制の整備を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

延べ利用見込み者数

年 度	30年度	31年度	32年度
延べ利用見込み者数	2,500人	2,500人	2,500人

② 高次脳機能障害支援普及事業

高次脳機能障がいに対する県全体の相談体制を強化し、医療関係者、県民及び市町村職員等への普及・啓発を図ります。

- 高次脳機能障害相談支援事業
相談体制を強化するため、支援拠点機関における相談を継続するとともに、身近な地域において相談が可能となるよう、圏域ごとに設置したコーディネーターが引き続き相談支援を行います。

(健康福祉部保健医療課)

- 高次脳機能障害啓発・人材養成事業
高次脳機能障がいについては、普及・啓発を継続することで、徐々に認知されるようになってきましたが、まだ社会的な理解が十分ではないため、さらに普及・啓発活動を継続していきます。

(健康福祉部保健医療課)

- 地域連携型の支援システムの構築

高次脳機能障がいに対する医療やリハビリテーションを身近な地域で受けることができるよう、圏域ごとに指定した協力医療機関と支援拠点病院が連携を強化していきます。さらに、安心して地域生活が送れるよう、圏域コーディネーターが所属する地域支援協力機関とも連携し、地域連携型の支援システムを構築します。

(健康福祉部保健医療課)

実施見込み箇所数・実利用見込み者数

年 度	30年度	31年度	32年度
実施見込み箇所数	5カ所	5カ所	5カ所
実利用見込み者数	1,700人	1,700人	1,700人

③ 障害児等療育支援事業

- 在宅障がい児者の地域生活を支援するため、身近な地域で療育指導、生活指導及び相談等が受けられる体制の確立を目指します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 各拠点施設の専門的な職員が、訪問療育、外来療育、相談及び保育所等への技術的指導を行います。

【事業の具体的内容】

- ア 訪問による療育指導
- イ 外来による専門的な療育相談、指導
- ウ 障がい児の通う保育所や幼稚園等の職員の療育技術の指導

(健康福祉部障害福祉課)

圏域ごとの障害児療育等支援事業実施見込み箇所数（拠点施設数）

岐 阜	西 濃	中 濃	東 濃	飛 駒	合 計
1カ所	1カ所	2カ所	1カ所	1カ所	6カ所

実施見込み箇所数

年 度	30年度	31年度	32年度
実施見込み箇所数	6カ所	6カ所	6カ所

(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになります。

① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

- 身体障がい者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成します。

また、現任者に対するスキルアップ研修の実施により資質の向上を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

合格者数※

年 度	通訳・筆記	30年度	31年度	32年度
合格者数累計	手話通訳者	20人	26人	33人
	要約筆記者（手書）	57人	63人	69人
	要約筆記者（PC）	32人	37人	42人

※手話通訳者及び要約筆記者（手書・PC）は養成研修終了後、統一試験を受験し合格することで、手話通訳者・要約筆記者（手書・PC）となります。

② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

- 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成するとともに、現任者に対するスキルアップ向上を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

実養成講習修了見込み者数

年 度	30年度	31年度	32年度
実養成講習修了見込み者数	15人	15人	15人

③ 失語症意思疎通支援養成事業

- 失語症者に対する意思疎通支援者を養成し、失語症者の社会参加を支援します。

(健康福祉部障害福祉課)

意思疎通支援者講習修了見込み者数

年 度	30年度	31年度	32年度
講習修了見込み者数	13人	13人	13人

(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町村での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようになります。

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

- 聴覚障がい者の自立と社会参加を図るため、障がい福祉関係団体が主催又は共催する広域的な行事に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

(健康福祉部障害福祉課)

実利用見込み件数

年 度	通訳・筆記	30年度	31年度	32年度
実利用見込み件数	手話通訳者	300件	300件	300件
	要約筆記者（手書）	60件	60件	60件
	要約筆記者（PC）	15件	15件	15件

② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

- 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

(健康福祉部障害福祉課)

実利用見込み件数

年 度	30年度	31年度	32年度
実利用見込み件数	650件	650件	650件

(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

手話通訳者、要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整体制を整備することにより、広域的な派遣を円滑に実施し、聴覚障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようになります。

- 市町村域又は都道府県域を越えた広域的な派遣を円滑に実施するため、市町村間では派遣調整ができない場合には、県が市町村間の派遣調整を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

(5) 広域的な支援事業

① 圏域相談支援体制整備事業

圏域ごとに相談支援等に関する特別アドバイザーを配置し、市町村における障がい者相談支援体制の構築に向けて必要な支援を行うとともに、広域的・専門的な相談支援を行っております。

- 市町村の協議会の運営の活性化と基幹相談支援センターの設置に向けた支援により、相談支援体制の整備を図るため、各圏域に1人（岐阜圏域は2人）の特別アドバイザーを設置しております。

(健康福祉部障害福祉課)

② 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

精神障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援及び事故・災害等発生時に必要な緊急対応を目的としています。

ア 地域生活支援広域調整会議等事業

精神障がい者に対する地域生活への移行に向けた支援、地域生活を継続するための支援を推進するため、各関係機関が広域的な調整のもと連携できる体制を地域において構築することを目的としています。

- 県内7保健所において、地域移行推進会議等を開催します。

(健康福祉部保健医療課)

実施見込み箇所数

年 度	30年度	31年度	32年度
実施見込み箇所数	7カ所	7カ所	7カ所

イ 地域移行・地域生活支援事業

精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進します。

県では、精神障がい者の視点を重視した支援を充実する観点や、精神障がい者が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点から、ピアサポーター（※）の積極な活用に努めます。

※ピアサポーターとは

ピアサポート（精神障がいの当事者（経験者）として、自身の精神疾患や病状等の経験を通じて同じ障がいを持つ方に対して支援）を行う人。ピアサポーターは、精神障がい者の相談や地域交流・自己啓発などの社会参加活動を支援する。

- ピアソーターを活用した精神障がい者の地域移行・地域生活支援を実施します。
(健康福祉部保健医療課)

ピアソーター登録見込み者数

年 度	30年度	31年度	32年度
登録見込み者数	30人	31人	32人

ウ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業

自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大します。

このような災害の場合には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要です。

このような活動を行うために県によって組織される災害派遣精神医療チームがD P A Tです。

- D P A Tの説明会を医療機関に対して実施します。

(健康福祉部保健医療課)

開催見込み数（医療機関への説明会）

年 度	30年度	31年度	32年度
開催見込み数	1回	1回	1回

③ 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障がいを有する障がい児者への支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する「発達障害者支援地域協議会」を設置し、発達障がい児者への支援体制の充実を図ります。

- さまざまな関係者で構成する「県発達障がい者等支援体制整備推進連携会議」を開催します。

(健康福祉部障害福祉課)

開催見込み数

年 度	30年度	31年度	32年度
開催見込み数	2回	2回	2回

【参考】

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）」（国の基本指針）に掲げる都道府県障害福祉計画等に定める事項等（抜粋）

○都道府県障害福祉計画等において定める事項

別表第三

事 項	内 容
一 都道府県障害福祉計画等の基本的理念等	都道府県障害福祉計画等に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等を定めること。
二 区域の設定	指定障害福祉サービス等又は指定通所支援等の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域を定めた場合に、その趣旨、内容等を定めること。
三 提供体制の確保に係る目標 (一) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標	<p>障害者について、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、平成三十二年度における成果目標を設定すること。</p> <p>特に福祉施設の利用者の一般就労への移行等の数値目標を達成するため、労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関と連携して、次に掲げる事項について障害者雇用の推進に関する活動指標を設定して、実現に向けた取組を定めること。</p> <ul style="list-style-type: none">① 就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行② 障害者に対する職業訓練の受講③ 福祉施設から公共職業安定所への誘導④ 福祉施設から障害者・生活支援センターへの誘導⑤ 公共職業安定所における福祉施設利用者の支援

<p>(二) 障害児通所支援等の提供体制の確保に 係る目標</p>	<p>障害児支援の体制整備を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、平成三十二年度における成果目標を設定すること。</p>
<p>四 支援の種類ごとの必要な量の見込み及び その見込量の確保の方策</p> <p>(一) 各年度における指定障害福祉サービス 等の種類ごとの必要な量の見込み及び その見込量の確保の方策</p>	<p>① 市町村障害福祉計画を基礎として、④の平成三十二年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を勘案しながら、地域の実情を踏まえて、平成三十二年度までの各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。</p> <p>② 指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量の確保の方策を定めること。</p> <p>③ 市町村障害福祉計画を基礎として、地域生活支援拠点等の整備の方策について、圏域及び都道府県全域で定めること。</p> <p>④ 別表第四の三の項に掲げる式により算出した、平成三十二年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定めること。</p>
<p>(二) 各年度における指定通所支援等の種類 ごとの必要な量の見込み及びそのため の方策</p>	<p>① 市町村障害児福祉計画を基礎として、平成三十二年度末までの各年度における指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。</p> <p>② 指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保の方策を定めること。</p>
<p>五 圏域単位を標準とした指定障害福祉サー ビス及び指定通所支援の見通し及び計画 的な基盤整備の方策</p>	<p>① 障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用状況や供給体制について、国民健康保険団体連合会へ委託する自立支援給付の支払に関するデータの分析等により的確に把握すること。</p> <p>② 障害者等のニーズを踏まえ、必要な住まい、訪問系サービス、日中活動の拠点及び障害児支援の提供体制が適切に整備されているかとい</p>

	<p>う視点から課題を整理すること。</p> <p>③ ①及び②を踏まえ、障害者等の支援に必要となる指定障害福祉サービス及び障害児通所支援の種類及び量の見通しを作成すること。加えて、当該見通しを達成するために新たに必要となる指定障害福祉サービス及び障害児通所支援を実施する事業所数を見込むとともに、年次ごとの事業所の整備計画を作成すること。</p>
六 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数	平成三十二年度までの各年度における指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数を定めること。
七 都道府県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	<p>都道府県が実施する地域生活支援事業について、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定めること。</p> <p>① 実施する事業の内容 ② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み ③ 各事業の見込量の確保の方策 ④ その他実施に必要な事項</p>
八 指定障害福祉サービス等支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置	指定障害福祉サービス等支援に従事する者及び相談支援専門員等の確保又は資質の向上のために実施する措置に関する事項を定めること。
九 関係機関との連携に関する事項 (一) 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他関係機関との連携に関する事項 (二) 区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項	<p>都道府県の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等を定めること。</p> <p>都道府県の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等を定める事。</p>
十 都道府県障害福祉計画等の期間	都道府県障害福祉計画等の期間を定めること。
十一 都道府県障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価	各年度における都道府県障害福祉計画等の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

第8章 達成目標

【I】安心して暮らせる社会環境づくり

項目	設定事項	設定単位	達成目標		
			基準値 (時点)	期間増	H32末 目標
見守りネットワーク活動が実施されている自治会の割合	実施率	%	83.6 (H28)	16.4	100.0
助け合い（生活支援）活動が実施されている小学校区の割合	実施率	%	29.7 (H28)	20.3	50.0
乗合バス車両に占めるノンステップバス車両の割合	導入率	%	32.6 (H27)	12.4	45.0
【新】1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のすべての駅におけるバリアフリー化の割合	割合	%	92.0 (H28)	8.0	100.0
【新】特定道路（移動円滑化が特に必要なものとして国土交通大臣が指定した道路）のバリアフリー化率	割合	%	87.0 (H28)	13.0	100.0
【新】主要な生活関連経路の横断箇所における信号機等のバリアフリー化率	割合	%	100 (H28)	—	100.0
交番及び駐在所の改築、改修においてスロープ、自動ドア、ローカウンター、客溜の整備が行われた割合	整備率	%	42.3 (H28)	11.8	54.1
【新】手話通訳者統一試験合格者数（累計）	合格者数	人	11 (H28)	22	33
【新】要約筆記者（手書）統一試験合格者数（累計）	合格者数	人	45 (H28)	24	69
【新】要約筆記者（P C）統一試験合格者数（累計）	合格者数	人	22 (H28)	20	42
盲ろう者通訳・介助者養成人数（累計）	養成人数	人	266 (H28)	60	326
【新】失語症者意思疎通支援者養成人数（累計）	養成人数	人	0 (H28)	39	39

【新】要配慮者利用施設がある土砂災害特別警戒区域の着手率	割合	%	43.4 (H28)	56.6	100.0
介護福祉士等修学資金貸付利用者数（累計）	貸付 人数	人	684 (H28)	285	969
学生等のインターンシップ、1日体験受入数(介護)（累計）	受入 人数	人	576 (H28)	146	722

【Ⅱ】社会参加を進める支援の充実

項目	設定 事項	設定 単位	達成目標		
			基準値 (時点)	期間増	H32末 目標
【新】高等特別支援学校の整備件数（累計）	整備 件数	件	0 (H28)	2	2
特別支援学校における教諭の特別支援学校教員免許保有率	割合	%	71.3 (H28)	18.7	90.0
県内障がい者の実雇用率	実雇 用率	%	1.95 (H28)	0.35	2.3
特別支援学校高等部卒業生の就職率	割合	%	33.4 (H28)	1.6	35
「働きたい！応援団ぎふ」登録企業数	企業 数	社	748 (H28)	102	850
多様な障がい者委託訓練による就職率	就職 率	%	30.0 (H28)	20.0	50.0
チャレンジトレーニング事業による就職率	就職 率	%	63.6 (H28)	0.4	64.0
【新】難病生きがいサポートセンターにおける1年間の就労相談件数	相談 件数	数	663 (H28)	—	増加
就労継続支援B型事業所の平均工賃	円	円	13,718 (H28)	6,282	20,000

福祉施設から一般就労への移行等（※）					
年間一般就労移行者数	移行者数	人	191 (H28)	96	287
就労移行支援事業の年間利用者数	利用者数	人	411 (H28)	83	494
就労移行率が3割以上の事業所の割合	割合	%	24.0 (H28)	26	50.0
【新】就労定着支援による職場定着率	割合	%	— (H28)	—	80.0
【新】東京パラリンピックへの県ゆかりの選手輩出数	選手数	人	5 (H27)	5	10

【III】日常生活を支える福祉の充実

項目	設定事項	設定単位	達成目標		
			基準値 (時点)	期間増	H32末目標
難病患者等ホームヘルパーの養成者数（累計）	養成人数	人	1,197 (H28)	153	1,350
福祉対応リフォーム実施済み県営住宅数（累計）	供給戸数	戸	227 (H28)	40	267
福祉施設の入所者の地域生活への移行（※）					
施設入所者数	入所者数	人	2,292 (H28)	0	2,292
地域生活移行者数	平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者数の3.2%（74人）の地域生活への移行を推進します。				
【新】圏域における保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置数	平成32年度末までに、全ての圏域において、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。				

【新】市町村における保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置数(複数市町村による共同設置含む)	平成32年度末までに、複数市町村による共同設置を含め、全ての市町村において、協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。				
入院中の精神障がい者の地域生活への移行					
【新】65歳以上の1年以上長期入院患者数(※)	在院者数	人	1,279(H28)	△172	1,107
【新】65歳未満の1年以上長期入院患者数(※)	在院者数	人	1,074(H28)	△105	969
入院後3ヶ月経過時点の退院率(※)	退院率	%	63(H28)	6	69
【新】入院後6ヶ月経過時点の退院率(※)	退院率	%	84(H28)	0	84
入院後1年経過時点の退院率(※)	退院率	%	90(H28)	1	91
【新】精神病床における入院需要(県内患者数)	患者数	人	3888(H26)	△490	3,398
【新】精神病床における入院需要(県内患者数)急性期(3カ月未満)	患者数	人	急性期 772(H26)	8	急性期 780
【新】精神病床における入院需要(県内患者数)回復期(3カ月以上1年未満)	患者数	人	回復期 529(H26)	13	回復期 542
【新】精神病床における入院需要(県内患者数)慢性期(1年以上)	患者数	人	慢性期 2,587(H26)	△511	慢性期 2,076
地域生活支援拠点等の整備(※)	圏域数	圏域	1(H28)	4	5
【新】圏域ごとに、児童発達支援センターを設置(※)	圏域数	箇所	3(H28)	2	5
【新】全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築(※)	市町村数	市町村	18(H28)	24	42

【新】 圏域ごとに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保（※）	圏域数	圏域	3 (H28)	2	5
	圏域数	圏域	4 (H28)	1	5
	県数	県	1 (H28)	0	1 (H30)
【新】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置（市町村においては、圏域での設置も含む）（※）	圏域数	圏域	2 (H28)	3	5 (H30)
	市町村数	市町村	14 (H28)	28	42 (H30)

【IV】 質の高い保健・医療提供体制の整備

項目	設定事項	設定単位	達成目標		
			基準値 (時点)	期間増	H32末 目標
【新】 超重症児（者）・準超重症児（者）の医療型短期入所月平均利用日数	平均利用日数	日	205 (H28)	7	212
【新】 超重症児（者）・準超重症児（者）の受入れが可能な医療型短期入所事業所数（累計）	事業所数	箇所	15 (H28)	1	16
【新】 重度障がい児（者）の支援に関する協議の場の設置数（累計）	事業所数	箇所	17 (H28)	31	48
【新】 重度障がい児（者）に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数（累計）	配置人数	人	0 (H28)	60	60
障害者支援施設及び障害児入所施設における定期的な歯科健診の実施率	割合	%	77.1 (H28)	12.9	90.0
障害者支援施設及び障害児入所施設における定期的な歯科保健指導の実施率	割合	%	65.7 (H28)	7.3	73.0
園芸福祉サポーター活動実績	活動実績	施設	141 (H26)	119	260

注：（※）は、第5章「国の基本方針に即して定める『第5期障害福祉計画』」及び第6章「国の基本方針に即して定める『障害児福祉計画』」における数値（成果）目標との重複項目。

障がい福祉に関するアンケート調査結果

I 調査の概要

1 調査目的

県では、平成26年に策定した「岐阜県障がい者総合支援プラン」に基づき、各種施策を実施してきました。本年度は上記プランの改定の年となっているため、その改訂にあたり、計画改訂の参考とさせていただくとともに、今後の障がい福祉行政推進の基礎資料とするため、ご意見・ご意向などを伺いました。

2 調査対象など

○調査対象

県政モニター516人（うちインターネットモニター251人）

○調査方法

郵送及びインターネット

○調査機関

平成29年6月30日～7月21日

○回収結果

449人（回収率87.0%）

構成比はパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。

そのため、合計が100%にならない場合があります。

3 結果概要

○障がいを理由とする差別や偏見について

障がいを理由とする差別が「ある」「少しある」が合わせて94.0%となった。

○障害者差別解消法について

「内容も名前も知らない」が55.9%と最も高く、「内容も含めて知っている」「名前は知っている」は合わせて43.7%となった。

○県が力を入れるべき共生社会実現に向けた取組みについて

他の選択肢に比べ、「障がいに関する理解の促進」が78.3%と最も高い結果となった。他方、「共生社会の実現に向け、県民の模範となる活動を行った個人や団体の表彰」は7.2%にとどまった。

○障がいのある人にとっての住みやすさについて

「普通」が最も多く32.3%、次いで「わからない」が30.1%となった。なお、「住みやすい」「まあまあ住みやすい」「普通」を合せた割合は46.3%となった。

○県が力を入れるべき障がい福祉行政について

「障がいのある子供やその親に対する支援の充実」（63.3%）、「障がいに関する理解啓発や障がい者差別解消」（61.3%）、「障がい者の就労支援の推進」（55.9%）、「道路・交通・建物のバリアフリー化」（55.0%）が高い結果となった。

○災害時に出来る支援について

「避難生活時における障がいのある方への配慮」(53.2%)、「災害時の避難支援」(52.1%)、「日頃の声掛けなどによる見守り」(48.8%)、「町内会などの場における支援方法などの話し合い」(41.8%)が高い結果となった。

○ヘルプマークについて

「知らない」が71.5%と最も高く、「意味も含めて知っている」「名前のみ知っている」を合せた割合は27.6%となった。

4 回答属性

(1) 性別

区分	人数(人)	割合(%)
男性	181	40.3%
女性	265	59.0%
無回答	3	0.7%
計	449	100.0%

(2) 年代別

区分	人数(人)	割合(%)
10歳代	2	0.4%
20歳代	36	8.0%
30歳代	92	20.5%
40歳代	91	20.3%
50歳代	101	22.5%
60歳代	106	23.6%
70歳代以上	18	4.0%
無回答	3	0.7%
計	449	100.0%

(3) 居住圏域別

区分	人数(人)	割合(%)
岐阜圏域	202	45.0%
西濃圏域	77	17.1%
中濃圏域	90	20.0%
東濃圏域	53	11.8%
飛騨圏域	24	5.3%
無回答	3	0.7%
計	449	100.0%

II 調査結果

問1 あなたは、障がいがある人に対して、障がいを理由とする差別や偏見が社会にあると思いますか。

区分	人数(人)	割合(%)
ある	227	50.6%
少しある	195	43.4%
ない	13	2.9%
無回答	2	0.4%
計	449	100.0%

問2 国では、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。あなたはこの法律をご存じですか。

区分	人数(人)	割合(%)
内容も含めて知っている	73	16.3%
名前は知っている	123	27.4%
内容も名前も知らない	251	55.9%
無回答	2	0.4%
計	449	100.0%

問3 県では、平成28年4月に「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」を施行し、共生社会実現に向けた取組みを進めています。共生社会実現に向けた取組みのうち、あなたが力を入れる必要があると思うものを次の中からすべて選んでください。(複数回答 回答者446人)

区分	人数(人)	割合(%)
障がいに関する理解の促進	349	78.3%
障がいに関する教育機会の充実	115	25.8%
幼い頃からの障がいのある人とないとの交流の促進	135	30.3%
共生社会の実現に向け、県民の模範となる活動を行った個人や団体の表彰	32	7.2%
わからない	9	2.0%
その他	9	2.0%
計	649	

【「その他」の主な回答】

- ・障害者が行動しやすいバリアフリーな街、公共の環境の充実。
- ・小さい頃より障害の子に関わりをもつことが大切。等

問4 あなたは、岐阜県は障がいのある人にとって住みやすい県だと思いますか。

区分	人数(人)	割合(%)
住みやすい	14	3.1%
まあまあ住みやすい	49	10.9%
普通	145	32.3%
あまり住みやすいとは思わない	84	18.7%
住みにくい	19	4.2%
わからない	135	30.1%
無回答	3	0.7%
計	449	

問5 障がい福祉行政について、あなたが今後もっと力を入れる必要があると思うものを次の中からすべて選んでください。(複数回答 回答者447人)

区分	人数(人)	割合(%)
障がいに関する理解啓発や障がい者差別解消	274	61.3%
障がいのある子供やその親に対する支援の充実	283	63.3%
災害発生時における障がい者の避難対策等の強化	184	41.2%
障がい者の高齢化に対する取組みの強化	185	41.4%
特別支援教育の充実	147	32.9%
障がい者のスポーツや芸術の推進	90	20.1%
道路・交通・建物のバリアフリー化	246	55.0%
障がい者の就労支援の推進	250	55.9%
わからない	16	3.6%
その他	10	2.2%
計	1685	

【「その他」の主な回答】

- ・精神障がいへの理解。
- ・障がい者の高齢化もしくは、その親の高齢化をもう少し考えてほしい。等

問6 あなたは、災害発生時に（備えも含めて）障がいのある人のためにどういう支援ができると思いますか。当てはまるものを3つ選んでください。（複数回答 回答者447人）

区分	人数(人)	割合(%)
日頃の声掛けなどによる見守り	218	48.8%
町内会などの場における支援方法などの話し合い	187	41.8%
防災訓練への参加の呼びかけ	99	22.1%
家財の転倒防止器具の取り付けなどの手伝い	74	16.6%
災害時の避難支援（避難所までの誘導）	233	52.1%
避難生活時における障がいのある方への配慮	238	53.2%
障がいに関する知識の修得	116	26.0%
その他	9	2.0%
計	1174	

【「その他」の主な回答】

- ・子供に障害があるので、理解はできる。共感できる。だからこそどういった配慮すべきかわかる。
- ・自身が障がい者のため、他人まで手が出ない。等

問7 あなたは「ヘルプマーク」をご存知ですか。

区分	人数(人)	割合(%)
意味も含めて知っている	69	15.4%
名前のみ知っている	55	12.2%
知らない	321	71.5%
無回答	4	0.9%
計	449	100.0%

岐阜県障害者施策推進協議会条例

昭和47年3月31日条例第8号

改正

昭和54年10月9日条例第24号
平成6年3月30日条例第6号
平成12年12月27日条例第55号
平成16年10月7日条例第33号
平成23年10月12日条例第38号
平成24年3月27日条例第25号

岐阜県心身障害者対策協議会条例をここに公布する。

岐阜県障害者施策推進協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定により、岐阜県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。
 - 一 関係行政機関の職員
 - 二 学識経験を有する者
 - 三 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会

に譲つて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年10月9日条例第24号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月30日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成6年5月規則第56号で、同6年6月1日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に在任する岐阜県心身障害者対策協議会の委員は、その任期が満了するまでの間、改正後の岐阜県障害者施策推進協議会条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項の規定により任命された岐阜県障害者施策推進協議会の委員（以下「委員」という。）とみなす。

- 3 この条例の施行の日以後最初に任命される委員（補欠の委員を除く。）の任期は、改正後の条例第2条第3項本文の規定にかかわらず、平成7年7月20日までとする。

附 則（平成12年12月27日条例第55号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成16年10月7日条例第33号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成17年4月規則第79号で、同17年4月18日から施行）

附 則（平成23年10月12日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第25号）

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）第2条の規定の施行の日から施行する。

岐阜県障害者施策推進協議会委員名簿

(平成30年2月現在)

所属	職名	氏名	分野	備考
学識	岐阜大学教育学部	教授	池谷 尚剛 大森 智子	教 育 臨床心理・相談支援
	岐阜県臨床心理士会	特別研究員	佐藤八千子	福 祉
	岐阜経済大学	特任准教授	西村 悟子	医 療
	岐阜大学医学部	常務理事	堀部 廉	医 療
	(一社)岐阜県医師会		田中 勝士	県議会(厚生環境)
	岐阜県議会	厚生環境委員長		
障がい者団体	(一財)岐阜県身体障害者福祉協会	会長	岡本 敏美	身体障がい
	(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会	副会長	溝口 広美	視覚障がい
	(一社)岐阜県聴覚障害者協会	会長	水野 義弘	聴覚障がい
	(特非)岐阜県難病団体連絡協議会	常務理事	安藤 晴美	難病関係
	岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会	会長	日比奈緒美	身体障がい
	岐阜県特別支援学校PTA連合会	会長	澤田 由香	障がい児教育
	(一社)岐阜県手をつなぐ育成会	理事長	春見 鉄男	知的障がい
	(一社)岐阜県知的障害者支援協会	会長	小板 孫次	知的障がい
	岐阜県自閉症協会	会長	水野佐知子	発達障がい
	(特非)岐阜県精神保健福祉会連合会	理事長	山田 健雄	精神障がい
行政	岐阜労働局	職業安定部長	吉村 亮	労働行政
	岐阜障害者職業センター	所長	齋藤友美枝	障がい者雇用
	岐阜県市長会	本巣市長	藤原 勉	市町村行政
	岐阜県町村会	輪之内町長	木野 隆之	市町村行政

(敬称略、順不同)

岐阜県障がい者総合支援懇話会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について会議を行うため「岐阜県障がい者総合支援懇話会」（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員17人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、関係機関等から、健康福祉部長が選任した者とする。

(座長)

第4条 懇話会に座長を置き、岐阜県障害福祉課長をもって充てる。

2 座長は、会務を総理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は座長が招集する。

2 懇話会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

3 懇話会は、課題等に応じ専門部会を設置することができる。

(圏域協議会との連携)

第6条 懇話会には、各障害保健福祉圏域ごとに支部（以下「圏域支部」という。）を置く。

2 圏域支部は、各県事務所（岐阜圏域にあっては岐阜地域福祉事務所）に設置された圏域協議会等をもって充てる。

3 圏域支部の組織及び運営に関する事項は、圏域支部において別に定める。

4 圏域支部は、地域協議会と連携し、地域の協議事項等をまとめ、懇話会へ協議または報告することができる。

(事務局)

- 第7条 懇話会の事務局は、健康福祉部障害福祉課に置く。
- 2 事務局は、必要に応じて関係する本庁各課及び現地機関等を招集し、障害福祉課長の主宰により事務局会議を開催する。

(連携)

- 第8条 懇話会は、県内における障がい者施策の推進について、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第26条第3項の規定に基づき設置された岐阜県障害者施策推進協議会と連携し、運営するものとする。

(補則)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年7月24日から施行する。
- 2 この要綱の制定をもって「岐阜県障がい者自立支援協議会設置要綱」（平成24年8月2日制定）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月25日から施行する。

岐阜県障がい者総合支援懇話会委員名簿

役 職	氏 名	備 考 (分野)
障がい者相談支援特別アドバイザー	大西 鈴彦	相談体制支援
東濃障がい者就業・生活支援センター 所長	藏前 芳勝	就労・生活支援
岐阜労働局職業安定部職業対策課 課長	武藤 俊逸	就労支援
国立病院機構長良医療センター 療育指導室 室長	藤森 豊	重心児(者)支援
障がい者相談支援特別アドバイザー	大島 和彦	相談体制支援
岐阜県知的障害者支援協会 副会長	田口 道治	知的障がい者支援
地域活動支援センター ふなぶせ 総合施設長	森 敏幸	精神障がい者支援
西濃圏域発達障がい支援センター	中野たみ子	発達障がい児支援
岐阜県発達障害者支援センター 発達障害支援課長	富田 智子	発達障がい児支援
岐阜県難病団体連絡協議会 相談員	白木 裕子	難病支援
岐阜市 障がい福祉課 課長	真鍋 晃	行政関係(市)
本巣市 福祉敬愛課長	三浦 直	行政関係(市)
輪之内町 福祉課長	菱田 靖雄	行政関係(町村)
岐阜県特別支援学校長会 会長(羽島特別支援学校長)	出口 和宏	教育関係
岐阜県身体障害者福祉協会事務局 課長	小川 剛矢	当事者等
岐阜県手をつなぐ育成会 副理事長	田中 真澄	当事者等
岐阜市あけぼの会 会長	服部 信子	当事者等

(敬称略、順不同)

事務局（第7条関係）

所 属 ・ 役 職	備 考
障害福祉課 課長	障がい福祉(身体・知的)
保健医療課 課長	障がい福祉(精神)、難病
医療福祉連携推進課 課長	障がい福祉(医療)
岐阜地域福祉事務所福祉課 課長	岐阜圏域
西濃県事務所福祉課 課長	西濃圏域
揖斐県事務所福祉課 課長	西濃圏域
中濃県事務所福祉課 課長	中濃圏域
可茂県事務所福祉課 課長	中濃圏域
東濃県事務所福祉課 課長	東濃圏域
恵那県事務所福祉課 課長	東濃圏域
飛騨県事務所福祉課 課長	飛騨圏域

事務局（事務局会議関係機関）

所 属 ・ 役 職	備 考
労働雇用課 課長	障がい者雇用
地域福祉課 課長	地域福祉、人材育成
特別支援教育課 課長	教育
岐阜保健所健康増進課 課長	障がい福祉(精神)、難病
中央こども相談センター判定課長	障がい児支援
身体障害者更生相談所 所長	身障更生相談
知的障害者更生相談所 相談判定課長 兼精神保健福祉センター 審査課長	知的更生相談 精神保健福祉
希望が丘こども医療福祉センター 副所長兼事務局長	医療 発達障がい支援

計画の策定経過

平成 29 年 2 月 23 日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障害者施策推進協議会 •「第 2 期 岐阜県障がい者総合支援プラン」(県障害者計画・県障害福祉計画・県障害児福祉計画) の策定(案)について																																																												
平成 29 年 5 月～ 8 月	<input type="checkbox"/> 県内障がい者団体への意見聴取 <意見聴取を行った団体> (訪問日順) <table border="1" data-bbox="504 601 1359 1343"> <tbody> <tr><td>1</td><td>(一社)岐阜県知的障害者支援協会</td><td>16</td><td>岐阜県障害福祉事業所連絡会</td></tr> <tr><td>2</td><td>岐阜県特別支援学校 P T A 連合会</td><td>17</td><td>頸髄損傷者連絡会・岐阜</td></tr> <tr><td>3</td><td>(一社)岐阜県聴覚障害者協会</td><td>18</td><td>精神障害者社会復帰施設</td></tr> <tr><td>4</td><td>(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会</td><td>19</td><td>岐阜県筋ジストロフィー協会</td></tr> <tr><td>5</td><td>岐阜県自閉症協会</td><td>20</td><td>岐阜盲ろう者友の会</td></tr> <tr><td>6</td><td>岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会</td><td>21</td><td>(特非)障害者自立センターつかいぼう</td></tr> <tr><td>7</td><td>(一社)岐阜県手をつなぐ育成会</td><td>22</td><td>岐阜県脊髄損傷者協会</td></tr> <tr><td>8</td><td>(特非)岐阜県難病団体連絡協議会</td><td>23</td><td>(一社)日本精神科看護協会岐阜県支部</td></tr> <tr><td>9</td><td>(特非)岐阜県精神保健福祉社会連合会</td><td>24</td><td>岐阜県言語障害児をもつ親の会</td></tr> <tr><td>10</td><td>(特非)ぎふ難聴者協会</td><td>25</td><td>岐阜県失語症友の会</td></tr> <tr><td>11</td><td>岐阜県精神科病院協会</td><td>26</td><td>東海地区遷延性意識障害者と家族の会「ひまわり」</td></tr> <tr><td>12</td><td>岐阜県身体障害者福祉施設協議会</td><td>27</td><td>(社福)岐阜アソシア</td></tr> <tr><td>13</td><td>岐阜県重症心身障害児(者)を守る会</td><td>28</td><td>(一社)岐阜県知的障害者支援協会(施設長会議)</td></tr> <tr><td>14</td><td>岐阜睦声会</td><td>29</td><td>(一財)岐阜県身体障害者福祉協会</td></tr> <tr><td>15</td><td>岐阜県精神障害者作業所交流会</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	1	(一社)岐阜県知的障害者支援協会	16	岐阜県障害福祉事業所連絡会	2	岐阜県特別支援学校 P T A 連合会	17	頸髄損傷者連絡会・岐阜	3	(一社)岐阜県聴覚障害者協会	18	精神障害者社会復帰施設	4	(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会	19	岐阜県筋ジストロフィー協会	5	岐阜県自閉症協会	20	岐阜盲ろう者友の会	6	岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会	21	(特非)障害者自立センターつかいぼう	7	(一社)岐阜県手をつなぐ育成会	22	岐阜県脊髄損傷者協会	8	(特非)岐阜県難病団体連絡協議会	23	(一社)日本精神科看護協会岐阜県支部	9	(特非)岐阜県精神保健福祉社会連合会	24	岐阜県言語障害児をもつ親の会	10	(特非)ぎふ難聴者協会	25	岐阜県失語症友の会	11	岐阜県精神科病院協会	26	東海地区遷延性意識障害者と家族の会「ひまわり」	12	岐阜県身体障害者福祉施設協議会	27	(社福)岐阜アソシア	13	岐阜県重症心身障害児(者)を守る会	28	(一社)岐阜県知的障害者支援協会(施設長会議)	14	岐阜睦声会	29	(一財)岐阜県身体障害者福祉協会	15	岐阜県精神障害者作業所交流会		
1	(一社)岐阜県知的障害者支援協会	16	岐阜県障害福祉事業所連絡会																																																										
2	岐阜県特別支援学校 P T A 連合会	17	頸髄損傷者連絡会・岐阜																																																										
3	(一社)岐阜県聴覚障害者協会	18	精神障害者社会復帰施設																																																										
4	(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会	19	岐阜県筋ジストロフィー協会																																																										
5	岐阜県自閉症協会	20	岐阜盲ろう者友の会																																																										
6	岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会	21	(特非)障害者自立センターつかいぼう																																																										
7	(一社)岐阜県手をつなぐ育成会	22	岐阜県脊髄損傷者協会																																																										
8	(特非)岐阜県難病団体連絡協議会	23	(一社)日本精神科看護協会岐阜県支部																																																										
9	(特非)岐阜県精神保健福祉社会連合会	24	岐阜県言語障害児をもつ親の会																																																										
10	(特非)ぎふ難聴者協会	25	岐阜県失語症友の会																																																										
11	岐阜県精神科病院協会	26	東海地区遷延性意識障害者と家族の会「ひまわり」																																																										
12	岐阜県身体障害者福祉施設協議会	27	(社福)岐阜アソシア																																																										
13	岐阜県重症心身障害児(者)を守る会	28	(一社)岐阜県知的障害者支援協会(施設長会議)																																																										
14	岐阜睦声会	29	(一財)岐阜県身体障害者福祉協会																																																										
15	岐阜県精神障害者作業所交流会																																																												
平成 29 年 4 月～ 9 月	<input type="checkbox"/> 有識者への意見聴取																																																												
平成 29 年 5 月	<input type="checkbox"/> 指定障害者支援施設に係る入所者・待機者の状況について照会																																																												
平成 29 年 6 月～ 7 月	<input type="checkbox"/> 「障がい福祉に関するアンケート調査」(県政モニター)の実施 <table border="1" data-bbox="514 1693 1356 2007"> <tr> <td><u>(1) 調査対象</u> 県政モニター (516 人)</td> </tr> <tr> <td><u>(2) 主な調査項目</u></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> • 障がいを理由とする差別や偏見について • 災害発生時の障がいのある人のためにできる支援について • 「障害者差別解消法」、「ヘルプマーク」の認知度について </td> </tr> </table>	<u>(1) 調査対象</u> 県政モニター (516 人)	<u>(2) 主な調査項目</u>	<ul style="list-style-type: none"> • 障がいを理由とする差別や偏見について • 災害発生時の障がいのある人のためにできる支援について • 「障害者差別解消法」、「ヘルプマーク」の認知度について 																																																									
<u>(1) 調査対象</u> 県政モニター (516 人)																																																													
<u>(2) 主な調査項目</u>																																																													
<ul style="list-style-type: none"> • 障がいを理由とする差別や偏見について • 災害発生時の障がいのある人のためにできる支援について • 「障害者差別解消法」、「ヘルプマーク」の認知度について 																																																													

平成 29 年 9 月 15 日	□ 岐阜県障害者施策推進協議会 ・第 2 期岐阜県障がい者総合支援プラン（骨子案）を協議
平成 29 年 9 月～ 10 月	□ 障害福祉計画に係るサービス見込量等の市町村照会 (中間報告第 1 回目)
平成 29 年 10 月 11 日	□ 岐阜県障がい者総合支援懇話会 ・第 2 期岐阜県障がい者総合支援プラン（骨子案）を協議
平成 29 年 10 月 18 日	□ 障がい福祉に関する市町村課長会議 ・第 2 期岐阜県障がい者総合支援プランの策定について
平成 29 年 11 月	□ 市町村への意見照会 ・第 2 期岐阜県障がい者総合支援プラン（素案）に対する意見
平成 29 年 11 月 28 日	□ 岐阜県障害者施策推進協議会 ・第 2 期岐阜県障がい者総合支援プラン（素案）を協議
平成 29 年 12 月	□ 障害福祉計画に係るサービス見込量等の市町村照会 (中間報告第 2 回目)
平成 29 年 12 月～ 平成 30 年 1 月	□ パブリック・コメントの実施 ・インターネットによるプラン（案）の公表
平成 30 年 1 月	□ 障害福祉計画に係るサービス見込量等の市町村照会（確定報告）
平成 30 年 2 月 9 日	□ 岐阜県障がい者総合支援懇話会 ・岐阜県障がい者総合支援プランの策定について
平成 30 年 2 月 14 日	□ 岐阜県障害者施策推進協議会 ・第 2 期岐阜県障がい者総合支援プラン（最終案）を報告

用語解説

あ

■アビリンピック

「アビリンピック」(ABILYMPICS)は、「アビリティ」(ABILITY:能力)と「オリンピック」(OLYMPICS)を合わせた造語です。アビリンピックは、障がいのある方々が、日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々に障がいのある方々に対する理解と認識を深めてもらい、その雇用の促進を図ることを目的として開催しています。

い

■医療的ケア児

人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児です。

■医療型障害児入所施設

障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う「障害児入所施設」の類型の1つです。

障害児入所施設には、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があり、医療型障害児入所施設では、疾病の治療、看護、医学的管理の下における食事、排せつ、入浴等の介護、日常生活上の相談支援、助言、身体能力や日常生活能力の維持・向上のための訓練、レクリエーション活動等の社会参加活動支援、コミュニケーション支援などを行います。

■インクルーシブ教育システム

障がいの有無に関係なく、全ての子どもを対象として、学校や地域社会が個々の子どものニーズに対応して行う教育のことです。

う

■ウェブアクセシビリティ

特に高齢者や障がい者など、ホームページの利用になんらかの制約があったり、または利用に不慣れな人を含めて、誰もがホームページで提供されている情報やサービスを支障なく利用できることを言います。

え

■SST

“Social Skills Training” の略で、集団行動、仲間関係、コミュニケーションなど、

社会生活上の基本的な技能を身に付けるための学習のことです。

■SOS シグナル

視覚に障がいのある方が白い杖を垂直に頭上に上げて、周囲に助けを求めるサインのことです。街や駅などでこのSOSシグナルを見かけたときは積極的に声を掛けましょう。

■エスコートゾーン

道路を横断する視覚障がい者の安全性及び利便性を向上させるために、横断歩道上に設置され、視覚障がい者が横断時に横断方向の手がかりとする突起対の列のことです。

お

■音声機能障がい

喉頭摘出等により音声機能の喪失により、音声を全く発することができなくなる、又は、音声機能に著しい障がいがあり、音声を用いた意思疎通が著しく困難となる障がいのことです。

■音訳奉仕員

本、雑誌、新聞、その他文章を、晴眼者（目の見える方）が視覚障がいがある人たち等の代わりに朗読し、テープやCDに録音したものを通して情報提供するボランティアのことです。

き

■基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関の事で、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の相談を総合的に行います。各市町村が任意で設置することができます。

■共生型サービス

デイサービスなどについて、高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくなるため、介護保険と障害福祉両方の制度に、平成30年4月1日から新たに位置付けられるものです。

介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくなり、障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用し続けることができるようになります。

■強度行動障がい

直接的な他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的な他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現している状態をいいます。障がい特性（コ

ミュニケーションの苦手さや感覚の過敏性など)に環境がうまく合っていないことが、人や場に対する嫌悪感や不信感を高め、行動障がいをより強いものにしてしまいます。

く

■ グループホーム（共同生活援助）きょうどうせいかつえんじょ

障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、単身での生活が困難な障がいのある人が共同して自立した生活を営む場として位置づけられているものです。

グループホームでは、金銭管理や相談等の支援、また、必要な人に対しては食事や入浴等の介護を行うこととしています。

従来は、介護が必要な人が利用するケアホームと、介護が必要ない人が利用するグループホームとに分かれていましたが、今後、障がい者の高齢化・重度化が進展し、介護が必要な障がい者のグループホームの新規入居や、入居後に介護が必要となるケースの増加が見込まれることから、平成26年度の障害者総合支援法の施行により、ケアホームがグループホームへ一元化されました。

け

■ ゲートキーパー

心理、社会的問題や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人など、自殺の危険を抱えた人々に気づき適切にかかわる人のことです。

こ

■ 高次脳機能障がいこうじのうきのうしおう

病気や外傷などの原因により脳が損傷され、その後遺症として、記憶、注意、判断、意思伝達、情緒といった高次の脳機能障がいをきたす病態です。先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障がい、進行性の変性疾患によるものは除外します。

■ 行動援護こうどうえんご

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、行動上著しい困難を有する知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、外出時において同行し、移動に必要な支援等を行うサービスのことです。

■ 高等特別支援学校こうとうとくべつしえんがっこう

知的障がいの程度が軽度である生徒の潜在的な社会的・職業的自立能力を最大限まで引き伸ばし、一人一人の適性や希望に応じた進路を実現するための新しいタイプの特別支援学校です。高等部のみの学校で、職業教育に特化した専門学科を設置します。

■合理的配慮

障がいのある人等から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。

さ

■サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（訪問系サービスを除く）及び児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児入所支援を実施する事業者の指定に係る人員配置基準において、事業所ごとに必ず配置することとされている者のことです。

事業所において、サービスの質の向上を図るために、個々の利用者についての初期状態の把握（アセスメント）や個別支援計画の作成、定期的な評価（モニタリング）などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任を担う者です。

■サービス等利用計画

ケアマネジメント手法を活用し、障がいのある人のニーズや置かれている状況を勘案して、福祉、保健、医療、教育、就労、住宅等の総合的な視点から、地域での自立した生活を支えるために必要な支援を記述した計画のことです。

■災害図上訓練（DIG）

災害図上訓練「D I G（ディグ）」とはDisaster（災害）、Imagination（想像力）、Game（ゲーム）の略。地域の地図を活用し、災害が発生した場合を想定して、地域住民である参加者が、イメージトレーニング（机上訓練）をするものです。

■災害福祉広域支援ネットワーク

大規模災害に備えるため、福祉分野において、発災直後からの能動的・機動的な対応や被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等について包括的・継続的に支援を行う仕組みのことです。

し

■COPD（慢性閉塞性肺疾患）

慢性閉塞性肺疾患（Chronic Obstructive Pulmonary Disease、以下「C O P D」）とは、有毒な粒子やガスの吸入による進行性の疾患であり、運動時の呼吸困難や慢性の咳・痰等を伴います。主な原因は喫煙であり、他に粉塵や化学物質などがあります。

■CKD（慢性腎臓病）

慢性腎臓病（Chronic Kidney Disease、以下「C K D」）とは、糖尿病や高血圧症などのさまざまな要因により、腎臓の働きが慢性的に低下するものです、または、たんぱく尿

が出るなどの腎臓の異常が3か月以上続く状態です。

■失語症

脳梗塞や脳出血など脳卒中や、けがなどによって、大脑（たいていの人は左脳）の中にある、言葉を受け持っている「言語領域」という部分が傷ついたために、言葉がうまく使えなくなる状態をいいます。失語症になると、「話す」ことだけでなく、「聞く」「読む」「書く」ことも難しくなります。しかし、脳（左脳）の傷ついた場所の違いによって、「聞く」「話す」「読む」「書く」の障がいの重なり方や程度は異なり、失語症はいくつかのタイプに分類されています。

■失語症意思疎通支援者

所定の講習を受け、失語症者に対し、外出時など支援が必要な場面において、意思疎通の支援を行う人のことを言います。

■児童発達支援管理責任者

→サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者

■児童発達支援事業所

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

■自閉症

自閉症は、（1）対人関係の障がい（2）コミュニケーションの障がい（3）限定した常同的な興味、行動及び活動、の3つの特徴を持つ障がいで、3歳までには何らかの症状がみられます。最近では、症状が軽くても自閉症と同質の障がいのある場合、自閉症スペクトラムと呼ばれることがあります（スペクトラムとは「連続体」の意味）。

■自閉症・情緒障がい特別支援学級

自閉症（他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障がい）や情緒障がい（状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態）のために、通常の学級での教育では十分に成果が期待できない子どもが在籍する特別支援学級のことを言います。

■社会的障壁

障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを言います。

■周産期医療

妊娠後期（妊娠満22週）から早期新生児期（生後満7日未満）までの期間を周産期といいます。この時期は、合併症妊娠や分娩時の新生児死など、母体や胎児、新生児の生命に関わる事態が発生する可能性があります。この時期の母体や胎児、新生児について産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療を提供することで母子の健康を守るのが周産期医療です。

■重症心身障がい児（者）

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複した障がい児（者）です。

■重度訪問介護

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、常時介護を要する身体に重度の障がいがある人、重度の知的障がいがある人又は重度の精神障がいがある人に対し、入浴等の介護や調理等の家事の援助のほか、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等を行うサービスです。

■就労移行支援

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、一般就労等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力のために必要な訓練を行うサービスです。

■就労継続支援

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

■障害者就業・生活支援センター

障がい者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施する機関です。

■小児慢性特定疾患

子どもの慢性疾患のうち、小児がんなど、治療期間が長く、医療費負担が高額となるもののことです。

■ジョブコーチ

障がい者が職場に適応できるよう、職場に出向いて、障がい者が仕事に適応するための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援などを行う人のことです。また、支援が終わった後も安心して働き続けられるように、企業の担当者や職場の従業員に対しても、障がいを理解し配慮するための助言などを行います。

■身体障害者補助犬

盲導犬、介助犬及び聴導犬のことです。身体障がい者の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬であり、法に基づく表示をつけています。また、人が立ち入ることのできるさまざまな場所で受け入れるよう義務づけられています。

盲導犬…視覚障がいのある人が街なかを安全に歩けるようにサポートします。

介助犬…肢体不自由のある人の日常生活動作をサポートします。

聴導犬…聴覚障がいのある人に生活の中の必要な音を知らせ、音源まで誘導します。

す

■スペシャルオリンピックス

知的障がいのある人達に、日常的なスポーツトレーニングと、その成果の発表の場である競技会を、年間を通じて提供し、社会参加を応援する国際的なスポーツ組織です。

せ

■精神科救急医療システム

休日、夜間等における精神疾患の急激な発作や精神症状の悪化等により、緊急に精神科治療を必要とする精神障がい者を対象に、適正かつ円滑な医療及び保護を図るシステムです。

■成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度です。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度です。

そ

■相談支援専門員

県の指定を受けて相談支援事業を行う事業者が、事業所に必ず配置することとされている者です。

相談支援専門員は、利用者が地域で希望する自律した生活を維持・継続する上で生じる

様々な生活の課題（ニーズ）に対して、生活の目標を明らかにし、課題解決を達成する道筋と方向を明らかにして、地域社会にある資源の活用・改善・開発を通じて、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図ることが役割として求められています。

た

■退院後生活環境相談員

平成 26 年 4 月 1 日に精神保健福祉法が改正され、医療保護入院を中心に制度が変わり、精神科病院には「退院後生活環境相談員」の設置が義務づけられました。認知症等で医療保護入院された方が退院後に利用する障害福祉サービス及び介護サービスについて、退院前から相談し、医療保護入院者が円滑に地域生活へ移行することができるよう、必要に応じ、「退院後生活環境相談員」が地域援助事業者（居宅介護事業者等）と連携を図ることになりました。

ち

■地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、都道府県及び市町村が主体となって実施される事業のことです。障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施し、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを事業の目的としています。

■地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のことです

■チャレンジトレーニング事業

障がい者を採用する意欲のある企業と、就労を望む障がい者の互いの理解不足解消、不安解消及び障がい者の就職に向けた事前トレーニングとして、短期職場実習（10 日間）を行います。

て

■DCAT

大災害時において、被災した高齢者や障がい者などの配慮が必要な方々が、避難所等で十分な福祉的支援を受けることができるよう、地域の福祉人材からなる派遣チームを構成、避難所等へ派遣し、支援活動を行うチームです。（Disaster Care Assistance Team の略）

■DPAT

自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大します。このような災害の場合には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネージメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要となります。

このような活動を行うために都道府県及び政令指定都市によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームがD P A Tです。

てんやくほうしいん ■点訳奉仕員

所定の講習を受けて点訳の技術を取得し、視覚障がい者のために点字の書籍や文書を作成するボランティアです。

どうこうえんごじぎょう ■同行援護事業

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、重度の視覚障がいのある人に対し外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するほか、移動に必要な支援等を行うサービスです。

とうごうしちょうしょう ■統合失調症

統合失調症は、幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患です。それに伴って、人々と交流しながら家庭や社会で生活を営む機能が障がいを受け（生活の障がい）、「感覚・思考・行動が病気のために歪んでいる」ことを自分で振り返って考えることが難しくなりやすい（病識の障がい）、という特徴を併せもっています。

とくていきゅうしょくしゃこようかいはつじょせいきん ■特定求職者雇用開発助成金

高年齢者や障がい者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、賃金相当額の一部を助成するものです。

■トライアル雇用こよう

トライアル雇用とは、働いた経験が少ないことから、期間の定めのない雇用（常時雇用）での就職に不安のある方などが、常時雇用への移行を前提として、原則3か月間その企業で試用雇用として働いてみる制度です。

トライアル雇用の期間中は、仕事や企業について理解を深めることができ、また、労働基準法などの法律が適用され賃金も支払われます。

な
なんびょう
■ 難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいいます。

難病のうち、以下の要件をすべて満たすものであって、患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いとして厚生労働大臣が指定したものが、指定難病として医療費助成の対象とされています。

- ・患者数が人口の0.1%程度に達しないこと
- ・診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること

平成25年4月から施行された障害者総合支援法においては、障害者の定義に難病患者等を追加して障害福祉サービス等の対象とし、新たに対象となる難病患者等は障害者手帳の有無にかかわらず、必要に応じて障害支援区分の認定などの手続きを経たうえで、市町村において必要と認められた障害福祉サービス等（障がい児にあっては、児童福祉法に基づく障がい児支援）が利用できます。

に
にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう
■ 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業です。都道府県・指定都市社会福祉協議会を実施主体としています。（窓口業務等は市町村の社会福祉協議会等により行われています。）

の
■ ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが障がい者（特に知的障がい者）の処遇に関して唱え、北欧から世界に広まった障がい者福祉の最も重要な理念です。障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方です。

■ ノンステップバス

誰でも乗降しやすいように、床を低くして乗降口の階段を極力なくしたバスのことです。従来のバスとの違いは、ノンステップバスは、床下の機材を主に後方部分に集中させることで、床を地上から概ね30センチと低くし、乗降口にフラップ（渡り板）を付けることで車いすも乗降できるようにしたものです。空気圧で車体を下げるニーリング（車高調整）装置がついているものもあります。

は

■パーキングパーミット制度^{せいど}

障害者等用駐車スペースを利用できる対象者の範囲を設定し、条件に該当する希望者に地域の協力施設で共通に利用できる利用証を交付する制度です。

■発達障がい^{はったつしおう}

脳機能の発達が関係する生まれつきの障がいで、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものをいいます。

■発達障害者支援センター^{はったつしおうがいしゃしえん}

発達障がい児者及びその家族等に対する相談支援、発達支援、就労支援及び関係機関に対する普及啓発や研修などを行う専門機関です。発達障がい児者とその家族が豊かな地域生活を送れるよう、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障がい児者とその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行っています。

ひ

■ピアサポート

障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援する活動です。

■避難所運営ゲーム (HUG)^{ひなんじょうんえい}

Hinanzyo（避難所）Unei（運営）Game（ゲーム）の頭文字を取ったもので、英語で「抱きしめる」という意味を持っています。

避難者の年齢、性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験し、避難所運営を学ぶことができるものです。

ふ

■FAX 110番^{ばん}

障がいのある人が警察へアクセスする際の困難を取り除くための対策の1つとして、全都道府県警察において行われている、FAXによる緊急通報の受理のことです。この他、Eメールによる緊急通報の受理（Eメール 110 番）も行われています。

■福祉避難所^{ふくしひなんじょ}

災害時に、一般の避難所での避難生活が困難な高齢者や障がいのある方などといった、

特別な配慮を必要とする人が安心して避難できるように開設される避難所です。市町村において社会福祉法人等の協力を得て、高齢者福祉施設や障がい者福祉施設などが指定されています。

■ブルーライトアップ

4月2日の「世界自閉症啓発デー」及び4月2日から8日の「発達障害啓発週間」に、広く一般の関心を高めるよう各地の名所旧跡などを青色にライトアップする活動です。青色は癒しや希望などを表し、自閉症や発達障がいを理解していただくためのシンボルカラーとして使用されています。



■ペアレントトレーニング

発達障がい児の親が、自分の子どもの行動を観察して発達障がいの特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶことです。

■ペアレントメンター

発達障がい児者の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人です。

■ヘルプマーク

義足や人工関節を利用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方が、バッグ等に身に付けることで、周囲の方に手助けを必要とすることや「見えない障がい」への理解を求めるものです。



■メール110番^{ばん}

障がいのある人が警察へアクセスする際の困難を取り除くための対策の1つとして、全都道府県警察において行われている、Eメールによる緊急通報の受理のことです。この他、FAXによる緊急通報の受理（FAX110番）も行われています。



■盲ろう^{もうろう}

盲ろうとは「視覚と聴覚の両方に障がいがあること」を言います。また、視覚と聴覚の両方に障がいがある者を盲ろう者と言い、全盲ろう、盲難聴、弱視ろう、弱視難聴の4タイプ分けられます。

■盲ろう者通訳・介助者

盲ろう者の、生活上のコミュニケーションや移動の支援を行う者のことです。

ゆ

■ユニバーサルツーリズム

高齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが気兼ねなく楽しめるよう創られた旅行のことです。

よ

■要約筆記者

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚障がい者のために要約筆記を行う人です。要約筆記とは、聴覚障がい者のための意思疎通を図る手段のひとつで、話し手の内容をつかんで、要点をまとめて筆記し聴覚障がい者に伝達するものです。

れ

■レスパイト

障がい者（児）を家族の一員に抱える親・家族を、一時的に一定の期間障がい者（児）の介護から解放することによって、日ごろの心身の疲れを回復し一息つけるようにするサービスです。

ろ

■ロコモティブシンドローム（運動器症候群）

骨や関節、筋肉、動きの信号を伝える神経などが衰えて「立つ」「歩く」といった動作が困難になり、要介護や寝たきりになってしまこと、又は、そのリスクが高い状態のことです。

第2期岐阜県障がい者総合支援プラン

平成30年3月

編集・発行

岐阜県健康福祉部障害福祉課

岐阜市薮田南2-1-1

電話 058-272-1111（県庁代表）

FAX 058-278-2643

E-mail c11226@pref.gifu.lg.jp

